

シンポジウム

製品事故被害者は 救済されているか

～製造物責任法施行20年の歩みと課題～

報告書

2016年3月
日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会

※ 本資料は、シンポジウムにおける報告者及びパネリスト個人名義のレジュメと発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

＜目次＞

発言録	1
当日配布資料	47
当日投影資料	101

シンポジウム

製品事故被害者は救済されているか

～製造物責任法施行20年の歩みと課題～

《発言録》

《この頁は白紙です》

(総合司会：林) 定刻になりましたので、日本弁護士連合会主催のシンポジウム「製品事故被害者は救済されているか？～製造物責任法施行20年の歩みと課題～」を開催いたします。本日は大変お忙しい中、本シンポジウムにお越しいただきありがとうございます。本日の司会は、消費者問題対策委員会幹事の林尚美が務めさせていただきます。最後まで、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務連絡中略)

なお、本日、皆様のお名前ですけれども、慣例により「さん」だけで呼ばせていただきますので、ご了承ください。

それでは、シンポジウムに先立ちまして、消費者問題対策委員会委員長の野々山宏から開会のご挨拶をさせていただきます。野々山委員長よろしくお願ひいたします。

(野々山委員長) 皆さん、こんばんは。本日は、年末のお忙しい中、また、遅い時間からシンポジウム「製品事故被害者は救済されているか？」にお越しいただきました、本当にありがとうございます。

製造物責任法は1994年に制定されまして、1995年に施行されております。ちょうど20年が経ったということになります。当消費者問題対策委員会が新たな一歩、本当に新たな立法として取り組んだ最初のものだったと考えております。そのときの様々な経緯につきましては、この後、先頭に立って取り組んでこられた浅岡弁護士から、また報告があるかと思います。

制定から20年経ちまして、解決例、あるいは勝訴、敗訴の裁判例が積み重なつてきております。欠陥という概念を責任原因とする制度が定着してきたと考えられます。ただ一方で、この製造物責任法の問題点も明らかになってきております。制定当初からいわれていることありますけれども、推定規定や証拠開示制度の不十分なことが、消費者の救済に今でも妨げになっていると考えられます。

さらに今日のシンポジウムで、これまで20年間の中で出てきた様々な問題点も明らかになってくるかと思っております。この製造物責任に関わる問題は、最近でも、旧茶のしづく事件、それからカネボウの白斑事件など、大規模な安全を脅かす事件が生じてきております。私たちにとって、製造物責任法の重要性がますます高まっていると考えております。

本日は、当委員会の製造物責任法部会のメンバーに加藤新太郎中央大学大学院法務研究科教授に加わっていただきまして、製造物責任法の20年を振り返るとともに、その課題を検証していきたいと思います。また、解決の方向性を考えていきたいと考えております。しっかりと私も勉強させていただき、充実した時間を過ごしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

(総合司会・林) 野々山委員長、ありがとうございました。

それでは早速、基調報告に入りたいと思います。当連合会消費者問題対策委員会幹事の浅岡美恵さん、ご報告よろしくお願ひいたします。

(浅岡) ご紹介いただきました浅岡でございます。座らせていただきます。製造物責任法制定に至る過程につきましては、本日の資料8(「自由と正義」46巻2号)にも紹介しております。

また、本日の資料2にメモがありますが、時間の制約があり、スライドでお話ししたいと思います。

【製造物責任法制定議論の初期】

私は、弁護士登録の年に京都スモン訴訟に関わり、その後もテレビ火災や洗車台脚曲損事件、茶のしづく事件などいくつかのPL訴訟を担当し、製品安全問題に関わって参りました。

日弁連では1985年に消費者問題対策委員会が設置され、1989年、松江での人権擁護大会シンポジウムから、新しい消費者法を作っていくという議論のなかで、製造物責任法もその焦点の制度の一つと意識されていました。そこで、日弁連消費者問題対策委員会のPL部会を中心に欧米豪の制度や運用実態調査などいたしまして、1991年5月に製造物責任法要綱を提起し、日弁連の通常総会におきましても制定を求める決議が採択されております。

しかし、米国ではその二十数年前の1965年に第2次不法行為リストメントに厳格責任として導入され、日本でも1975年に我妻先生他の学者から試案が出されていました。

日本ではスモンやカネミ油症事件などで医薬品や食品による集団的な健康被害にかかる訴訟が多く提起され、民法第709条の下で製造業者の予見義務を抽象化、高度化し、被害救済を図ってきた歴史があります。この領域では実質的に厳格責任化が図られていたともいえますが、個々的に各地で散発的に発生する欠陥製品事故の被害者救済の場では、民法第709条の過失責任の壁は厚かったと思います。

1985年には製造物責任に関するEC指令が出されて、EC諸国の基本法となつことから、ようやく日本でも過失責任から製造物責任への転換の必要性に関心が高まつてきました。松江での人権大会はそういう時代であったかと思います。EC指令は、国際競争時代における競争条件としての消費者に対する製造業者の責任の平準化という側面があり、ある意味でEC指令が外圧として立法化に動いた側面もあったと思います。

そうしたことから、立法を視野において、民法第709条の過失責任原則からアメリカの第2次リストメントに示された厳格責任、EC指令で形づくられました欠陥責任制度を参考に、日本にも新しい製品安全の法体系の中に製造物責任制度が

必要であることと見据えて、1990年頃から官民の間で議論が始まりました。

EC指令による欠陥の定義は、「その製造物の表示、合理的に予期される使用、流通におかれた時期を含むすべての事情を考慮して、人が正当に期待しうべき安全性を備えていないとき」というものです。

【立法の要否論から欠陥の定義をめぐる議論に】

このEC指令を受けて、1989年10月に経済企画庁が「製造物責任の新しい視点－企業意識と海外動向の分析」を取りまとめ、1990年5月から国民生活審議会消費者政策部会での審議が始まりました。経産省も1992年から産業構造審議会総合製品安全部会で審議を始めました。経企庁側は法制度として導入したいと考えていたと思いますが、産業界から、「被害者は救済されている」、「現行法で対応できており、立法の必要性がない」、「濫訴を招く」などの反論が続き、2年間、立法の必要性という入口の議論に終始し、立法内容に踏み込んだ議論に至らないまま推移しました。経済界の抵抗はなかなかに強いものでした。現在も、消費者契約法の改正議論でよく似た動きがみられます。

ところが、こうした審議会の議論状況が1993年の夏に一変しました。自民党政権から細川連立政権に政権が交代し、ここで、経済産業省のスタンスが法制定を前提とするものに変わりました。ようやく、立法措置が必要かどうかではなく、立法を前提に、その中身が議論の対象となったわけです。そこでの最大の論点は「欠陥の定義」がありました。

過失責任から欠陥責任に変わることは、責任原因の対象が、「人の不注意」から「物の欠陥」、「製造物が安全性を欠いている状態」に変わることです。即ち、法的争点は事業者の安全配慮の状態の問題ではなくなるはずなのですが、経済産業省の審議会での論調は、「新法は事業者の行動における規範であるべき」として、「欠陥の定義が具体化、明確化されることが必要」との整理がなされ、過失責任の判断要素とかわらない数々の考慮事情が加えられてきました。欠陥責任の名の下に、過失責任の実を残そうとしたものといえます。

【3つの審議会から答申】

私たちは、アメリカの第二次不法行為リストメントの規定もEC指令も、裁判規範として受け止めてきました。裁判所が製造業者の責任の有無を判断するときの規範であることが基本です。しかし、経済産業省産業構想審議会での議論は、欠陥の定義規定は事業者の行動規範であるべきとし、欠陥判断の考慮事情として、表示、製品の効用、有用性、経済性、技術的実現可能性、被害発生の蓋然性とその程度、使用者による損害発生防止の可能性、通常使用期間、耐用期間、この九つを法律の欠陥の定義に明記すべきとの立場でした。これが1993年11月10日の産構審の答申です。結局のところ、過失の判断要素を言い換えたものといえます。

国民生活審議会も、この産構審答申に引きずられました。産構審答申からひと月ほど置いた12月10日に国民生活審議会の答申が取りまとめられました。そこで、無過失責任をとるべきとの論拠は詳しく示したのですが、具体的な欠陥の定義については、産構審とほぼ同じく「明確化の必要性」を理由に掲げ、E C指令が掲げる三つ（表示、合理的に予期できる使用、流通におかれた時期）だけでは足りない、産構審が示した事情を示すなどして欠陥を明確化すべきという答申がありました。私たちは、この議論は、実質、過失論に戻そうとするものと受け止めていました。

産構審と国生審の答申の間に、急遽、法制審民法部会財産法小委員会が開かれました。欠陥の定義付けは損賠賠償責任の基本原則にかかわる問題であり、民事実体法上の観点から、法制審は同年12月7日に、「考慮事情を明らかにすることの有用性は否定できないが、その定義を法律上明記する規定を設けることは実際上困難であるし、民事実体法上の他の法規範のあり方にかんがみると、その必要があるとはいひ難い」と結論付けました。同じ時期に3つの省庁の審議会から欠陥の定義にかかる報告が出されました。うち、産構審と国生審は過失の影響を残した考慮事情を定義規定に盛り込む案で、2対1の結果でした。

【消費者団体との連携】

ところで、製造物責任法制定に関しての日弁連の取組におけるもう一つの特徴は、当初から、弁護士や弁護士会が消費者団体の皆さんと連携してきたことです。弁護士会の活動を始める前に、1990年に弁護士と消費生活相談員の方々などと「消費者のための製造物責任法の制定を求める連絡会」を立ち上げ、一緒に勉強会を重ねてきました。欠陥商品110番も連携して行いました。審議会での審議の争点に対応して、消費者団体との協力の下に、何度もシンポジウムを開催してきました。消費者問題に関して、日弁連が消費者団体と連携して立法運動に取り組んだ最初のケースだったと思います。

1990年から協力関係が継続しており、欠陥製品事故を防ぎ、被害者救済に役立つ立法を実現したいとの思いが共有されていました。国生審報告の欠陥の定義は欠陥概念を狭く定義し、過失と変わらなくしてしまうことになるとの懸念も共有されていました。そこで、国生審報告が出されたその日に、日弁連として、「とりわけ欠陥概念について報告書の内容は容認できない」とする会長声明を発出いただき、日弁連事務総長と消費者団体の方々と一緒に経済産業省の記者クラブに記者レクに行きました。1993年12月11日の日経新聞朝刊には、私たちの記者クラブでの「抗議」の様子が写真付きで掲載されています。当時の堀野日弁連事務総長、宇都宮消費者問題対策委員長、PL部会長であった私もいますが、中心に写っている方々は当時の消費者団体の代表の方々です。当日、朝日新聞の論壇に私の投稿も掲載されました。当時、とてもアクティブに活動していたことがわかります。

1993年夏に細川政権が誕生したその年の年末にこれらの審議会の答申が出揃い、その後の政治による調整を経て、翌年には政府としての製造物責任法案がまとめられ、閣議決定され、1994年通常国会の審議を経て6月22日には成立という、急転直下の展開でした。これらの場面で、日弁連としても、過失責任から欠陥責任への転換を実質的に担保する法の規定ぶりを実現するために、節目節目で見解を公表するなど、問題提起を続けてきました（参考資料（5））。

【法案化における与党PTの役割】

このように、政権交代があり、細川連立政権が誕生し、経済産業省の対応もそれまでから一転して立法化に動き出したとはいえ、経済界の粘り腰の抵抗はとても強く、順調には進みませんでした。とはいえ、3審議会の報告の中で法制審が裁判実績を踏まえた答申をし、これらを受けて、1994年になって、連立与党内にPL法連立与党プロジェクトチームが設置されました。ここには司法経験のある議員が多数おられ、2か月ほどかけまして、1994年4月4日に、ほぼEC指令に近い内容での検討結果がとりまとめられました（参考資料（2））。それまでの立法プロセスでは、行政の審議会の答申を受けて法律案に至る過程で、内容的に相当後退してしまうのが通常でした。それに比べ、PL法のプロセスは特異な出来事であったと思います。長期自民政権から細川連立政権に変わり、その後、自社さ連立政権誕生し、また自民政権に戻るという政治状況の変化の多い時期にあって、その間隙を縫って実現した立法でした。同時に、当然ながら、立法における政治の重要性を痛感いたしました。

こうした経緯で、連立与党プロジェクトの結果をもとに法案が取りまとめられ、早急に法制化が必要だとされました。連立与党プロジェクトは、製造物責任法は民法第709条の特則であるから、裁判規範として民法の体系、法理論との整合性に悖るものであってはならないこと、また世界の潮流にも耐え得るものでなければならぬと述べています。当たり前のことをいっていただいたのですが、その実現が大変だったわけです。欠陥概念についての判断要素が法律上の要件とされると、被害者の立証負担が重くなるとの問題を指摘し、欠陥の判断は個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであることを明確にするとし、判断要素の例示として、現行PL法の欠陥の定義規定が提案されました。

ただし、政治と行政との間で若干の妥協があったと思われますが、「判断要素についての考え方を明確にするために、立法資料や国会審議を活用する必要がある」とも記載されていました。それにしましても、その後、法案が閣議決定され、そのまま、わずか3か月弱で衆・参議院での審議を終えて成立したのは、幸運でもあったと思います。

【国会審議の焦点】

国会審議の段階でも、無風であったのではなく、「血液製剤」を適用対象から除外すべきとの強い意見が一部の議員から出されました。これが唯一の争点でありましたが、例外を設けることなく、法案どおりで採択されました。もちろん、法案には立証問題など不十分な点はありましたが、E C 指令の採択に関わってきたタシュナー博士から、「立法ができるにはタイミングがあり、その機を逃さないことが大切」との助言を得ていました。日弁連として法案に不満はありましたけれども、ここではまず、成立させることが大事だと考えたのは、タシュナー博士の助言があったからです。

製造物責任法が可決成立いたしましたが、原子力事業者への責任集中主義をとる原子力損害賠償法は適用除外になっておりました。福島第一原子力発電所事故が起った今になって、そういうことだったと思うわけであります。

【国会審議での欠陥の定義をめぐる答弁】

法案策定の段階からの争点であった欠陥の定義は、国会審議でも最大の焦点でした。ここで、E C 指令の欠陥の定義をほぼ踏襲していることが確認されました。

法第2条第2項に「当該製造物の特性、通常予見される使用形態、引き渡された時期、その他の事情を考慮して」、製造物責任法における欠陥の要件事実は「その製品が通常有すべき安全性を欠いていること」とされました。当該製造物、即ち「その製造物」についての欠陥の有無が問われるもので、これは、「製造上の欠陥」と言われる類型の欠陥も含む趣旨です。個別事案において、当該製品が通常有すべき安全性を欠いているかどうかが判断できれば足り、それを判断するのに考慮すべき事情はケース・バイ・ケースであること、事案に応じてどのような事情が必要か判断するということです。当時、法務省参事官として立法過程を担当された升田純氏が国会答弁で、主要事実は「通常有すべき安全性を欠いていること」であることを明言し、このことについても述べています。

経済産業省審議官の政府委員の答弁には、産構審の報告書の中に出していました九つの事情を製造物責任法第2条第2項に例示した三つの事情の文言にはめ込んだ答弁がなされていますが、それらの事情は、事案によってその重要性、考慮のウエートは異にするとも述べています。常に考慮しなければならない事情ではないことが確認されたものです。

また、国会答弁で繰り返されたのは、この法律の立法目的は被害者保護にあるということです。その製品のどこに欠陥があるか、あるいは欠陥が生じた機序やメカニズムは欠陥の有無の判断に不要とされたのも、被害者救済を目的とし、欠陥の主要事実が上記のように結論付けられたことによるもので、国会審議でも確認されたところであります。

しかしながら、実際の裁判では、現実の立証問題として大変だろうとの懸念があ

り、推定規定の導入を求めてきたのですが、裁判所は、欠陥の定義に基づき、経験則や事実上の推定を活用して適正な結論が導かれるとの説明がなされました。

この立法議論の当時、アメリカでは第3次リストメント改定の議論中でありました。日本で製造物責任法が制定された後に、第3次リストメントが採択され、その第2条と第3条で欠陥類型が具体化、細分化され、第3条に推定規定というべき条項も加えられています。今回の改訂いたしました黄色い本の24頁に、アメリカの新リストメントを記載しております。

【開発危険の抗弁の水準】

もう一つ、この国会審議で確認された重要な点は、開発危険の抗弁についてです。この抗弁は、「入手可能な世界最高水準」であることが確認されました。この抗弁が認められる科学技術の知見とは世界最高のレベルであることが確認されたのですが、これも、スモン裁判などで、裁判所が認めてきた考え方です。製造物責任の法制化に当たって、これまでの裁判の水準を下げるものではないことが確認されたものです。当時の法務省参事官であった升田さんは、「実際の訴訟で開発危険の抗弁が主張されることは少なくないであろうが、認められることはまずない。この抗弁に期待しても失望を招くだけ」とも、立法の直後に書いておられます。

【部品等製造業者の製造物責任】

また、製造業者につきましても、日本では販売業者は責任主体から外されましたけれども、実際に製造していない事業者でも、ラベルに製造業者と表示していれば、表示製造業者として責任主体に加えられました。これが第2条第3項第2号です。第3項第3号で、実質的な製造業者という範疇の責任主体も加えられました。これも、スモン訴訟でチバガイギー製造のエンテロビオフォルムを一手に販売した武田製薬について、販売業者と表示されていたのですが、損害賠償責任が認められたことを踏まえてのものです。

完成品の製造業者も、部品・原材料製造業者も、責任主体としてはいずれも、製造業者となります。そのため、部品・原材料の製造業者でありましても、その部品・原材料の欠陥の有無の判断においては、その特性や表示、通常予見される使用形態、あるいは引き渡された時その他の考慮事情を総合して、「通常有すべき安全性を欠いているかどうか」が、その部品の欠陥の有無の判断基準であることに変わりはありません。ただし、部品・原材料製造業者は完成品業者から指図を受けて製造することがあることから、第4条第2項で、完成品製造業者の指示による場合の部品製造業者の免責規定が設けられました。ただし、部品製造業者側の無過失が要件とされています。E C指令には無過失の要件はなく、E C指令よりも厳しいのですけれども、我が国ではこういう形になりました。

このように、1993年夏に細川政権が誕生し、その年の年末には各審議会の答

申が出て、翌4月までに政府の法案が閣議決定され、通常国会で立法化とのプロセスとなったものです。ということで、政治の急展開で具体的な法案の形が整理されるまで、短時間でしたが、少なくともEC指令並みの法を制定しようという政治的的意思のもとに法律制定に至ったといえ、EC指令という外圧がなければ、製造物責任法はできなかつたかも知れません。日本では、今日でも、同じようなことが続いているのかもしれません。

【立法後の日弁連の活動】

日弁連は法制定後も、欠陥製品被害の救済を実現するための調査を続けました。1991年にEC調査を行いました際に英国消費者評議会（National Consumer Council、日本の消費者委員会のようなところ）の事務局長のガイ・ディーンさん（後に英国公益通報者保護法の制定に貢献したPublic Concern at Workを創設した方）からお聞きした、消費者が被害救済を受けるための4か条は大変、印象的でした。第1に、まず、被害者が自分の権利が侵害されていることに気付くこと。これは社会の知的水準にかかります。第2に、被害者が自分で証拠を保全すること。我が国ではまだ、自分に立証責任があることを知らない人が多い。被害者が自分で写真を撮っていることも少ないので。消防署が来て撮ってくれたとか、警察が撮ってくれたというのが実情です。第3に、法的救済を受けるためには、よい法律家と会うこと。相談相手を間違えないことといつてもいいでしょう。我が国では、弁護士に相談するということがありません。被害者が最初に相談するのは販売業者であり、製造業者であるため、事故品を渡してしまう。これが問題です。第4に、裁判を利用できること。裁判にかかる費用をどうやって確保するか。PL訴訟では、鑑定等の費用がかかることがあります、これも被害者には重い負担です。また、英国では弁護士費用の敗訴者負担制度がとられているため、さらに深刻だったのです。このことは、日本でも司法制度改革議論で弁護士費用の敗訴者負担導入問題が起こったとき、よい経験となりました。

被害者の立証負担をどう軽減していくのかは、引き続き課題であります、当面は、事故情報を収集し、これらを被害者が利用できるようにしていくことが必要です。

その一方で、法制定から20年が経過した今日でも、立法前の議論に逆戻りしたような議論が裁判で展開されているのが実情です。そこで、もう一度、法律制定の段階で克服されたはずの議論を整理しておくべく紹介した次第でございます。

（総合司会・林）　浅岡さん、ありがとうございました。

次に、同じく消費者問題対策委員会委員の菅聰一郎さんからご報告申し上げます。それでは、菅さん、よろしくお願ひいたします。

（菅）　こんばんは、大阪弁護士会の菅と申します。座ってお話しさせていただき

ます。

20年目の大事な節目のシンポジウムの基調報告に、PL法に関する錚々たる先輩方がいらっしゃる中で、出番をえていただいて大変光栄に思っております。私は、浅岡さんのご報告を受けまして、20年前の法制定時に獲得されたライン等がその後の裁判実務においてどうなってきているのか、そして、この20年間にどんな問題が決着し、20年間を経て今どんな問題を抱えているのかといった点につきまして、時間の許す限り、ざつとした整理と問題提起ができればと思っております。

PL事件、製品安全の問題に携わる仲間内では、関わり合いを持った年代との関係で、第何世代ということがあります。PL法が制定されようとする前から、一般不法行為を駆使して闘ってこられた第1世代、PL法制定運動の段階からコミットされた第2世代、そしてPL法が成立し、これを利活用する段階から入ってきた第3世代という呼び方です。PL法が施行されたのは1995年（平成7年）7月1日です。私は、1996年（平成8年）登録の司法修習48期で、加藤教授は、私が修習時代の司法研修所事務局長でいらしたのですが、私はPL法ができ、これからはPL法の時代だよと、大阪の関根さんや片山さんにお誘いを受けて取組を始めた、まさに第3世代でありまして、約20年のキャリアの長さがPL法の歴史とオーバーラップしております。携わった事件には、プロフィールに掲げたもの以外にも勝訴・敗訴・和解を問わずございますが、最近では、PL・情報公開部会が約10年もの期間をかけて完成させた黄色い本『実践PL法〔第2版〕』の最終的な編集責任者になったことで、宣伝も兼ねて今日の報告を仰せつかることになったものです。

この本は、PL部会の20年分の総まとめでありまして、この手のPLの実践本は他にないと自負しております。今日の報告のベースとなる資料にもなりますので、ぜひお求めいただいて、お手元に1冊置いていただければと思います。

【PL紛争の現状】

さて、まずは「PL紛争の現状」についてであります。黄色い本には、若干統計的な数字等も踏まえてご紹介しています（92頁～）。もっとも、裁判にならない形で解決されているものも多数あると思いますし、その統計は十分把握されておりません。

こと訴訟という面で見ますと、黄色い本第3部に、53の裁判例、6の和解例、4の被害救済がなされなかった参考事例を内容紹介しておりますが、これは製品被害を受けた消費者側がPL法による救済を受けるのに、参考とすべき勝訴的解決事件を中心にピックアップしているものですので、実際にはもっとたくさんの訴訟案件があります。

本書作成に当たっても情報交換しましたが、消費者庁（当時は国民生活センター）

がウェブサイトに裁判事例を集めております。カウントの仕方も我々とは異なりますけれども、347の裁判事例と58の和解事例が、2015年4月15日時点ということで集められています。

中には適切に勝利した事件もありますけれども、やはりPL被害の特徴である、「予期できない状況下で突然に事故が発生」しているということ、「事業者との間の知識、情報量の圧倒的格差」があることという状況の中、早期かつ十分な被害救済がなされない事案も相当数あるといわざるを得ないと思います。

では、PL裁判例において、主な論点との関係では、どのような状況が見られるでしょうか（黄色い本170頁～）。

【製造物性】

まず、製造物性について、いわゆる一次產品（製造または加工にあたらないもの）と不動産については、もともと対象から除外されているわけですが、前者については、土壁内竹組害虫発生事件〔判決11（黄色い本の事例番号、以下同様）〕、イシガキダイ料理食中毒事件〔判決15〕の判決があり、「加工」の範囲をできる限り広く捉えて、製造物に取り込む方向が確立しているということができると思います。

制定当時には、「加工」の範囲を狭く考えるような議論や書籍もあったと思いますけれども、やはり新たな危険を発生させるおそれがあるような人の手（行為）の介在がある限り、製造物性を認める方向が今後も定着していくことが期待されます。また、不動産は除外されていますけれども、部材や建材、あるいは防音室といったパーツについては、PL法で扱うことができています。

【製造業者性】

製造業者性についてですが、浅岡さんのご報告にもあったように、製造物責任法では第2条第3項の1号から3号までの規定があるわけです。本日の資料にも法の条文も入っておりますが、1号はもちろん、2号、3号も活用されております。赤外線サウナドーム事件〔判決44〕では、2号の製造業者性が認められていますし、あまめしば事件では2号や3号の製造業者性が認められています。

また、PL法以外の請求原因による責任主体として、法人代表者の責任をあわせて問う場合もありますし、国賠請求等を一緒に行うような場合もありますけれども、あまめしば事件のように、健康雑誌の出版社やコメントした医学博士を被告に加えて闘った例もあります。

【製品起因性・相当因果関係、欠陥の判断方法】

次は、製品起因性・相当因果関係、欠陥の判断方法等と、あえてまとめた項目にしております。これらはもちろん一つひとつがPLにおいて主張・立証上大変重要なポイントばかりなのですけれども、PL事件においては、これらの要件が容易に区別することができず、渾然一体となって攻撃防御の対象となることが多いところ

であります。

製品起因性と相当因果関係とを分けておりますのは、通常、法文上求められている「欠陥」と「損害」との間の相当因果関係の前提として、そもそもその事故が製品に起因するものであるかどうかという事実的因果関係が問題となることが多いことによる論点の区別として、黄色い本の中でまとめた論点表の中でも、あえて分けてあります。

「欠陥」すなわち「通常有すべき安全性を欠く」という判断に当たっては、被害者側において、欠陥の部位の特定までは必要がない、機序の解明までは必要がないということが、ようやく定着したといってよいのではないかと思います。

こういう判断方法は、かつて加藤新太郎裁判官が関与された冷凍庫発火事件、さらにはその先駆けになる二つのテレビ発火事件〔判決01, 02〕といったPL法制定前の事故に関する事件に始まり、携帯電話低温火傷事件の判決〔判決34〕で確たるものとなり、最近のヘリコプター事件〔判決47〕等でも確認されてきているものです。

つまり、被害者である原告としては、通常予見される使用形態で使用している最中に、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証すればよく、これによって欠陥があることが推認されるという判断枠組みが、はっきりと認められるようになってきております。

「欠陥」という概念を規範的な要件事実と捉えるべきかどうかについては議論もありますけれども、仮に規範的要件と捉えましても、評価根拠事実として通常予見される使用形態での使用というものを主張・立証できれば、欠陥があるという方向に推認が働くというふうに考えられます。

こうした考え方により、誤使用や他原因の主張・立証を被告側がなし得なければ原告が勝訴することになるはずですが、実際にはなかなか難しい事案も多いというのも現状です。

「通常予見される使用形態」での使用か、あるいはその裏返し、通常予見もされないというわけですから、「著しい誤使用」かどうか、ということが裏返しになります。この点の判断のリーディングケースとされる食器容器裁断機リフト頭蓋底骨折死亡事件〔判決06〕やカプセル玩具誤飲高度後遺傷害事件〔判決36〕等では被害者が勝訴していますが、収納ボックス窒息死事件〔特01〕では敗訴しているなど、多くの事件で争われています。

製品欠陥に起因するか他原因か、という問題もまた多くの事件で問題となってきています。ガスファンヒーター発火事件において、事業者がスプレー缶の爆発という他原因を主張し請求が棄却されている例もあります。

【損害】

損害論については、認められる損害の範囲との関連で、個別事案ごとに当然争いがありますけれども、携帯電話低温火傷事件では、原告側での調査費用のうち150万円が損害と認定されておりまし、磁気活水器養殖ヒラメ全滅事件〔判決13〕、あるいはカーオーディオスイッチ事件〔判決19〕等では、業者の事業損害なども認められるなど、特徴的な事件もあります。

【過失相殺、素因減額】

過失相殺・素因減額等については、黄色い本の一覧表もご覧いただけたらと思いますが、全く認めなかつた例もある一方で、7割、9割と大幅な減額を認めた例もあります。

【開発危険の抗弁、部品製造業者の抗弁】

開発危険の抗弁については、浅岡さんのご報告にもあったように、そう簡単に認められる抗弁ではないということですけれども、部品製造業者の抗弁とともに、認められた例が今のところありません。開発危険の抗弁に関してはいくつかの判決がありますが、イシガキダイ料理食中毒事件の判決〔判決15〕等がよく紹介されるところです。

【製品カテゴリー毎の問題】

次に、「(3)製品カテゴリー毎の問題」があるか、違いがあるかという点について若干ご報告します(黄色い本103頁～)。

第一に、消費生活用製品の場合、まず、「他原因の排斥」つまり、他原因か製品起因かということがよくある争点です。火災事故などでは、特に難しいところがあります。

また、「通常使用か誤使用か」、著しい誤使用に当たるかどうかという点も問題になりやすいと思います。また、誤使用かどうかの問題に関連して、「指示・警告」がどのようなものであったか、指示・警告上の欠陥も問題となりやすい類型かと思います。

「長期使用製品」については、改正消費生活用製品安全法(2009年4月施行)の中で、特定保守製品を対象とする安全点検制度などもできておりますから、今後、安全点検がなされたかどうかの点も争点になるおそれがあると思います。また、日本では長期使用される製品が多いと思いますが、フェールセーフの設計が求められることや、経年劣化の場合にどのように考えるべきかといったことが問題となるほかに、10年の責任期間というものが果たして妥当なのかという問題があります。子どもの事故については、また後で述べたいと思います。

第二に、自動車の場合ですが、自動車については、本体の問題の場合と付属品や燃料添加剤など本体以外の問題の場合とでは、少し考えなければならないポイントが変わってくると思われます。後者の問題としては、フロントガラスカバーの金属

フックの事件〔判決08〕やカーオーディオスイッチの事件〔判決19〕などの判決があります。

自動車の場合は、操作ミスの介在の有無や、車検等点検・整備等との関係なども問題となりますので、PL訴訟案件は必ずしも多くないのですけれども、やはり運転ミスか製品の欠陥か、特に被害者死亡事故では立証が難しい事案などもあります。また、その欠陥自体が、いつの時点から生じていたのかということが問題となることが多いと思います。

「発火の場合」も、いつの時点で発火したか、例えば駐車中に発火すれば、一般に欠陥が認められやすいように思いますけれども、実際には発火のメカニズムが判明しない場合や他原因が考えられる場合には、証明のハードルが事実上上がってしまう傾向にあると思います。

第三に、食品の場合ですが、まず「製品起因性」、喫食したこと自体の立証が難しい場合が多いかなと思いますし、欠陥を立証する上でも、保健所などの原因究明に頼らざるを得ない面があります。

また、「他原因や素因との関係」で争われることが多く、不適切に広汎な過去のカルテ開示を求められるようなケースもあり、きちんと反対しながら闘うことが必要な場合も多いと思います。

「加工等」については、先ほど述べたように、単なる一次產品かどうかが争われることがあります。

第四に、医薬品・医療器具の場合ですが、これは医師の過失との関係が問題となることが多いと思いますし、メーカーと医師とを双方被告にした上で、どちらに責任があるのかという形で闘われることが多いと思います。ジャクソンリース回路の事件〔判決16〕やカテーテル破裂脳梗塞障害事件〔判決20〕などがあります。

「指示・警告」については、イレッサ事件のように、医療用医薬品である場合に、専門の医療従事者向けにされた警告がいかなるものであるべきかという形で問題となるケースもあります。

【欠陥類型との関係】

次に、「(4)欠陥類型との関係」ですが、欠陥類型というのは、日本の製造物責任法では特に明示されていませんが、実際には、アメリカの分類を参考に、設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥という分類を意識した形で主張する場合もあります。日本ではあくまで、それぞれ分けて主張することは実務上も必要でないということを意識して進める必要もありますし、裁判例上も必ずしもどれに当たるかは明示することなく、総合考慮して欠陥があるとだけ判断している例が見られます。

こうした分類やその中間形態のようなものについて、どう整理するかということ

については、伊藤崇さんが研究されているのですけれども、我が国のPL法としては、いずれの場合でも厳格責任であるということには変わりがないということについて留意しておく必要があると思います。

【PL判例・実務の到達点－判例の蓄積】

さて、それでは「3. PL判例・実務は一定の到達点に来ているのか？」ということですけれども、まず、この20年間にそれなりにいい判決の集積もできてきているということは、いってもいいと思います。

法制定当時から、被害者側の欠陥、製品起因性を含めた因果関係等についての主張・立証の困難さと、それをカバーするための事実上の推定・経験則などの積極的な活用が求められてきたわけですが、先ほどから述べております携帯電話低温火傷事件判決などに見られる判断枠組みについては、しっかり固まったものとして今後も活用していく必要があります。

また、その他の論点につきましても、例えば、開発危険の抗弁については、世界最高水準の知見での危険性の認識可能性というのを問題としていますし、実際に認められた例がないといったところで、一定の判断が積み重なっているということができると思います。

【判断・結論のばらつき】

しかしながら、多くの事例を見ていきますと、こうした固まった判断枠組みが獲得されながら、実際の判断や結論にはばらつきがあると感じざるを得ないところがあります。また、審理過程での主張や進行のばらつきといった傾向は、印象として近時より顕著になってきているのではないかと懸念されるところもあります。

それは結局、「安全」というものがどうやって判断されるものなのかということの難しさでありまして、事実認定の難しさだけではなくて、基準と当てはめの難しさに起因するものであると思われます。

まず、欠陥判断において、予見可能性を持ち込もうとするような主張が被告側からなされ、これに裁判所が影響されてしまう例というのがあると思います。近時、散見されるのは、「引き渡した時期」という法文上の文言に、先ほどの法制定時の報告でも、法文上考慮しなくてよいことになったところの「技術的実現可能性」を考えなければならないのではないかといったような蒸し返しの主張がなされ、更にここに事業者の予見可能性を取り込もうとする全く誤った主張がなされるようなことがあります。

また、「機序」解説は不要であるということとの関係ですけれども、理屈や判断枠組みとしてはそのとおりなのですが、裁判所としては結局全く機序がわからないままでは、欠陥ありとの判断をするのに躊躇してしまう場合が多いのではないかということあります。

こちらとしては、通常使用だけをいえばいいのですけれども、それだけで純粹に闘う場合、裁判所が冷ややかであることがある。つまり、実際上、他原因を完全に排斥するところまでできるかどうかはケースによるとしても、ある程度あり得る「機序」について、一応の主張・立証をしなければいけなくなるというようなことが、裁判所との関係であるのではないかと思います。製品の欠陥によるものか否か、どちらかわからなければ「欠陥あり」という判断を裁判所にきちんと出してもらわなければならぬわけなのですけれど、製品起因性や因果関係の問題とも絡み合って欠陥の有無が判断されることが多い中で、できる限りの立証・主張を事実上求められてしまう。こうしたことに対して、紛争の長期化や敗訴に繋がっていくことのないように、きちんと対応していく必要があるということあります。

「誤使用」概念の誤使用といいますのは、「誤使用」「他原因」として被告側からなされる主張は、主張・立証上どこに位置付けられるのか、ケースごとによく考えなければ迷路に陥ることがあるということあります。誤使用というのは、「著しい誤使用」でなければなりませんし、通常予見される誤使用は、「通常予見される使用形態」に含まれるということですので、それを忘れないようにしなければなりません。この点では、工作物責任でいうところの通常使用とPL法のそれとでは、少し使い方や意味合いが異なることや、NITEが分類上用いる消費者の誤使用というのが、PL法で問題としうる著しい誤使用よりも広いということ等についてよく注意する必要があると思います。

また、「安全規格・基準と欠陥の有無」について、規格や基準がある場合に、これと欠陥の有無とは直接繋がらないということにも注意が必要です。規格基準に適合していなければ欠陥があると認められやすくなることは事実ですが、仮に適合していても、基準はあくまで後追いで最低限のものが作られるだけですので、欠陥責任を問うこととの関係では、決定的な意味を持たないということに留意する必要があります。カプセル玩具事件〔判決36〕などでは、規格・基準を満たすものでも欠陥があるとの判断がなされています。

さらに、立証責任に関する大きな捉え方として、事実上の推定・推認、あるいは経験則の活用をということありますけれども、未だに機序を原告が解明せよとか、欠陥原因を特定せよといったような被告側主張がなされることがありますし、どういうものを「通常有すべき安全性を欠く」とするのか、裁判所の判断に疑問を感じざるを得ない事案も残念ながらあげられます。この点は、また後で議論がなされると思います。

また、誰を基準に、いつを基準にという点については、詳しいことは割愛しますが、部品業者の責任を考える際の完成品製造過程や、修理業者など中間者が介在するケースの問題、あるいは、通常は推定される引渡時における欠陥の存在が問題と

なるケース等もあり、判断に影響を及ぼすことがあります。

【近時の問題・部品等製造業者の責任など】

「近時新しく見えてきた問題」について、少し駆け足でお話しします。

第一は、部品等製造業者の責任の問題です。特に消費者である被害者が部品等製造業者の責任を追及する場合というのが、最近問題となっています。

完成品の欠陥原因となった当該部品の部品等製造業者が、当該部品の安全性については、全く完成品製造業者に丸投げして役割分担だなどと言い、完成品製造業者だけが製造物責任を負うのだというような主張をする例が出てきています。これは全く誤りであるわけとして、製造物責任法では、あくまで部品等製造業者も完成品製造業者も同じように、同じ枠組みで製造物責任を追及できる枠組みであり、連帶して責任を負う場合があることが前提となっているわけです。したがって、根本的に誤った主張だと思いますけれども、このような主張が被告側からなされる例が出てきています。

事業者同士の内部求償の問題はあると思いますけれども、消費者に対する関係では、部品製造業者の抗弁以外は主張できない建付けになっていると思いますので、それにも反する主張ということができると思います。

第二は、「子どもや老人等と欠陥」の問題、「バイスタンダーの問題」があります。

幼児用自転車、子ども用の玩具、お菓子などといったものの安全な設計を考える場合に、いわゆるバイスタンダーの責任と択一的に考えるというのは本来おかしいことだと思うのですけれども、欠陥があるのか、バイスタンダーの責任かということで争いになることもあって、議論の整理が必要になってきていると思います。

このような問題は、子ども用の製品、あるいは弱者向けの製品に限らず、広く全ての人が触れるかもしれない製品全体について、考えなければならぬ問題だと思います。

第三は、「欠陥と予見可能性、開発危険の抗弁」について「PL法の趣旨を外れる主張への対応」の問題です。浅岡さんのご報告のとおり、欠陥判断において予見可能性を持ち込むということは厳に排除されなければならず、開発危険の抗弁でも製造業者の予見可能性は問題とできないわけですが、最近、欠陥判断等に製造業者の予見可能性のようなものを滑り込ませるような荒っぽい主張が見られます。これはPL法の理解として、明らかに間違っているわけですけれども、これは本来おかしいと裁判上も原告側はきちんと主張して、裁判所の適切な訴訟指揮を促すという必要があるのかなと思います。

第四は、「QOLを害される損害の評価」の問題です。最近の茶のしづく石鹼の事件や、カネボウ化粧品の事件などを念頭におきますと、今までの労災基準や交通事故基準になじまない損害が出てきています。小麦が毎日安心して食べられないこと、

通常の醜状損害では語れないような白斑の被害、あるいは主婦労働者を含めた全ての人の毎日の損害といったものの評価が問題になりますし、症状固定が観念しにくい障害や予後が見通しにくい障害が出てきていると思います。

こうした問題をどのように評価していくのか、また、集団訴訟においてそれをどのようにして裁判所に判断してもらうのかということが問題となってきています。

第五は、「欠陥責任と過失相殺等」の問題です。そもそも欠陥責任の中で、過失や予見可能性は本来考えるべきではないとすることと、被害者側の過失を考慮するということが、どのように両立するのかという問題です。やはり欠陥責任の下では、容易に過失相殺等を認めるべきではないと考えられますので、大きな過失相殺をしているような事件については大いに疑問があります。

第六は、「10年の責任期間の合理性」の問題です。パロマの湯沸かし器の事件〔判決50〕やTDKの加湿器の事件など、引渡しから10年以上の期間を経過した製品については、10年の責任期間との関係が問題となります。仮により長期の責任期間を認めて、長期利用製品の場合は製造物責任の主張・立証上困難を伴うですから、そもそも10年の期間制限を定める必要があるのかどうか、議論の必要があると思います。

【PL法と被害救済】

最後に、「4. PL法は被害救済の手段として十分機能しているか？」について、少しだけ述べます。

第一に、「被害・事件はどこにある？」と掲げました。濫訴の弊害が懸念されました、濫訴の弊害は発生しなかったのではないかと思いますし、勝訴率も決して高くないということも言えます。消費者はPL法を知って行動しているかという点については、先ほどの「4つのハードル」のお話にもあるように、消費者自身がもしもの時の対応を一層きちんと理解する必要があると思います。PL保険が被害を救済していると言えるかについては、後の議論でお話しできればと思います。B to Bの事件というのも、多くの判決をつくってきた面があると思います。

第二に、「見過ごせない敗訴判決」ということで、4例ほど黄色い本には取り上げてあります。一つひとつコメントしたいところですが、時間の関係で詳細は割愛します。

特に、収納ボックス窒息死事件〔特01〕やこんにゃく入りゼリー姫路事件〔特02〕については、子どもの安全との関係で、通常予見される使用形態というのはどう考えるべきなのか、こんにゃく入りゼリーは、飴や餅と違って新規加工食品なわけですから、あんな形にする必要があったのか、等といったところで、我々の感覚と違った結論になっていることについて、よく振り返る必要があると思っています。イレッサ薬害事件〔特03〕やエスカレーター事件〔特04〕については、後

の議論でコメントできればと思います。

以上、時間内に収まらず、駆け足で雑駁なものとなりましたが、黄色い本を作りながらこの20年間を振り返ってみての推移と現状のご報告ということに代えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(総合司会・林) 菅さん、ありがとうございました。

続きまして、中央大学大学院法務研究科教授の加藤新太郎さん、ご報告よろしくお願ひいたします。

(加藤)

【はじめに】 ご紹介いただきました加藤です。よろしくお願ひいたします。40年裁判官として勤め、3月末で依願退官をし、4月から中央大学法科大学院の教授をしております。7月からは弁護士登録をいたしました、本日登壇する先生方の中では、私だけが消費者委員会で活動してはおりません。そこで、裁判官経験者としての意見を申し述べることが役回りになります。

そのスタンスを申し上げますと、本日のシンポジウムのテーマは、製品事故被害者は救済されているかという問題意識に基づくもので、おそらく登壇されるほかの先生方は、製品事故被害者は十分救済されていない、もっと救済されるべきだというお考えだと思います。これに対して、私は製品事故被害者が現に救済されているかどうかはよくわからないけれども、仮に救済されていないケースがあるとすれば、その原因と対応策を考えた方がよいですよねという立場です。熱くはなく温い立場ですが、それが客観性、あるいは中立性というものだと受け止めていただければと思います。

浅岡報告は、立法史という観点からPL法の立法趣旨、内在的な問題など、いわば原点を知るべきであるというスタンスでのご報告でした。菅報告は、それ以降の裁判実務を鳥瞰されまして現在に至る、すなわち現在問題を知ろうとするスタンスのご報告でした。両報告の、PL法制定の前史も視野に入れた現在問題がどこにあるかという認識が最も基本のところで大事ではないかという問題意識に深く共感するものです。

私は、ほかの登壇者の先生方と比べて、より多くのPL事件を手掛けたというわけではありません。PL事件もいくつか経験した数多くの事件のうちの一部として担当したことがあるという程度ですが、その実務経験から、どういうことを感じ、考えたか、評価判断をしたことのある者の目で現在の状況を見て、どう考えるかという観点でお話をていきたいと思います。

【ユーザー・ユニオン事件】

私は、司法修習生の採用願書には検察官志望と書いたのですが、当時は検察官に任官するのは同期で20人台でして、1回検察志望などと書くと、強く勧誘されま

した。加藤君は、取り調べがうまいとか、決裁の取り方の要領がいいから、検察官に向いていると褒めてもらったことがあります。しかし、指導官に「民事事件をやりたいので裁判官になります」と申し上げ納得していただき、めでたく裁判官に任官して東京地裁に着任したところ、刑事部配属となりました。これが私の裁判官生活のスタートだったのですが、初任時代に体験したものに、ユーザー・ユニオン事件がありました。これは、元検事で、著名な3期の弁護士さんが、自動車の消費者団体であるユーザー・ユニオン事件の代表者である技術者とともに、恐喝・恐喝未遂で起訴された刑事事件です。欠陥車が自動車事故を惹き起こしたとして、自動車メーカーや販売会社との示談交渉をしたのですが、示談交渉の仕方が問題であって、損害賠償金の交付を要求しこれを受領したことが、恐喝・恐喝未遂に当たると起訴された事件です。

被害者とされたメーカーは、我が国の自動車メーカーほぼ全社でした。示談交渉の違法性判断には、目的が正当でも手段が不相当であるときには違法であるという判例法理がありますから、それを前提にすれば、手段の不相当性から違法と評価されることはやむを得ない面があります。もっとも、本当に欠陥車だったのか、メーカーに製造者としての責任があったのかという点も、量刑・情状に関する事実として争点になりました。もっとも、さきほどの判例法理がありますから、深入りをすることには限度がありました。

この事件の審理としては、それで必要十分であったと思うのですが、製造物の欠陥の審理の難しさ、ひいては認定の難しさを痛感しました。その後、民事裁判官になり、現代型訴訟の一つであるPL訴訟、PL法の問題も関心があったのですが、実際にこの種の案件を担当するのは大変であるという気持ちを持っていました。

【冷凍庫発火事件】

しかし、菅さんが紹介されたように、東京地裁時代に、冷凍庫発火事件を担当しました（東京地判平成11・8・31判タ1013号81頁・判時1687号39頁）。このケースは、PL法制定前の事故ですが、中古の冷凍庫から発火して、家屋が半焼したという事件でした。PL法にいう欠陥を、不法行為責任、民法第709条を使って問うということですから、まさしく製造物責任訴訟のプロトタイプの案件です。

これは、事実上の推定という手法を活用して、欠陥認定をしたものでした。考えどころは、欠陥の部位の特定の要否でした。現在でも、欠陥の部位の特定の要否は問題になりますが、製品被害者救済を目的とするPL法を前提とすれば特定不要という解釈が一般化してしかるべきです。その理由は、被告メーカーと原告の消費者との間には、情報の構造的な偏在があるからです。絶対的な情報非対称があるのですから、消費者は製品事故がどういうメカニズムで生じたか、商品のどこの部位に欠陥があって損害が生じたかは分からぬのが通常です。すなわち、製品被害者に欠

陥の部位の特定を求めるのは酷であるから、製品から発火したと主張すれば、事故に至るメカニズムの主張立証はしなくとも、メーカーに反証ができなければ、事実上の推定で欠陥の認定をしてよいと考えられます。1999年（平成11年）東京地裁判決は、そのように判断をしています。

しかし、このケースでは民法第709条の不法行為構成の時代ですので、原告側は、そのような主張をする一方、実際の訴訟活動では、発火したと考えられる部位と発火のメカニズムについての主張と立証をしていましたので、この判決では、それを対応証拠との関係で認定・判断しました。

この判決はほかにもいろいろ工夫をしています。物損については、通常、精神損害の賠償である慰謝料は認めません。物の財産的価値を填補すれば、精神損害も癒されると考えられているからですが、本件では、家族写真のアルバムなどが焼損したという物損について、かけがえのない唯一無二のものの毀損と評価して慰謝料を認めました。

また、家具の損傷についても、いちいちいくらで購入し、何年使ったから減価はどうという立証をせず、民訴法第248条を使いまして損害を算定しました。さらに、弁護士費用は損害額の1割というのが相場ですが、PL訴訟の特性を考慮して2割認めました。

菅さんからご紹介にありました『実践PL法〔第2版〕』の判例の4番に載っていますから、お持ちの先生はご覧いただきたいと思います。これは、私がいうのもなんですが、大変良い本です。日弁連の委員会で出している書籍は、いくつかありますが、大変に良い本と、大変に良い本をつくればよかったのにという本の両方がありまして、これは間違いなく前者です。

この冷凍庫ケースは、後で登壇します弁護士の中村さんが、主任の訴訟代理人として大活躍をされました。中村さんとは同期ですが、今日も登壇も中村さんに声をかけられたものです。それほどの義理はないのですが、中村さんの声がけなら出ようと考えた次第です。

【その他のPL訴訟の経験】

東京地裁では、その他のPL訴訟として、北欧の外車のサーブの事件も担当しました。サーブの発進時に異常が出て、運転者が発進するときに向かいの家の壁に衝突し壊れました。幸い人身損害はなかったのですが、製品起因性が争点になりました。今の高級外車は、日本の車もそうですが、コンピューターの塊ですから、一定の確率で不調になり異常を生じることがあるようです。

輸入業者とメーカーは、運転者の操作の誤りだという主張をしました。単独事件でしたが合議に回したところ、右陪席で東大の自動車部出身の陪席裁判官がいまして、メカに強く、弁論準備期日に同席する被告側の技術者と遜色のない議論ができ、

問題点を的確に指摘してくれました。争点整理の結果、論理的に当該自動車に内在する欠陥があったという可能性は否定できない、また、運転者が操作を誤ったという可能性もないわけではないという整理がされました。立証はなかなか難しいが、敗訴リスクを考えて、こういう割合で和解をしたらどうかと勧めたところ、その自動車部の出身の陪席裁判官のハロー効果もあり、和解で落着しました。

【指示・警告上の問題】

もう1件、東京地裁では、草刈機事件も担当しました。ゴーグルを付けずに草刈機で作業していた人が小石をはねてしまい、目に当たって負傷した事件です。指示・警告上の欠陥の主張で提訴されたのですが、議論しますと、草刈機をゴーグル不着用で使えば石が飛び危ないことはわかりきっているではないか。だから使用者の使用方法に起因する事故ではないかという議論が自然に出てきます。しかし、指示・警告上の欠陥の考え方は、フールプルーフです。だれでも一読して紛れなくわかるような指示、説明書に「石が飛ぶことがありますから、ゴーグルを付けてください」という記載をしておかなければいけない。しかし、そういう記載がなかったことは、指示・警告上に落ち度があり、ひいては欠陥であるという評価をしてよいのではないかと考えました。これも、和解で終わりました。

このように、いくつかPL訴訟を経験し、興味が沸きましたので、イシガキダイの食中毒事件（東京地判平14・12・13判時1805号14頁）についての判例評釈（加藤新太郎「イシガキダイ料理による食中毒と製造物責任」私法判例リマークス28号66頁（2004））なども書いたりしたというのが東京地裁時代です。

それから、年を経て高裁勤務になりましたが、高裁にはさすがにPL訴訟はあまり上がってきません。高裁では、洗浄剤事件を担当しました。これは、業務用の洗浄剤で清掃作業をしていた作業員の方が、有毒ガスが発生し、亡くなったという事故です。1審判決は、請求棄却です。有毒ガス発生するような危険な使い方をしてしまったところに着目した判決でした。

しかし、控訴審では、そうした事故が起こらないように指示・警告をしておくことが、PL法の趣旨からは求められるのではないかと考えて、和解を勧めて和解で落着しました。そう高額な和解ではないけれども、1審の棄却よりはよい結末で終わりました。

【PL法施行後の状況とPL法の成果】そういう経験を基に、PL法施行後どのような状況になってきているか概観しますと、安全法制は間違いなく前進したので、おそらく全体として良好な方向にいっているはずです。しかし、PL法施行後、学者の本格的な研究は激減しています。実務家の研究はチラホラありますが、『実践PL法〔第2版〕』のように本格的なものは、あまりないように思われます。

【PL法施行後の変化】

PL法施行後、企業の問題意識は、かなり向上したと見るべきだと思います。安全管理の意識が必要とされ、実際にも推進されています。クレームに対するお客様対応にも、従前よりもきちんと対応するようになっています。もっとも、アリバイづくりの安全管理・お客様対応だという批判もあるかもしれません、しないよりははるかに良い。

こうしたことを前提にして訴訟案件はどうなっているか。PL法の制定に際し、経済界からは濫訴の懸念が指摘されましたが、それは生じていません。PL訴訟は、年間200件台で、医療過誤訴訟の800件～900件と比べてもかなり少ない状況です。どうしてそうなのかという原因ですが、一つには、PL保険が普及していること、また、提訴意思を形成するには、PL事故の構造的な難しさがあるということではないかと思います。

それでは、PL法の成果はどうか。欠陥商品は減ったかどうかは、何をもってどう見るかという問題があり、よく分かりません。EUに輸出する製品などは基準の厳格化があるようですから、その観点では、安全性は向上しているのでしょうか。

一方で、PL法自体は消費者問題（消費者保護法制）一般の中での位置付けをされています。PL法自体の相対化という現象があります。また、PL保険ができメーカーが加入する。最近は、景気後退でPL保険をやめている企業も、中小企業は出ているという話もありますが、PL保険に加入する企業が増えたことは、PL法の成果だと思います。

【法律実務家の問題意識】

法律実務家にとってはどうでしょうか。製品被害者側の訴訟代理人になる弁護士にとって、PL法は一つの大きな進展でした。民法第709条の特別法として立証負担が軽減される法律ですから、当然ですね。

製造者の企業側の弁護士はどうでしょうか。PL法制定過程での議論を前提にして、その後のPL法適用状況を前提に助言を求められるわけですが、その制定の趣旨は十分理解されてきています。さらに、近時のようにコンプライアンスが喧伝される中では、発覚した事故について隠さず、適切な対応をすべきであるという形での助言に繋がっていると思われます。いずれもプラスの方向で評価できる状況がみてとれるように思います。

裁判官はどうかということですが、これは属人的な問題があります。したがって、全部の裁判官の理解が進んでいるかについては留保が必要かもしれません、トータルで見ればマイナスということはないと思います。

時期的な問題もあります。PL法制定当初の裁判例、その後のもの、最近の裁判例はどういうところを比較して、差異が見られるかどうかという問題です。菅さんの報告によれば、多様な状況と要約せざるを得ないと思いますが、あとでも触れる

ように、個別ケースの評釈と総合判例研究両方が必要だと思います。

特に、事実上の推定が活用されているか、これ一つのポイントです。これは、浅岡さんの報告から明らかのように、推定規定については、事実上の推定を活用するから明文化しなくともいいという経過であったわけですから、裁判官としては拳拳服膺すべきであると思います。例えば、京都地判平18・11・30判時1971号146頁（折りたたみ式足場台事件）、東京地判平20・8・29判時2031号71頁（電気ストーブ化学物質過敏症事件）、神戸地判平21・1・27判タ1302号180頁（メーカーからリコールの届出がされたのと同内容の不具合が発生した自動車につき、反証のない限り、欠陥の存在が推定されるとした事例）などは、推定を活用しているわけですが、そうでない事例も結構あるようです。PL法前の事件ですが、後でパネルディスカッションの中で中村さんが紹介されるランチアデルタ事件等はそうしたケースです。

どうして、そういうことが生じるかは、パネルで議論いたします。

【PL訴訟の困難さと事案解明のための方策】

さて、裁判所はPL訴訟をどのように見ているでしょうか。これは、やはり難件、ハードケースであるとみています。もちろん、現代では難しい事件はたくさんあって、その要因について、市場化、技術化、社会化と要約しているのですが、PL訴訟は特に市場化と技術化、とりわけ技術化要因が難しくしているように思います。

そして、当事者に着目すると立場の互換性がありません。この類型の訴訟は、交通事故訴訟のように立場の互換性のある訴訟のようには簡単にはいきにくい。さらに、情報の構造的な遍在がありますから、事案解明の方策について工夫しなければいけません。

原告側の弁護士としては、適切な主張・立証をすることに尽きるわけですが、十分な調査をするためには、専門家の協力者があるほうがよい。適切な法律構成は、PL法の趣旨をきちんと咀嚼したものであるべきです。昔は意欲的で熱心ではあるが、どうも空回り気味の法律構成・主張がなくはなかったのですが、今はPL法で法律構成枠組みができるわけですから、きちんとした調査を踏まえれば、一読してわかる訴状を作成しやすくなっていると思います。

裁判官の琴線に触れる準備書面を書くには、そこで何を議論しているのかを明確に意識した書面が求められます。事実を述べているのか、証拠評価を述べているのか、解釈を述べているのか、当てはめの問題を言っているのか、経験則について語っているのか。これをきちんと意識した書面にすると、それは一読して大変わかりやすいということです。

それから、事実的な争点ですから、鑑定や専門委員を効果的に利用する。さらには、科学的文献をうまく利用する。こういったことで経験則を蓄積、体系化するこ

とが必要だううと思います。

P L 事故の原因分析結果の訴訟への利用について、浅岡さんも言及されましたが、実際にどうなのが、知りたいところです。

被告側の弁護士もやはり十分な調査必要だと思いますし、P L 法の趣旨に即した適切な反論が求められます。P L 法制定の際の議論を没却するような主張は、いかに依頼者のために熱心にやるのが弁護士倫理だとしても、そこはポッと顔を赤らめて主張するところがあつてしかるべきではないかと思います。

特に、当該案件の本質的な争点を隠すために総花的な反論をしまして長い準備書面を作成して、相手方を消耗させ、かつ裁判官を惑わす戦術と、重要争点埋没戦術というのがあるといわれていますが、これは問題外だと思います。こうした紛らわすような形での訴訟戦術というのは、私は被告訴訟代理人としてはいかがなものかと考えています。企業側は、横綱相撲を取るべきではないかと思うのですね。横綱相撲を取れというと、原告側が自分の方を負かせるつもりかといって批判する人がいるのですが、そういうことではなく、メーカーが訴訟で堂々と対応することは、企業の一種の社会的責任の表し方の問題だと考えているのです。それはその企業の廉潔性というか、ディグニティーの問題だということです。

弁論準備の中で、争点整理でどこまで双方代理人・双方当事者間で争点の所在についてのコンセンサスができるかが、P L 訴訟についてP L 法の精神に則って適切な形で判断されるかどうかという分かれ目だと思います。

その争点の所在とは、分析しますと、まず事実に関する争点です。これはどういう事実があれば、事実上の推定で何が推認できるか、本件ではそうした推認ができる特別事情があるかないか、その特別事情についての認否はどうかという問題群です。法的争点としては、欠陥の部位の特定の要否、あるいは先ほど出ました部品製造業者の責任の法的構成などです。

弁論準備での争点整理の重要性を強調するのは、判断枠組みに関するコンセンサスと、判断基準はこうで、それを判定する要素を押さえておくと、それに沿って証拠調べをして判断をすることが甚だしやすくなるからです。また、弁論準備手続において、証拠調べする前の段階で争点と証拠との関連性と、証拠価値の見通しまでしているということは望ましいことです。

【適正な判断形成への方途】

そうしたことを踏まえて、適正な判断形成への方途について、この後のパネルディスカッションでも議論されます。

裁判官はP L 被害者の敵でしょうか、それとも、味方でしょうか。反対の問い合わせもできます。裁判官はメーカーの敵か味方かと。それはどちらも敵でも味方でもありません。中立的な人というのは、ある意味では嫌な存在です。普通の社会人は、

大体こちらに好意を持つとか、あちらに好意を持つということが普通です。裁判官は生身の個人ではそうでもないのですが、法服を着るとどちらの味方でもありません。

それは原理的には正しいわけで、PL訴訟は、製品事故かどうかから争点になるからやむを得ないところがあるわけですね。欠陥の有無、使用方法の適否、事故との因果関係、損害との因果関係、こういう論点が全部クリアされなければ認容されませんから、やはりPL訴訟は、ハードケースであることを免れません。

判断枠組みについてのコンセンサスという点では、事実上の推定が繰り返し出でますが、これをどのように使うことができるか議論を詰めておく。

推定の前提となる経験則は何か。その経験則の蓋然性の程度はどうか。更にその推定を破る特段の事情、経験則の適用除外事由があるかないか。あるとすれば、それはどの程度の蓋然性のものか。さらに特定の事情に相当する事実とは何か。その事実には争いがあるか、どうかというところを詰めていくと、事実上の推認が格段にしやすくなる。裁判官は安心して推定を使う前提が整うということになります。

もう一つは、証明度の問題です。ご承知のとおり、最判昭50・10・24民集29巻9号1417頁（ルンバール事件判決）がリーディングケースです。これは棄却するときには高度の蓋然性がないといって理由付けをするための概念ですけれども、平成に入ってからの判例を見ると、高度の蓋然性と裁判官がいっているのはハドルが高いのではないか。もう少し低めでも、高度の蓋然性ありといつてもよろしいということを示唆する判例が出ています。最判平12・7・18判時1724号29頁の長崎原爆訴訟判決が、これです。

私は、情報偏在訴訟については、一定の要件の下に証明度軽減の法理を提唱しているのですが、なかなかみんな賛成してくれませんので、PLに関しては証明度の法理の軽減の前に、事実上の推定を活用することを考えたほうがいいのではないかと、最近では考えています。

損害論については、第248条の類推適用を考えるということです。先ほど、菅さんからありましたQOL、慰謝料損害の評価などについては、第248条をどう使うかとの関連でも意味がある論点ではないかと思います。

そして、研究者に対する期待ですが、研究者による、20年経ったことでPL法の趣旨・精神を推進するような解釈論が待たれています。先ほどいいましたように、個別の判例評釈と総合判例研究をふたつながらして、現状のPL訴訟で適用されるべきPL法の解釈論というのがどうあるべきかきちんと提示する喫緊の必要があるように思います。

そうした現在問題を整理した上で、現行のPL法に問題があるとすれば、それは改正論に結び付くように思います。もっとも、現在改正論の機運があるわけではな

いのですが、浅岡報告で指摘されたように、PL法の前史、制定過程の議論の蓄積を紐解き、皆が認識した立法事実を思い起こし、皆が目指した立法目的がうまく果たせていないということであれば、改正も視野に入れてしかるべき事柄ではないかと思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

(総合司会・林) 加藤先生、どうもありがとうございました。

次に、パネルディスカッションに移りたいと思います。パネリストの皆様のプロフィールにつきましては、お手元の資料をご覧ください。

(コーディネーター・山本) 弁護士の山本です。よろしくお願ひします。

(コーディネーター・日高) 同じく日高です。よろしくお願ひします。座って進行させていただきます。

早速ですけれども、時間が1時間ほどと限られていますので、パネルディスカッションを進めます。これからディスカッションでは、主に三つの点について、議論を深めたいと思っています。

まず、一つ目は、PL訴訟をするに当たって、被害者側の代理人の考え方の判断と裁判所の判断がずれてしまうケースがあるとについて、何が原因なのか、どのような方策があるのかということです。

二つ目は欠陥の問題で、先ほどから繰り返しお話をいただいている事実上の推定の活用という問題です。

そして三つ目は、部品製造業者等の新しい問題です。

まずは、よくPL訴訟は難しいといわれて、我々もそれを実感することが多いのですが、数多くのPL事件を扱われている中村さん、事件を担当されていて、裁判所の判断に疑問を感じるケースはないですか。また、そのようなケースで得られた教訓、必勝法があれば教えてください。

(中村) 今日、私は二つの事件を紹介して、実例に基づいてお話ししたいと思っております。皆さんの資料の21/52頁、資料5、これはまずカビキラー事件なのですが、これは実はPL法制定運動を盛り上げようということで、弁護士会が消費者相談員の皆さんたちと一緒に、欠陥商品110番というのをやった中に相談が入ったケースで、当時の東京弁護士会の消費者委員会の弁護士たちが手弁当で関与した事件だったんです。

事案は、家庭用カビ取り剤を使っていたら、喉にいろいろな症状が出てきて、息苦しくなって呼吸困難になったと。このカビ取り剤の中には、次亜塩素酸ナトリウムが含まれていて、これが影響したのではないかということで、そのような製品をあまり注意表示もなく、製造販売して被害を及ぼしたのだから、メーカーは責任を負うべきであろうということで提訴しました。1991年(平成3年)に判決にな

りました。

1審判決は、カビ取り剤と慢性的な症状、ずっと続いた喉の症状の因果関係は否定したのですが、使用直後の症状だけは、因果関係を認めて70万円の賠償を認めました。

高裁に控訴されていきまして、高裁段階では、今度は逆転敗訴です。私たちは、絶対続けて勝つと思って、判決日に代理人席に座っていたら、逆に敗訴をいい渡されて本当に愕然として帰ってきたのを覚えていますけれども、どうしてそうなったかと。同じ事件で裁判官によって判断が違った。

裁判官の判断は、塩素ガスの発生が認められないとか、使用のたびに生じた症状は大したことではないと。そんなのは一過性の症状なので、損害賠償請求の根拠にはならないんだという、そういういい方で、あんたのいっているのは大したことがないのだから、裁判所など来なくていいといわんばかりの判決で敗訴になってしまったということです。この事件で、やはり同じ裁判所でも、裁判官によって一つの事実に対する判断が違うということをしみじみと経験させられました。

二つ目に、もう一つランチアデルタ事件というのを紹介していますが、これは公になった出版物に全然載っていないので、どんな事件かというと、1994年（平成6年）1月というのは、P.L法成立の直前なんですけれども、そのときに買って1か月目の新車が、ギャリギャリといってボンネットから煙が出て、ガクンと止まって、ハンドル操作が不能となって、道路の縁石を乗り越えて、街路灯に衝突したという事件だったんです。

それを修理工場に持っていったら、オイルパンというところから金属片が出てきたと。今、スクリーンに映しているのは、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、オイルパンというのは、エンジンに潤滑油を送るオイルをためておくお皿のような部分ですね。その中に、オイルだけではなくて、金属片が落ちて入っていたということで、それは欠陥でしょうというので、こんな明らかな事件はないと思って私たちは提訴しました。

私たちはこのとき、ちょうどP.L法が制定されるころだったので、議論は十分踏まえて、通常に使っていた普通の車が、突然、ハンドル操作が不能になって、白煙を出すようでは、それは異常な損害が生じたんだから欠陥なんだという、単純にP.L法の要件からすると、完全に欠陥が認められると思って、P.L法の施行前であっても同じ論理は通用するのではないかということで主張しまして、裁判官もあまり深入りの立証を求めるところなく結審したので、これは裁判所もいよいよP.L法がわかつてきたのかなと思って、判決当日、また原告代理人席に座っておりましたら、請求棄却と言われて、これまた愕然とした経験をさせられた事件です。

そこで、私たちは今お見せしている写真の立証だけで、何でわかつてくれないの

だろうと。こんなことぐらいわからなくてどうするんだと、どうしてもわからないのなら、じゃあエンジンの中をかっ開いて中を見せてやるわというので、控訴して、エンジン解体作業をしたんです。今の写真にているように、工場に持つていって車を吊り上げて、エンジンを取り出すという、このために100万円ほどかけたんですけれども、そうやって中を開いてみると、エンジンのピストンのコンロッドメタルという囲んでいるところに金属片が焼き付いているという状態が出てきたわけです。こんなふうにメタルがぐちゃぐちゃに壊れているというものが出てきた。

これがなぜ起つたかというと、オイルを吸い上げてエンジン部分に送るオイルストレーナという部品があるのですが、その管のこの部分ですね、ここが吸い上げのエンジンに入つていく出口のところなのですが、この留め金がこれのように歪んでいたり、曲がついて、空気が漏れてしまう。そうするとオイルが吸い上げられなくなってしまう。ということは、この車を造つたときから一度もエンジンの部分にオイルが流れていなかつたということになつて、1か月も使つたらこのような欠陥が生じたということがわかつたんです。これを見せると、さすがの高等裁判所の裁判官も、これは裁判所は一審とは心証違いますよといつて、和解を勧告してくれて和解になつた。同じ事件で、こうも裁判官ものの見方が違うのかということをつくづくと感じた事例です。

こういうことがなぜ起つるのかというと、私は、一つには、裁判官によって推定の仕方というか、ものの想像力がちょっと違つと違う。正しい方向に推論してくれる裁判官もいれば、間違つた方向にいっちゃん人もいる。特に、その間違つときに、一審の裁判官は、この車は、スポーツタイプの車で、お正月に友人と初詣に行った帰りにこの事故は起つてゐるといつて、例えは低速ギアで高速運転をしたのではないかだとか、そんなことを勝手にいつて、そのためにエンジンが故障した。そのぐらいで今壊れるような車ほとんどないのですが、そういうことを自分で勝手に想像して、裁判官が持つてゐるわずかな知識から私たちの証明を、証拠に基づかず覆してしまつてゐるということをされてしまつたという事件だったと思います。

それから、カビ取り剤の事件もちょっと似たところがあるのですが、この事件は特に高裁の段階で化学物質過敏症という症状を診断されたので、それを主張して、継続する損害といつるのは、化学物質過敏症によるものだと。今ならみんなわかつてゐる症状なのですが、当つて、私たちが裁判をやつたころは、そういうことをいう学者がまだ北里大学病院に一人ぐらいしかいなくて、そういう段階で早々と主張した症状だったのですが、それを全く裁判所は受け入れず、そんなのは単なる一つの仮説だということで信用してくれなかつた。

でも、今は化学物質過敏症といつのは、2009年にはちゃんと厚生労働省も認めた病名、診断名になつて、保険診療の対象にもなつてゐる。今や完全に公認され

ている。裁判官がそこまで読み取れなかつたというか、早々と出た学説に対しては、単なる仮説だといって、立派な先生たちが研究したことを一裁判官が勝手にそんなことを言って否定してしまつたと。そこがまた想像力の足りなさだと、私は思つています。いつまでも天動説を守るような裁判官ではいけないと。学説論争にあまりはまることなく、素直に事実を見てほしかつたなというのが、この事件です。

このように、裁判官によって同じ事実が違つて判断されるというのは、その後もいろいろあります。先ほど出た仙台地裁、高裁の携帯電話の火傷事件もそうでした。それから、最近では、大阪東住吉で再審決定が出た子供がお風呂場で焼け死んだという事件が、親が放火したという原因だったということで有罪だったのですが、再審決定では、それは車の自然発火であるということを認定されています。

私たちは、20年前にこの件ちょっと相談を受けて知り合いの技術士さんに鑑定意見書を書いてもらった時には、既に自然発火説をちゃんと認定しているのですが、検察官も一審、二審、最高裁の裁判官もそれを見抜けず殺人事件にしてしまつた。それが今、再審事件でやっぱり我々がいっていたとおりであったということがわかつた。

裁判官によってこうも認識がというか、判断が違うのはなぜだろうというところを、今日はぜひ皆さんで極めていただきたいと思っています。以上です。

(コーディネーター) ランチアデルタ事件について、少し議論をしたいと思います。この事件では、裁判官の判断が違うということと、特に第一審での訴訟代理人の見込みと、裁判所の判断がずいぶん違うものになつてしまつたということですけれども、この理由はどこにあるとお考えですか。加藤さん、お願ひします。

(加藤) 裁判官のメンタリティは、皆さんを考えているよりは、真面目でピュアです。つまり、事件を間違えてはいけない、当事者にだまされてはいけないと常に思つているのです。

本件については、正月休みに遊びに行ったときの故障だという背景事情から、関係者の認識は的確か、事実主張の信頼性はどうかという点について、裁判官が慎重に判断した方がよいという一定の見方をセットしたということが考えられます。

そして、被告について、過労睡眠不足が起因して運転操作をミスしたという主張しかしていないのにもかかわらず、不適切な低速ギアでエンジンに過度の負担をかけるという、主張していない事実を補つてることをどう考えるか。民事訴訟法の理屈から言うと間接事実は、主要事実とは違つて、弁護士が主張していない事項も認定してOKということですから、その限りでは誤りはありません。しかし、明らかに不意打ちですから、手続保障の観点からすると、甚だ問題です。

では、本件のような判断になつたかというと、結局、オイルパンの中に金属片が落ちていたことの意味合いをどう捉えるかについて、事実の推定の前提となる経験

則の認識に欠けるところがあったのではないかと思います。

(コーディネーター) そのような形でこの事件は進みましたが、今後PL事件を進めるに当たって、このようなすれ違いを無くすためにはどういった視点が必要ですか。

(加藤) 先ほど、基調報告でも申し上げましたように、弁論準備の中で、欠陥の製品起因性については、どういう事実からどのように考えて製品起因性があるのか、あるいはどういう事実があるから消極となるのかを、事実レベルで議論をして噛み合わせることが、必要です。

本件もそれをしておけば、これほど代理人と裁判官との間での認識が乖離する結果にはならないのではないかと思います。

(コーディネーター) ありがとうございます。この争点についての代理人と裁判所との間のコンセンサスの形成というところは、あまり我々は意識せずに進めていたところもあるかと思いますが、この点で、こういうことをしたら裁判所の見方が変わるというような何かいい方法がありますか。中村さん。

(中村) 私どもはいくつか経験しているのですが、PL事件でも裁判官に現物とか模型を見てもらう。そういう準備手続をやったんです。加藤裁判官に判決していただいた冷凍庫事件がまさにそうで、我々は、焼けただれた冷凍庫を目の前に置き、それからメーカー側は、同じ型式の燃えてないやつを一つ持ってきててくれて、ちゃんと目の前で説明をする。さらには、模型を作つて裏の壁との燃焼状況とか、そういうのを模型を作つて非常にわかりやすくした。そういう準備手続を経た事件だったというのが一つ。

それから、マッサージ器で窒息した事件も、東京地裁の地下には畳の部屋があるのですが、そこに移動してもらって、マッサージ器に裁判長に入っていただいて、実際に空気をがーっと入れて締め付けて、裁判官が本当に首に跡が付くほどギュッと締め付けて、助けてくれといわんばかりのところまでいったんすけれども、そういうことを実際に体験してもらった事件、これも和解で勝利したんすけれども、そういう事件とか、最近でもオートバイの欠陥を争う事件で、実際に裁判所まで壊れたオートバイをレッカー車で持ってきて見てもらったり、あるいは今便座が焼けたという事件でも、ついこの間ですが、裁判官が持ってきてみんなで見ましょうよというので見せて、原告・被告それぞれがプレゼンテーションをしたと。

裁判官は、我々の説明に、なるほど、なるほどよくわかりましたと。こっちが勝つかと思ったら、被告が説明したら、被告のこともなるほど、なるほどよくわかりましたという、これは判決はどうなるかわからないなと思うんすけれども、でも見ていただくことによって、いろいろ実感していただける。紙の面や写真だけではなくて、現物を見るというのは、非常に私は重要な、準備手続の中でそういうこ

とをやることが重要だったのではないかなと思っております。

(コーディネーター) では次に、カビキラー事件について、議論をしたいと思いますが、先ほど中村さんから報告をいただいたように、この事件では、地裁では使用直後の症状については損害と認めていました。ところが、高裁の判断では、使用直後にひどい症状が出たら、カビキラーの使用が原因だと気付くはずであり、被害者自身の主張は信用できないということで、損害自体は軽度のものと認定され損害賠償は認められなかった。

さらに、医学的な知見に関して、新しい知見である化学物質過敏症というものも認められなかった。すなわち、新たな医学的な知見の扱いの問題です。難しい問題があることは確かだと思いますが、結局被害者である消費者に不利に働いてしまい、被害救済が図れないことについて、裁判所としてはどのように考えているのか。また、消費者がとった行動は合理的でないから、その事実が認められないとかというような見方というのがよく行われるのか、これらについて加藤さんにお伺いします。

(加藤) 二点、問題を指摘したいと思います。

第一は、化学物質過敏症の学説について、司法判断はどうみるかですが、これは医療過誤訴訟で、医学水準と医療水準をどう見るかという議論とオーバーラップして考えると、適切な医療を施すべきであり、それをしなかったから過失があるというものは医学水準ではなく医療水準であるとして謙抑的に判断する傾向があります。さらに、新しい学説については、例えば、予見可能性なしとして、新知見を前提にして責任を認めることを抑制する傾向が、一般的にはあるように思います。本件の判断もこうした傾向の表れではないかと思います。ただ本件では、化学物質過敏症の予見の有無とは別の、原告に生じている症状、使用直後の症状が医学的にどのように説明することができるかという学説ですから、それが一部の学説だから云々という判断は、司法判断として正鵠を得ているかは疑問符がつくかもしれません。

第二の問題としては、カビキラーが原因だと本人は思って提訴していますが、ずっとわからずにきている。それで咳き込む、息苦しいという症状が続いたわけですけれども、わかつっていたはずであればカビキラーをやめるはずだというのは、結果から原因を考えているわけで、論理が逆転しています。

本件では、原告がそういう情報を得ていれば、カビキラーを使わなかったはずであり、つまりは情報の極端な非対称がPL訴訟の背景にあることを考えれば、わからないからカビが自分の咳の原因だと思って、カビキラーで一生懸命カビを退治していたという構図が描けます。そのような事実認定の方が、より合理性のある認定評価だと思いますが、情報をどの程度原告が得ているかの認識が、裁判所に欠けていたから、こうした判断がされたということなのでしょう。そうであるとすると、そのところを噛んで含めるように、裁判官にわかるように、こういうことですよ

と主張立証することが、こうしたことを避けるためには有用ではないかと思います。

(コーディネーター) ありがとうございます。次に、浅岡さんにお尋ねします。このようなカビキラー事件、ランチアデルタ事件というのは、PL法施行前の事件になるのですが、この欠陥立証等の問題は、PL法によって解決できたのでしょうか。実務に委ねられたのでしょうか。また、PL法施行後の課題として、どのような問題として残っていますか。

(浅岡) PL法制定の運動と並行して、私たちは大阪地裁でテレビ火災事件をいくつか担当していました。そのうちの1件について、製造物責任法案が閣議決定された頃に判決がありました。法制定前の事案でありましたので民法の不法行為責任によるものですが、発火当時の目撃証人がいたこともあり、テレビ周辺から発火したことを認めた上で、テレビには絶対的な安全性が求められるところ、発火したことはテレビが持つべき安全性を備えていなかったとして製造メーカーに損害賠償を命じたもので、製造物責任法を先取りしたような判決でした。

【テレビ火災を提訴】

1990年代の立法議論以前にもテレビ火災事案についての訴訟があったのですが、その時は敗訴していたんですね。1990年当初に行った欠陥110番では、テレビなど家電製品が燃えたという相談が多くありました。国民生活センターのデータでも多くの家電製品由来の火災事故の報告があったのですが、訴訟提起には至っていなかったのです。また、大火災になって建物が消失するほどになれば、原因不明とされることにもなっていたのだと思います。テレビが燃えたということでテレビの製造メーカーを被告に訴訟を提起するという行動がとられたのも、製造物責任法を制定すべきという運動が盛り上がっていたことがあったと思います。それまでは、過失責任の下で被害者が立ち止まっていたのですが、そうした気運に後押しされて登場した訴訟だったのです。

この大阪地裁判決によって、法の成立とほぼ同時に、家電製品からの発火によって建物が燃えたり、人が亡くなったりという事案では、テレビなど家電製品からの発火が火災原因であることを立証すれば、製造物責任法が適用される以前の製品による火災であっても、裁判所が製造業者の賠償責任を認める判断は確立したと思います。その電気製品がなぜ燃えたのか、というような議論は不要になったといえます。製品のどこに、どのように問題があり、そのために発火したという欠陥原因についての主張・立証は不要となりました。製造物責任法は過失の有無を問わないというものですから、そのテレビにどのような問題があったのかはともあれ、その製品は安全性を欠いていたと判断され、それで足りるということになったのです。製造物責任法の制定によって、過失の存在が事実上、推定されたと同じ結論が導かれることになったのです。

【携帯電話火傷事件】

家電製品による事故ですが、後の「携帯電話による火傷」の場合には、一審で敗訴し、解決まで長い期間を要しました。その過程で、携帯電話で低温火傷が生じるのかとの科学論争的な議論になっていきかけました。しかし、携帯電話の形状と火傷の場所、形状が一致していたのですから、欠陥とは「通常有すべき安全性を欠いていること」との原則を踏まえれば、1審でも、訴訟指揮によって回避できた論争ではなかったかと思います。

【化学物質・医薬品被害事件】

ただ、化学物質や医薬品による健康被害の場合は、それまでも、因果関係は疫学的証明に依拠してきました。事故情報収集体制が整備されていれば、本当は多くの事故があることが明らかになり、事実上の推定も活用できる余地が広がると思いますが、こうした情報収集体制がなく、集まった事故情報が消費者に開示される制度がない時には、特に最初のケース、ファーストケースとみられる事案では、立証が難しいことになります。

最近、カフェインによって死亡したという方が報告されていましたけれども、こうして報道されるまでは、死亡原因不明とされていたのではないかでしょうか。警告表示の適否といった議論にも入れなかったわけです。そういう意味で、危害情報が集積され、そこから共通の原因が浮かび上がってくるプロセスが被害救済に不可欠です。スモンなど大きな薬害事件では調査体制が組まれて原因が判明したのですが、それも、地方での集団発症から10年近く経過した後でした。

このように、しっかりした公的な原因究明の仕組みがないところで単発的に発生する事故の原因を被害者側で解明することは容易ではない。原因物質の解明までは不要とされたといつても、どの製品が原因で事故になったのかを示すことも難しいという事案があります。

【自動車の課題】

さらに、自動車を運転中に生じた事故について、自動車に欠陥があり、その結果による事故であるとして勝訴することには、今も高いハードルがあります。運転ミスや整備不良ではなく、自動車そのものの欠陥によると判断するには、事実上の推定を働くための周辺事実に分け入った立証が必要になる。ランチアデルタ事件も、分解して鑑別することになったと思います。これを誰の手で行うかは極めて重要です。消費者側で行えてこそ、真相を解明できることが少なくないでしょう。

そのため、さきほどの化学物質の場合もそうですけれども、被害者側に欠陥と欠陥による被害発生の因果関係の証明責任がある構造において、被害者の手元に「事故をもたらした製品」が、事故時のままの姿で存在することは、極めて重要な要素です。しかし、日本では自動車のような大きなものは置き場所もないため、事故直

後にメーカー側や販売業者に渡され、論点に気付いた時には解体されてしまっていて、証拠保全がなされていないことが多いのです。それが立証の壁となっています。証拠物を絶対にメーカーに渡してはならないというのは、アメリカでの製造責任追及の鉄則ですけれども、日本では消費者にその意識が浸透していない。事実上の推定が活用されるためには、証明しなければならない周辺事実がいくつもあり、そのためにも消費者の意識改革が必要です。

とはいって、製造物責任法の制定によって、テレビが燃えたとか、停止中の自動車が燃えたというような事案で負けることがなくなったことは確かです。

(コーディネーター) 次に、黄色い本の編集の責任者を務められた菅さんにお尋ねします。菅さん自身の経験、多くの判例分析等に基づいて、PL訴訟が活性化しない、うまくいかない理由で何か見えてきたことがありますか。

(菅) 通常は、原告ないし原告代理人としてどう困難であるかという観点からだけ述べられていて、制度改正論の話に繋げる分析が多いと思うのですけれども、今日は、お叱りがあるかもしれません「人のせい」も含めて、周辺の方との関係についても考えてみたいと思います。

まず、相手方になる被告、製造業者の問題というのは当然あると思います。引き延ばしや後回しのようなことは最近でも行われます。訴訟外での和解を優先して裁判を後回しにしようとするかのような態度をする例、引渡時にそのような危険はメーカー自身知らなかつたから、だから即欠陥ではないというような、あまり筋のよくない反論主張をする例、大金を投じて作成した意見書を提出する例、どさっと段ボール一箱ぐらいの書証で安全性確認を頑張ってしたのだというような反証活動をする例、そういう例は今も昔もあると思います。先ほど加藤さんがいわれたように、顔をぱっと赤らめて出すぐらいならまだいいのですけれども、堂々とそのようなことをしてくる。情報隠しや証拠隠しというのもきっとあるのだろうと思います。

PL保険会社もポジティブな面だけではないと思います。被告企業以上に、支払を渋る原因や迅速な解決が図れない原因になつてないのかということも検証できないものかなと思います。実際に被告側の代理人弁護士は、保険会社の代理人であることも往々にしてありますし、すんなり損害賠償が支払われないということについて、PL保険が必ずしも被害者側にプラスになつてないところがありはしないかと思います。

例えばですけれども、私が自分で担当した事件で、被告側は責任を認めているが保険会社が重過失免責を主張したという事案がありました。PL責任は無過失責任なのに、PL保険の会社が重過失免責を主張することになり、原告側としては不本意ながら、「被告会社は非常にけしからん会社だが、重過失まではない。」というようなおもしろくない立場になった経験があります。こうしたケースも含め、保険に

も色々な問題があるのではないかと思います。PL保険には、調査や反論のための資金提供という面もあります。実際上、被告側の立証活動のための資金源になっている面がありますから、ネガティブな面もあるのではないかなと思います。

次に、自分たちといいますか、原告代理人としても、PL責任の追及のためにどういう主張・立証が足りてないのか、何が必要で何が必要でないか、ということをきちんと絞れていないと、不必要的立証合戦に巻き込まれてしまうと思います。やはりPL法の趣旨に沿った主張・立証をしていかなければいけないというふうに思います。

原告や消費者に問題がないかということについては、先ほど来、浅岡さんが仰っているように、事故発生当時からの立ち回りについて、もっと日頃から知識を持っておかれる必要があると思いますし、訴訟までさせないで小出しに訴訟外で和解を提案していくという事業者もありますから、そういう時に、「訴訟までせんでもええか」と思わされるような戦略に惑わされてしまって、低額の解決になっているという例も見えないところではたくさんあるのだろうと思います。

さらに、加藤さんのおられる前で叱られるかもしれません、今日は、裁判所も問題があるのではないかということをいくつかいいたいと思うのですけれども、裁判官は、欠陥責任というものをあまり理解してくれていなくて、過失責任の延長という形で捉えているのではないかなどというふうに、こちら側から見て思うことがあります。

どうしても機序や原因を知りたがって、誰が一番落ち度が大きいのかということで、場合によれば択一的な思考、親の責任か企業の責任かといった択一的な思考もそうですけれども、過失責任的な考え方というのに、どうしても引きずられてしまうのではないか。一番特徴的な例は、東京の弁護団が提訴された防音室の事件などでは、製造物責任の請求原因と一般不法行為の請求原因とを両方並立して主張したのに、裁判所は一般不法行為のほうで責任を認めてしまい、PL法のほうを判断しないで勝訴した一審判決が、高裁でも維持されたというようなことがあります。これはどういうことなのかということを考える必要があるのではないかと思います。

また、製品起因性などを考える上では、消費者がどのように使ったかという供述が、ほぼそれしか証拠がないような重要な場合があるのですけれども、大企業の主張よりも、一消費者の主張というのを軽んじられることがないだろうかと懸念を持ちます。PLの場合は、大企業ということで必ずしも悪質企業だと思われていないようなメーカーを相手にすることも多いので、消費者が語る、搖らいでしまうような主張を信じてもらっているのかどうかというところを疑問に思うこともあります。

また、実際に欠陥ありと判断するか否かを考える際に、個別救済よりも、全体への影響というのを考えすぎてないだろうかということも疑問に思うことがあります。

例えば、もし製品欠陥を認めてしまえば、同じような製品は全てリコールにかかる。それは社会生活上、大きな損失になるということを考えて逡巡してしまうことがないのだろうかというような疑問もあります。

これら以外にも、認定の段階で「事実上の推定」をどの程度活用してもらっているのかとか、訴訟進行上、PL事件の特殊性にどの程度配慮してくれているのだろうかといったようなところに疑問を持つことがありますし、何よりも難しいこととして、「通常有すべき安全性」をどう判断するかの決め手について、我々との感覚のズれがあると感じられることがあるというように思います。

PL法そのもの、思い切った判断をしてもらえないのは法律のせいなのか否かという点ですが、良い判決もたくさんあるというご紹介をしましたし、PL法そのもの以外のところでの改善すべき点が多々あるのではないかなと思います。

原因究明機関等や専門家において、原因究明や事故情報収集が十分できているかといった問題もあります。また、利害相反などが懸念される場合には、消費者側としてなかなか専門家の協力が得にくいという事案もあり、こうしたことで原告側の立証が厳しくなる場合もあるのかなと思います。

最後に、集団訴訟の場面については、損害には個別性があるため、簡単な立証だけですますというのが非常に難しいという問題があります。あるいは全国統一的な解決を目指す場合にどういった工夫ができるのだろうかという問題もあり、今もPL訴訟は非常に難しくなっているのかなと思います。以上です。

(コーディネーター) 今のご指摘の中で、被害者側の代理人から見て、裁判所の問題点がこう見えててしまうというところがあるのですが、加藤さん、そのについてコメントをお願いします。

(加藤) いろいろご苦労されておられることはわかりました。

例えば、PL法構成と一般不法行為法構成とで選択的併合で請求したところ、特別法であるPL法を使わずに、一般不法行為で認容したというのは、裁判官の勉強不足だと思います。理屈をいえば、請求権競合だからどちらで認容してもいいのですが、当然のことながら、特別法であるPL法の方が、要件も少なく、立証負担も軽いわけですから、PL法構成を採用すべきでしょう。

しかし、裁判官は手慣れたほうの構成をよしとする傾向があります。PL訴訟は数が少ないものですから、経験したことがなく自信もない。それに引き替え、一般不法行為訴訟は多いので、手馴れた構成をチョイスする傾向が、ここに出たのかもしれませんと思います。

もう一つ、裁判官の勉強の仕方というか、世代間の問題もありまして、仙台の携帯低温火傷事件などは1審は請求棄却です。しかし、高裁では逆転勝訴しています。高裁の裁判長は20期代後半の期で、PL法制定時の議論をリアルタイムで見聞し

ている世代です。したがって、PL法というのはどういう法律で、どういう趣旨目的を持っているか、逐一勉強しなくてもわかっているということが背景にあって、逆転判断の要因の一つにもなっているように思われます。

ですから、これを訴訟代理人の訴訟活動方針に落とし込むと、わかってないなという裁判官にはわかるまで主張をし、かつ弁論準備手続の中で議論をしてもらうということだと思います。

浅岡さんご指摘のように、特定の類型の事故、特に家電から火が出たというような火災事故などについては、裁判所もかなり安定的な判断をしているということです。そこで、全体としてそうした方向に持っていく必要があるということです。

先に触れた冷凍庫発火事件は、その経過と内容が『冷凍庫が火を噴いた』という単行本になっています。これによると、全部で23回弁論をやっているのですが、私が担当したのは17回から、主要な人証は全部終わった後です。こういう中で引き継ぐと、心証形成には相当に難儀をします。先ほど中村さんが紹介されたように、弁論準備をやって模型を見て、どのように原告が見ている、被告が見ているということを1時間以上議論してもらって、それではじめて裁判官としては、主張・反論の内実と対立点のここが問題だなということがわかる。わかると、判断がしやすくなる。ですから、裁判官が判断しやすくなるような訴訟活動を考えていただくことがよろしいのではないかと思います。

(コーディネーター) ありがとうございます。次に、今話が出てきました携帯電話の事件等では、事実上の推定がよく活用されたということも言われていますが、菅さん、そのようなうまく活用されている事例の紹介をお願いします。

(菅) 事実上の推定というのは、なかなかわかったようでわからないような部分だと思うのですけれども、いくつかの場面で出てきます。

一つ目は、製品起因性（製品に基づくものであるか否か）あるいは因果関係の推認のレベルの話、二つ目は、欠陥があるか否かというレベルの推認の話です。これは、通常使用中に損害が発生したならば欠陥があることを推認するといった場面です。さらに三つ目は、少し次元は違いますが、欠陥はいつから存在していたのかというレベルでも、推定、推認が働く場面があります。こうした形で出てくることが多いと思います。

今お話のあった携帯電話低温火傷事件の控訴審判決について、少し考えてみたいと思います。

例えばこの事件では、先ほど三つ紹介したうちの二つ目、「欠陥」の有無の判断枠組みとしては、通常使用中に生じた損害であるということが立証できれば、原因が細かくわからなくても欠陥があるのだろうと推認するという枠組みを示して判断していますが、その前提としては、そもそも「通常使用中の事故だったのかどうか」

という製品起因性のレベルでは、やはり争われているわけですね。そのレベルで、高裁判断ではたくさん推認が使われているわけです。

判決を読んでいくと、推認とか推定という言葉が出てくるところが何か所かあります。一つ目は、いつ火傷を受傷したのかという時期の問題として、その日が始まった最初の時点から最後に火傷に被害者が気づくところまでの間の経過について、供述から考えていき、この時間からこの時間までの間に火傷をしたのであろうという時期の推認をしている部分があります。二つ目は、火傷が携帯電話に関連して生じたものであるか否かの判断で推認をしていて、この判決をよくご存じの皆さんにおわかりだと思いますが、火傷の形が携帯電話の形と一致していて、医師が最も可能性ありと考えてくれているという点等から、おそらく携帯電話に関連して生じたのだろうという推認をされた部分があります。さらにこれ以外にも、低温火傷をもたらす程度に発熱する可能性があったこと、他の原因がないことといった点も斟酌して、最終的に製品起因性を推認するという形になっています。

こういう推認を活用した事案というのはたくさんあります、黄色い本の表中で「製品起因性」に○印を付けている事案には大抵関係します。異物混入ジュース事件〔判決03〕や給食O-157食中毒事件〔判決05〕をはじめ、昔からたくさんの事案があります。

これら「製品起因性」の認定に当たって推認が使われていますし、他にも、欠陥の存在に関する推認などが活用され、原告が勝訴している事案があります。

(浅岡) その関係で、黄色い本の判例31の洗車台、小さなアルミ製の踏み台の脚の一つの下部が座屈して、その上に乗って埠を直していた男性がバランスを崩して落下して肋骨を骨折した事案です。4つの脚の一つが一番下の足踏み台の取り付け金具の設置箇所近くで、少し内側に曲がっていましたが、洗車台の高さ自体はほんの少し、低くなっていたに過ぎません。

【洗車台からの落下事件】

脚立とか踏み台、梯子が折れて怪我したという事案は各地で多く発生しており、訴訟事案もありましたが、敗訴していました。国民生活センターでも、はしご段式の洗車台の欠陥が認められたことは珍しいとのことでした。

はしごや踏み台の曲損がなぜ生じたかについて、NITEの説明などでは、判で押したように、「上に乗っていた人が梯子や踏み台を踏み外すなどして落下した際に、踏み台が倒れ、歪みや曲損が生じた」と推論していました。この判決の事案でも、製造会社はそのように主張しました。他方、被害者は、突然、踏み台が傾いたため、バランスを崩して落ちてしまい、怪我をしたと主張したのです。

同種事案が多くあり、被害と製品の欠陥との因果関係を否定する説明もみな、同じでした。1件だけであれば、こうした説明の不自然さに気付きにくいかも知れま

せんが、多数、集まつくると、逆に、その説明はおかしいということに気付ける例です。

京都でのこの事件では、製造会社の主張する「板壁を修繕していた被害者側が洗車台を蹴倒したことで洗車台が倒れ、曲損が生じた」とする想定は、力学的に起これべない現象であること、力学的に金属の座屈といわれる現象であると説明できることを専門家によって示せたこと、事故品が事故当時のまま保存されており、裁判官も現物の安定状況を確認することができ、蹴り倒してできた損傷ではないことが理解され、事実上の推定を活用して判断いただきました。製造業者側から技術士による意見書がたびたび提出されましたが、被害者が洗車台を蹴って倒し、被害者側で、洗車台が破損したとのその説明に合理性がないことの反証はできていたと思います。

製造業者側が控訴しましたので、高裁では附帯控訴して、被害者側の反証のための専門家意見書の作成費用などを請求拡張し、認められました。

走行中の自動車事故の場合は、自動車の欠陥をより踏み込んで主張立証せざるを得なくなる場合は多いのですが、停止した台の上に乗つて作業をしていたという事案では、現場や事故品が保存されていれば、類似事例の集積もあいまって、事実上の推定を働かせることができるのでないかと思います。

(コーディネーター) 事実上の推定の活用事例についてですが、欠陥の立証において、欠陥の原因や部位の特定は不必要だというような判断をなされていて、その中で、事実上の推定が活用されているようですが、菅さんが報告いただいた携帯電話の事件でも、被告メーカー側からは、携帯電話からの発熱の可能性を否定し、火傷の可能性を否定するということで、メカニズムの議論を出されて、結局被害者側もそれを反証しなければならないという事態になっていたと思いますし、浅岡さんが報告された洗車台においても、座屈が生じたことについてやはり専門的な立証というものが必要であったと聞いています。

そういう意味では本当に、欠陥の立証において立証責任が軽減されているのか、この点について、加藤さん、どのように思われますか。

(コーディネーター) 事実上の推定の活用事例についてですが、欠陥の立証において、欠陥の原因や部位の特定は不必要だというような判断をなされていて、その中で、事実上の推定が活用されているようですが、菅さんが報告いただいた携帯電話の事件でも、被告メーカー側からは、携帯電話からの発熱の可能性を否定し、火傷の可能性を否定するということで、メカニズムの議論を出されて、結局被害者側もそれを反証しなければならないという事態になっていたと思いますし、浅岡さんが報告された洗車台においても、座屈が生じたことについてやはり専門的な立証というものが必要であったと聞いています。

そういう意味では本当に、欠陥の立証において立証責任が軽減されているのか、この点について、加藤さん、どのように思われますか。

(加藤) 他原因を主張される場合に、どう応接するかということですが、欠陥と事故との因果関係は、原告が主張立証しなければいけない。原告は、本件事故との欠陥とは、外形的に経験則からみて事実上推定できると主張するのに対して、被告は、いやそれは別の原因があると反論します。この反論は、因果関係の推定を覆す特段の事情という位置付けのものです。

これは、本来PL法の趣旨からいうと、本証であっていいと思いますが、事実上の推認を覆すものは反証で足りると解されています。つまり、証明の程度は高めかもしだれないけれども、反証で足りるという位置付けがされます。そうすると、推定を覆す特段の事情の再反論は原告側でしておかなければいけない。

ただ、PL法の精神、趣旨からすると、製品被害者に対して主張・立証の負担を負わせない形で保護していこうという趣旨ですから、その再反論はガチガチの技術論争に入らないような形で争点設定をした上で審理されることが、PL法の精神に合致するように思います。

(コーディネーター) PL法の精神というものを代理人も裁判官も理解した上で進めないと、なかなかうまくPL法は活用できないということになるのかと思います。

これまで欠陥の話をしてきたのですが、ここで本日シンポジウムに参加いただいている伊藤崇さんが研究の成果をまとめられまして、製造物責任における欠陥の主張・立証の実務が民事法研究会から発行されています。本日、会場入口で販売しています。伊藤さん、本の紹介をお願いします。

(伊藤) ご紹介いただきました弁護士の伊藤です。

この1年、ニューヨークで留学をしておりまして、第3次リストメントを作ったTwerski教授の下で学んでおりました。そのご縁で今日は発言の機会をいただき、また本を書かせていただく機会もいただいたわけですけれども、欠陥というところでいいますと、日本で役に立ちうる議論として、リスク効用基準というものを手短に紹介したいと思います。

詳しくは、本を見ていただければとは思うのですが、今までの話の中で、なかなか通常使用をいっても裁判所が認めてくれないという話がありましたけれども、アメリカでも、3類型論とはいながら通常使用類型というものもあります。そういう意味では、3.5類型とでもいったほうが正しいのですけれども、ただ、そのアメリカでいうところの通常使用類型も、あまり主張としては有効に機能していません。

これについては、アメリカでは消費者期待基準の限界としてとらえられており、

その打開のために欠陥の枠組み自体を変えてみようというところで、第3次リストメントができたという経緯があります。

では、どういうふうに変えたのかといいますと、そこでリスク効用基準というのが出てくるわけですが、その事故が起きたときに、原因は特定できるということを前提として、じゃあその事故を防ぐためには、どういう設計があればよかったのかということを考える。その上で、それに必要な費用を考える。その費用とこの事故で不幸にして失われた損害、それを比較して、少ない費用でより大きな損害を防ぐことができたのであれば欠陥だと、そういうような形で判断をある意味わかりやすいものにして、裁判所の心証を得やすくしようという動きになりました。

これは、原告からも被告からも評価は様々でして、原告の立場からいいますと、裁判所の不確かな心証に頼るよりは、自分で積極的に立証してやろうという意味でこのような動きになったという面はあります、他方で、原因究明を前提とする話ですので、負担は大きいと。

その評価をめぐっては今も議論は続いておりまして、第三次リストメントとはいいつつ、それが受けられているかどうかは実はあまり定かではないという状況があります。

この議論を日本でそのまま導入するというのはおそらく難しいと思うんですね。なぜかといいますと、原因究明を前提としている時点で、日本ではアメリカのディスカバリー制度のような強力な証拠収集手段が欠けているからなのですが、それでも、一点、日本の方が実は有利だと思われるというところを述べさせていただきたいと思います。製品が事故後に改良された場合の話になりますが、この場合、業者さん自体が代替設計を出しているということで、リスク効用基準の理論からいえば、欠陥の自白に等しい行為がなされているわけです。

そのような証拠はフェアではないということで、アメリカでは政策的な理由でそれを証拠として出すことが禁止されています。他方、日本ではそういった政策的な禁止はありませんので、証拠として出すことができると。このことと、日本では予見可能性はいらないという議論を組み合わせれば、なかなか消費者側にとって強い突破口になるのではないかと感じておりますので、紹介させていただきました。

もう一点、ガイド51という規定を活用することにより、こういった話ができるのではないかというものがあるのですが、ちょっと時間もありますので割愛いたします。どうもありがとうございます。

(コーディネーター) 伊藤さん、どうもありがとうございました。実はもうそろそろお時間なんですけれども、いくつかまだ論点を極めたいというところがありました。ちょっと時間オーバーするんですけども、ごくごく簡単にお話をさせていただきたいと、進めていきたいと思います。

先ほどの菅さんのご報告の中で、近時新しく見えてきた問題ということで、いくつかご紹介のお話がありました。部品等製造業者の責任論。菅さんのペーパーの2頁目、15/52頁のところですね。それから、要求される安全性とはと。特にバイスタンダーの問題というふうなところの指摘もありました。次の頁に、QOLを害される損害の評価というようなところ。それから10年の責任期間の問題というところ、これいくつか議論はしたいのですけれども、残念ながら時間がありません。

ですけれども1点、部品製造業者の責任のところで、ちょっと先ほど菅さんからお話があったんですけれども、もう一度ご紹介いただいて、議論を深めたいと思います。もう一度お願ひします。

(菅) 部品等製造業者からの主張として、これは具体的には茶のしづく石鹼の事件などで問題となっていることなのですけれども、部品等製造業者・原材料製造業者が、当該部品等の安全性については当該業者の手元にはデータがない、完成品製造業者の方に丸投げしてしまうような供給の仕方をしたのだとして、あたかも役割分担のようなことを主張される例が出てきています。

完成品製造業者だけが責任を負うのだと、部品等製造業者の方は部品等の安全性について十分な確認をしなかったとしても免責されるのだと取れるような主張をされていることについて、これはもともとのPL法の発想、部品等製造業者も第2条の下で完成品製造業者と共同不法行為責任を負うという建付けで制定されているPL法の下で、明らかに誤った考え方ではないかということが問題となっております。

(コーディネーター) というふうな問題点が新しく出てきているということなのですけれども、この点、加藤さんいかがでしょうか。こういう主張がそもそもPL法の中であり得るのかというところなんですけれども。

(加藤) 具体的な事件を離れて、PL法の解釈という観点からみると、第2条第1項で部品製造業者もこの責任主体になります。そして、第4条第2項で免責事由があります。したがって、一定の場合は免責され得るけれども、その役割分担であるとして端から当事者の合意によって自分は抜けましたという解釈は、PL法の解釈としてはとりにくのではないかという気がいたします。

(コーディネーター) ありがとうございます。というところで、深めたい論点は、いくつかあったんですけれども、時間オーバーをしています。最後に、今日登壇いただいた皆さんから、今後のPL法を生かして被害救済を促進するためにどうしたらしいのか、最後の言葉をそれぞれ、今日のパネルディスカッションの議論の感想も含めてお言葉をいただいて、今日の議論を終わりたいと思います。というところで、まず浅岡さん、お願ひします。

(浅岡) 先ほども伊藤さんからお話がありましたように、当時アメリカが先行し

ていたけれども、日本の製造物責任法がE C指令を下敷きにしたのは、日本の証拠法がアメリカとは大きく異なるからなんですね。日本にはディスカバリーリスト制度がありません。被害者側の立証手段が限定されている中で、「通常有すべき安全性を欠いている」ことを欠陥の主要事実とし、それを、経験則の活用を含めて総合的に認定していくという構造にしたものです。

欠陥を要件化することで立証対象事項を多くしますと、被害者の立証負担はそれだけ重くなりますので、日本ではE C指令型の方式をとったものです。

それでも、人の操作が加わった事案とか、化学物質などでは、やはりいくらか踏み込んだ立証の柱が必要という場面が出てきました。いずれにしましても、危害・危険情報、製品事故情報が集積されることが非常に重要と認識されていました。立法議論時においても、当時の畠経済産業大臣は国会審議で、「事故に関する情報は、国民の共有財産である」と述べています。事故情報を生かし、事実上の推定や経験則を活用し、被害者救済を進めるというのが立法の前提でした。そこで、その後、情報公開法の制定や、民事訴訟法改正の議論にも繋がっていきました。一部は前進がみられたのですけれども、まだまだ日本の証拠制度は不十分です。

日本においては当面、事故情報を一元的に収集し、それをいかに国民に返すかという側面での制度整備を議論してきました。米国と比べると、その点でも不十分ですし、国民への情報開示の点でも、大きな格差が今もあります。不十分な制度を最大限活用する工夫をしているところです。

(コーディネーター) ありがとうございました。それでは、次に中村さん、お願いします。

(中村) 私が取り上げた例は、同じ事実に対して裁判官の判断が違うと、これをちゃんとしてもらわないといけない。そのためにはどうするか。裁判官が正しい推定をして、正しい結論に行くように、間違った推定をして違う結論に行かないようにするために、私は先ほどの議論になっている。推定規定というのは、ぜひ日本では導入すべきだと思っております。

なかなか、これをいい出しても今所管の消費者庁などは見向きもしないのですが、やはり法改正案を提起して、そういう運動をつくっていく必要があるだろうと。今日の資料の38頁以下にP Lオンブズ会議が出しているP L法の改正案を載せています。この中に、中心になるのは推定規定ですが、他にも責任期間の問題ですとか、今日議論になったようなところを今埋め合わせていくためには、こういう法改正をしたらいいのではないかということを提起しております。ぜひ、これを参考していただいて、今後これを運動として大きく広げて立法化に向けて頑張っていきたいと思っております。以上です。

(コーディネーター) ありがとうございました。では、次に菅さん、現に訴訟を

担当していて、先ほどは、色々な問題点のご指摘があったかと思います。ただ、最後ですので、特に重要なところというところで指摘、もしくはこうあればというところのご意見をお願いしたいとい思います。

(菅) もともとの基調報告が押してしまったせいもあって申し訳なかったのですけれども、お手元の資料の中では、私のレジュメの16/52頁の最後に、若干コメントめいたことを書いているところですが、国の補償制度の存否とか、バイスタンダードの責任との関係とか、いくつか問題点をあげて議論をしたかったのですが、それについては、今後ももっと議論を深めていく必要があるなと思っています。

P L 保険の話も少しだけしました。今日はあまり時間を割けませんでしたが、もし被害者請求ができるような保険であればどうかとか、権利保護保険ももう少し活用できないかというようなことも、場合によっては、武器を対等にしていく上で検討が必要なのかなと思います。何よりも被告側で迅速な解決をするということに前向きになってもらうために、そういう解決事例があれば評価するようなことも必要なかなと感じたりします。

一番いいたいことは、社会全体のリスク負担の仕組みとしてのP L 法の意義というのを、もう一度きちんと問い合わせたいなと思います。報償責任、危険責任、信頼責任という原点で始まっているところで、被害者が損害を負担するのか製造業者の責任なのか、あるいはどちらでもないトスレバ、国ないし社会全体がフォローするものなのかというときに、例えばイレッサの事件、今日お話しできませんでしたけれども、最終的には、被害者が泣いてしまうような事件の結論になってしまっています。やはり、製品起因の損害を一被害者を犠牲にするような形で負担させないようにする仕組み、国にもし補償制度がないのならば、製造業者が報償責任等の下で責任を持つのだということを結論にできるようなそういう法律であるべきだと思うのですけれども、もし、そういう結論の解決になつていないのであれば、もっともっと我々のほうも取組を深めていかなければいけないなと思います。

P L 法ができて10年以上経って、先ほど加藤さんのお話の中にもあったように、P L 法ができた頃のことを知っている世代ではなくて、もうあるのが当たり前になつていて、できた頃のことを知らない世代に突入してきているのかなという意味で、あえて「第4世代」と書きました。もう立法当時からの熱い議論を知ることはなく、民法の1特別法としての認識しかない、そういう人たちがたくさんいらっしゃる。そういう意味で、昔決着した議論の蒸し返しがなされ、今まで獲得してきたものが後退する様がないように、そういう新しい世代の皆さんにも、「教える」ということが必要だと思いますし、もし、事実上の推定などに冷ややかな裁判官がいたとしても、先ほどの話があるように一からP L 法の精神を教えて、わかりやすく説くぐ

らいの、そういう闘い方をする必要があるのかなと思います。我々の仲間内でも、きちんとこのようなイズムのようなものを受け継いでやっていかなければいけないなど、改めて思いました。以上です。

(コーディネーター) ありがとうございました。そうしたら、最後に今日我々PLを研究している部会、そのメンバーは、自治体の事件を原告側として担当している。そういう中で、加藤さんは元裁判官というお立場で貴重なご経験を紹介いただいたし、また、我々にとっても非常に有益なアドバイスというふうなお話もありました。たくさんお話をいただいたのですけれども、最後にやはりもう一度我々にとって有益なお言葉をいただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

(加藤) 本日はこうした貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

本日の私の基調報告とパネルでの発言を聞くと、消費者委員会の先生方の発言と同調ないし一致するところがかなりあるということに私も気付きました。そうすると、皆さん方の中には、加藤は裁判所を辞めたら消費者委員会をヨイショするためにこの場所に来たと事実上の推定が働くと思われる方があるかもしれません。しかし、そうではないという推定を覆す事柄を二ついっておきたいと思います。

第一に、私は冷凍庫事件判決を出していて、そこで前提としている解釈論は前からの持論です。

第二に、PL法の趣旨、精神に依拠して考えていくと、その結果、おのずと理路が定まり、結論が一致することが多かったと認識できました。法律解釈論、あるいは法律運用論は、誰がいっているかが大事ではなくて、何を言っているかということが大事です。法律家はみなそのことを噛みしめるべきではないかと思います。

最後に、メッセージです。現実の訴訟の中には、辛い、苦しい、難しい案件があります。その難局をブレイクスルーしていくためには、ものすごく頑張る層、頑張る訴訟代理人がいて、初めてそうした結果がその時期に得られるということがあります。ですから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

私も及ばずながら、本日の議論の中で事実上の推定をもっと使いやすくするための一般的なルールと前提を整理してみたいと思います。法科大学院にいますので、研究者のまねごともしていますので、そういうことを勉強したいと思いました。ですから、私も頑張るので、皆さんも頑張ってくださいねと、ベタではありますが、ある意味ではきれいに締め括りたいと思います。

(コーディネーター) 加藤さん、エールをいただきまして、どうもありがとうございます。ということで、今日予定時間を約15分ほどオーバーしてしまいました。それだけ充実した議論ができたのではないのかと自負しております。ただ、やはり進行の不手際で時間をオーバーしてしまったことをお詫び申し上げると同時に、今

日の登壇者の皆さんに感謝のための拍手をお願いしたいと想います。では、皆さん、ありがとうございました。

それでは、これでパネルを終わらせていただきます。総合司会のほうにお返しをします。

(総合司会・林) パネリストの皆様、貴重なお話を聞かせいただきまして、どうもありがとうございました。パネリストの皆様に、どうぞもう一度盛大な拍手をお願いいたします。

それでは、最後に当連合会消費者問題対策委員会の副委員長の河端武史より、閉会のご挨拶を申し上げます。

(河端) 日弁連消費者問題対策委員会副委員長の河端でございます。本日は、年の瀬の慌ただしい中、会場には約100名近い方々で、多数の方にご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。時間もあまりありませんので簡潔に申し上げますが、今日のご報告ではPL法制定の経緯と積み残された課題、それから実際のPL法の制定後の運用過程でどのようなことが実際に問題になり、新たな課題としてどのようなことが発生したのかということ。それから、それが裁判所の視点としてどのようなポイントが問題として見えているのかということをそれぞれご報告いただきました。

パネルディスカッションにおいては、それぞれの論点について、長年実務に携わっていた方々による忌憚のない議論により、それが実践的に深められたのではないかと思います。今回のシンポジウムが、これから製造物責任法実務に携わる皆様の助けになれば幸いです。

それから、20年の、これまでの製造物責任法の集大成ということで、当部会で作成出版したのが、黄色い表紙の「実践PL法」という書籍になりますので、本日のシンポジウムで語り足りない部分も多々ございますので、その点について、さらに認識を広めたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひご購入をいただければと思います。

最後になりますが、皆様の今後の益々のご発展と健勝を祈念して終了の挨拶にさせていただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(総合司会・林) 皆様、長時間にわたりお疲れ様でございました。以上をもちまして、全てのプログラムを終了いたします。お忘れ物ないようご確認ください。どうもありがとうございました。

シンポジウム

製品事故被害者は救済されているか

～製造物責任法施行20年の歩みと課題～

《当日配布資料》

《この頁は白紙です》

シンポジウム

「製品事故被害者は救済されているか？ ～製造物責任法施行20年の歩みと課題～」

日 時：2015年12月22日（火）17：30～20：00

場 所：弁護士会館17階1701会議室

総合司会：林 尚美 氏（日弁連消費者問題対策委員会幹事、弁護士）

《プログラム》

1 開会挨拶

2 基調報告(1) 浅岡 美恵 氏（日弁連消費者問題対策委員会幹事、弁護士）

基調報告(2) 菅 聰一郎 氏（日弁連消費者問題対策委員会委員、弁護士）

基調報告(3) 加藤 新太郎 氏（中央大学大学院法務研究科教授、弁護士）

3 パネルディスカッション

〈パネリスト〉

浅岡 美恵 氏

菅 聰一郎 氏

加藤 新太郎 氏

中村 雅人 氏（日弁連消費者問題対策委員会幹事、弁護士）

〈コーディネーター〉

日高 清司 氏（消費者問題対策委員会幹事、弁護士）

山本 雄大 氏（消費者問題対策委員会幹事、弁護士）

4 閉会挨拶

主催：  日本弁護士連合会

《 目 次 》

(ページ)

講演者・パネリスト略歴	【資料 1】	1
-------------	--------	---

基調報告資料

(1) 製造物責任法の制定 これまでとこれから －欠陥概念問題を中心に－ (浅岡美恵)	【資料 2】	3
(2) P L 法制定後の裁判実務の推移と現状 (菅聰一郎)	【資料 3】	14
(3) 裁判実務における P L 法の運用の現状と課題 (加藤新太郎)	【資料 4】	17

パネリスト資料

カビキラー事件・ランチアデルタ事件 (中村雅人)	【資料 5】	21
--------------------------	--------	----

参考資料

(1) 製造物責任法 (平成 6 年 7 月 1 日法律第 85 号)	【資料 6】	24
(2) 製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について	【資料 7】	26
(3) 製造物責任法制定に至る日弁連の取り組み (1995 年 2 月「自由と正義 46 卷 2 号」)	【資料 8】	28
(4) P L オンブズ会議改正案 製造物責任法との比較表と提案理由	【資料 9】	38
(5) 日弁連の決議、会長談話等		
・第 42 回定期総会・製造物責任法の制定を求める決議 (1991. 5. 24)	【資料 10】	43
・製造物責任法の制定に関する宣言 (1992. 11. 6)	【資料 11】	47
・製造物責任法の制定に際して (1993. 11. 17)	【資料 12】	49
・国民生活審議会による製造物責任制度についての最終報告書に関する談話 (1993. 12. 10)	【資料 13】	50
・法制審議会民法部会財産法小委員会報告に関する会長談話 (1993. 12. 10)	【資料 14】	51
・製造物責任法の政府案策定に関する談話 (1994. 4. 7)	【資料 15】	52

※ 資料を一部再構成しております。

報告者・パネリストプロフィール（敬称略、登壇順）

■ 浅岡 美恵（あさおか みえ）

日弁連消費者問題対策委員会幹事、弁護士（京都弁護士会）

1972年 弁護士登録

2000年～2002年 日弁連消費者問題対策委員会委員長

2001年～2003年 国民生活審議会委員

2006年度 京都弁護士会会長

2014年度 日弁連副会長

著書：「製造物責任法制定に至る日弁連の取り組み」（『自由と正義 Vol. 46』1995年2月），
 『実践PL法』（共著）（有斐閣、1995年6月），『日本の情報公開法』（共著）（花伝
 社、1997年6月）など

■ 菅聰一郎（すが そういちろう）

日弁連消費者問題対策委員会委員、弁護士（大阪弁護士会）

1996年4月 弁護士登録

1996年度～現在 大阪弁護士会消費者保護委員会委員

第4部会（PL問題・欠陥住宅問題・食品安全問題・公益通報者保護
 問題等）所属

2000年 わかば総合法律事務所開設

2002年度～2005年度 日弁連消費者問題対策委員会委員（PL・情報公開部会）

2003年度 大阪弁護士会消費者保護委員会副委員長（第4部会部会長）

2006年度～2011年度 日弁連消費者問題対策委員会幹事（PL・情報公開部会）

同委員会食品安全部会設置後は同部会にも所属（～現在）

2012年度～2013年度 日弁連消費者問題対策委員会副委員長（PL・情報公開部会）

「実践PL法第2版」（有斐閣）の編集を担当（2015年9月出版）

2014年度～現在 同委員会委員

関与した主なPL事件：

雪印低脂肪乳等食中毒被害事件

マンションシックハウス症候群被害事件

中国産ダイエット用健康食品肝機能障害事件

赤外線サウナドーム両下肢網状皮斑事件

こんにゃく入りゼリー姫路事件（控訴審以降）

パロマガス湯沸かし器一酸化炭素（CO）中毒事件（大阪）
茶のしづく石鹼小麦アレルギー被害事件（大阪弁護団・係属中）
カネボウ美白化粧品脱色素斑被害事件（大阪弁護団事務局次長・係属中）など多数。

■ 加藤 新太郎（かとう しんたろう）

中央大学大学院法務研究科教授、弁護士（第一東京弁護士会）

1975年 東京地裁判事補

1975年～1988年 東京地裁、名古屋家裁、最高裁事務総局総務局、大阪地裁、釧路地家裁に勤務

1988年～1998年 司法研修所第2部教官（民事裁判）、同事務局長

1992年 学位授与 博士（法学、名古屋大学）

1988年～2009年 東京地裁（部総括）、司法研修所第1部上席教官、新潟地裁所長、水戸地裁所長

2009年～2015年 東京高裁判事（部総括）

2015年4月～ 中央大学大学院法務研究科教授（現在に至る）

同年7月 弁護士登録（現在に至る）

■ 中村 雅人（なかむら まさと）

日弁連消費者問題対策委員会幹事、弁護士（東京弁護士会）

1975年 弁護士登録

元内閣府消費者委員会委員長代理

欠陥商品訴訟に原告代理人として多数関与（薬害スモン、カビ取り剤、染毛剤、自動車、ワープロ、自転車、冷凍庫、ガス湯沸かし器、エレベーター各事件等）

日弁連の製造物責任法試案作成、製造物責任法制定運動に関与

東京PL弁護団代表、PL オンブズ会議代表世話人

著書（PL関係）：『消費者のための製造物責任の本』（共著）（日本評論社、1992年9月），
『新版・消費者のための製造物責任の本』（共著）（日本評論社、1995年7月），『わかりやすい製造物責任法』（共著）（有斐閣、1995年12月），
『実践PL法』（共著）（有斐閣、1995年7月），『実践PL法第2版』（共著）（有斐閣、2015年9月）

2015・12・22

シンポジウム 製品事故被害者は救済されているか
～製造物責任法施行20年の歩みと課題～

製造物責任法の制定 これまでとこれから
—欠陥概念問題を中心に—

弁護士 浅岡美恵

1 立法化に向けた審議前の世界と日本の動き

- (1) 米国 1965年 第2次不法行為リストメント402A条
1992年4月 アメリカ法律協会で第3次リストメント
改定に着手 (1997年5月可決)
- (2) 民法学者 1975年 我妻試案
- (3) E C 1985年 欠陥製造物に対する責任に関するE C閣僚理事会
指令
- (4) 日弁連 1989年 日弁連人権擁護大会 (松江)
1991年 欧米調査を経て、製造物責任法要綱を公表

2 立法を視野においた各省庁での審議経過

- 1989年10月 経済企画庁「製造物責任の新しい視点-企業意識と海外動向の分析」
- 1990年3月 日弁連・36単位会で欠陥商品110番を実施
家電製品、自動車、燃焼器具の相談多数。
- 1990年5月 消費者のための製造物責任法の制定を求める全国連絡会を結成
- 1990年5月 第13次国民生活審議会で改めて取り組む
- 1990年11月7日 日弁連消費者問題対策委員会製造物責任法第一次試案を作成。シンポジウムを開催。
- 1991年3月15日 日弁連製造物責任法要綱を公表
- 1992年 産業構造審議会でも審議開始
- 1992年11月5日 日弁連人権大会 今こそ製造物責任法の制定を!

これまでの議論の主流は、経済界の声

- ・不要論（日本は安全規制が進んでおり被害は少ない）
- ・濫訴論（日本の国民性は訴訟を好まず。相対交渉で。）
- ・救済論（日本の判決は被害者救済を実現）
- ・時期尚早論（山口正久教授「この段に及んでなお反対を続ける・」）

1993年8月9日 細川連立政権誕生

1993年11月10日 産業構造審議会答申（過失論的な9つの考慮事項を掲げた欠陥論）

1993年12月3日 日弁連：国生審のとりまとめに関する意見書

1993年12月7日 法制審議会民法部会財産法小委員会報告（欠陥の定義、考慮事情不要論）

1993年12月10日 国民生活審議会答申
9つの考慮事項を掲げた産構審答申を追認

1993年12月10日 国民生活審議会答申についての会長談話

1994年2月21日 日弁連製造物責任法制定に向けての提言

1994年3月 E C タシュナー博士招聘

1994年4月4日 P L法連立与党プロジェクト検討結果

3 P L法連立与党プロジェクトチームにおける政治の整理

- (1) 国生審の報告が基本的に尊重されるべきであるが、①我が国の民法709条の特則である以上、我が国の民法の体系及び法理論との整合性にもとるものでないこと、②世界の潮流にも耐え得るものであること。早急に法制化の必要。
- (2) 欠陥概念と判断基準の明確化
E C指令の内容を適当とする。
但し、「立法資料や国会審議を活用する必要」とも記載。
- (3) 推定規定
事実上の推定の活用で
- (4) 開発危険の抗弁
採用するのが適当。但し、この抗弁が濫用されたり、裁判等がいたずらに長期化されることがないよう、「入手可能な最高の科学、技術の水準」を判断基準とすべき
- (5) 責任主体
販売業者は含まず。但し、表示業者、又は製造・流通の形態等により消費者からみてこれらの者とみられるような表示をした者も、その表示に対する一般の信頼から、責任主体とするのが適当
部品・原材料製造業者 それ自体が製造物。部品等製造業者が完成品の製造業者の設計や指示に従ったために生じたときは免責を認める

(6) 製造物の範囲

法案。血液製剤を除外しないことが適當とのことで、おおむねの意見の一
致をみた。

4 法案の閣議決定から成立、施行へ

1994年4月12日 政府：製造物責任法案閣議決定

主論点は「血液製剤問題」

1994年6月15日 衆議院商工委員会附帯決議

1994年6月22日 参議院商工委員会附帯決議

1994年6月22日 製造物責任法案の通り、可決成立。日弁会長談話

(原賠法の適用除外を含む)

1995年7月7日 施行

1995年11月10日 日弁連PLシンポジウム パート6

製造物責任法を活かすため

5 国会での法案審議における整理

(1) 欠陥の定義 法第2条2項

① 当該製造物 製造上の欠陥を含む概念。

さらに、製造時期が異なる同種製品の場合は、当該製造
物を引き渡した時（坂本政府委員）

② 要件事実 「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」

（升田法務省参事官答弁。判時1501号 製造物責任法と実
務(1) 18P 製品の特性等の事情は間接事実）

*審議会議論では、裁判規範であるが、行為規範でもあると
して「具体化」、「明確化」の名目のもとに、過失責任の延
長での定義にかかる議論であった。

③ 立法目的 被害者救済の簡易・迅速化

過失的考慮事情を法文で規定すると、被害者救済を制約。
法文には共通性の高い3つの考慮事情にその他に止める。
具体的な事案に即し、ケースバイで判断されるべき。
判例の集積により内容が形成されるものとの整理。

④ 3つの考慮事情（特性、通常予見される使用形態、引き渡した時期）
はほぼ、EC指令を踏襲。

⑤ その他の事情 3つの要素は例示。個別具体的な事案で必要に応じて

⑥ 「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示警告上の欠陥」を、解釈上、
すべてを含みうるように規定されているが、分類を要しない。

(2) 欠陥の定義その2 「立法資料や国会審議を活用する必要」

官僚答弁による、個別事情の法文明記にはならなかつたが、

ア 【清川佑二】(経済産業省) 政府委員答弁

① 当該製造物の特性には

表示、効用・有用性、価格対効果、被害発生の蓋然性とその程度、
通常使用期間・耐用期間が含まれる。

② 通常予見される使用形態には

製造物の合理的に予期される使用、製造物の使用者による損害発生
防止の可能性など

③ 製造物を引き渡した時期

引き渡された時期、技術的実現可能性

④ さらに、「その他の事情」

イ 清川政府委員答弁の歯止め

実際の判例においてはそれぞれの事情に応じ、ウエイトを異にしながら、
これらの要素が総合的に勘案されて欠陥の判断がなされるもの

ウ 【升田純】(当時、法務省参事官)

① 判時 1501 号(1)

欠陥の判断事情が明確化・具体化されることはそれ自体実務上有用で
あることはいうまでもないが、多種多様な製品すべてについてこれを
法律の規定上明確化・具体化することには自ずと限度がある上、欠陥
が製品事故の態様、被害の態様、製品の種類等の個々の事案ごとに異
なるものであるため、相当程度抽象的な定義とならざるを得ない。)

② (判時 1513 号(2) 11P)

製造物の欠陥の判断に当たって考慮される事情まで要件事実とするこ
とは、製造物の欠陥という常識的で分かりやすい要件事実を採用し、
立証負担を軽減したはずの製造物責任が、逆に被害者の立証負担を加
重することになり、妥当ではない。重要な事情については、争点整理
の対象となり、充実した証拠調べの対象となったり、相手方に反証の
機会を与える配慮が必要に。

(判時 1514 号(3) 5p)

これらの事情を製品の種類を問わず一律に考慮すべきであるという見
解は不当。

(判時 1514 号)

③ 製品の欠陥部位、欠陥の具体的なメカニズム等、欠陥を特定、具体化
すべきか? 【升田】(判時 1580 号(5) 6P)

欠陥は社会通念上安全性の欠如する状態であり、このような見解は製造物責任の趣旨に反し、根拠のない、徒に被害者の立証負担を加重するだけの見解、と指摘。

(3) 欠陥の定義 その3 推定規定は導入されず

① 経験則の活用、事実上の推定の活用【答弁】

民事訴訟法改正議論に委ねる

② 米国リストメントでは推定を支持する状況証拠の規定(§3)

(4) 開発危険の抗弁(法第4条1項)

科学・技術の知見は入手可能な最高水準の知見。製品事故で問題になる殆どの製品ではこの最高水準の知見が問題とならない。科学・技術に関する情報検索システムが相当に整備されている現在、…実際の訴訟において主張されることが少なくないとしても、この抗弁が認められる場合は極めて例外的な場合であり、稀であろう。製造業者等がこの抗弁に期待しても、失望を招くだけであろう。

(升田:判時2013号9P)

(5) 責任主体

ア とりわけ実質的製造業者(法第2条3項3号)

医薬品、加工食品によくみられた実態【スモン訴訟判決】

帰責根拠 危険責任+報償責任+信頼責任

【山本庸幸】

販売者、販売元として、その商号や商標を表示。+商品の企画、製造上の指示、使用上の注意を作成、場合によってはその商品の一手販売を行うなど、実質的に相当程度その製造販売に関与し、消費者も、実態を踏まえて実際にはその販売者を信用して購入。

イ 部品・原材料製造業者

① 独立した製品の製造業者である。

・部品・原材料に欠陥があり、その結果、完成品である製品の欠陥が生じた場合には、部品・原材料製造業者は完成品製造業者と共同不法行為・不真正連帯債務関係になる。

・但し、欠陥のある部品・原材料の特定が必要。一般消費者には困難なことが多い。

・完成品業者からの求償問題

設計指示の抗弁(EC指令)+無過失の立証

- ② 独立の抗弁として（法第4条2項）
EC指令よりも要件を加重（部品等製造業者に無過失の要件）

6 「欠陥責任」法制後の課題

- (1) 消費者のために、民事実体法としての欠陥責任が実現されるには、
 - ① 被害者が、欠陥製品による被害であると気付くこと
 - ② 被害者側での証拠保全（現場保存、証拠物を相手方に渡さないこと）
 - ③ 法的救済を受けるために、よき弁護士と出会うこと（相談相手を間違えないこと）
 - ④ 裁判費用の法律扶助等による支援

日本の被害者には、いずれも、なお、高いハードル
- (2) 立証負担の軽減
 - ① 国による原因究明体制の拡充・・・
2012年 消費者安全調査委員会（消費者事故調）発足
 - ② 民事訴訟法312条 文書提出命令問題
1996年 民間文書提出命令改正
(行為事故では提出命令の対象とならない場合が多い)
2001年 公務文書提出命令改正
 - ③ 情報公開法制定へ（1999年5月成立 2001年施行）
行政保有情報の公開請求
 - ④ 行政の情報収集手段の拡充、公表制度
- (3) 司法の課題
- (4) 法制上の課題

～製造物責任法施行20年の歩みと課題～ 製造物責任法の制定 これまで&これから －欠陥の定義問題を中心に－

2015・12・22

弁護士 浅岡美恵

1

1 立法前史～世界の動きと日本～

米国 1965年 第2次不法行為リストメント402A条

1992年4月 第3次リストメント改定に着手
(1997年5月可決)

学者 1975年 我妻試案

EC 1985年 欠陥製造物に対する責任に関するEC閣
僚理事会指令
(グローバル化時代の競争条件の平準化の要請も)

日弁連 1989年 松江における人権大会
1991年 欧米調査・製造物責任法要綱を公表

2-1 立法を視野に審議開始(~93年8月)

- 日弁連・消費者団体
1990年～欠陥商品110番、米・欧・豪調査、試案提案
(1994年3月 法を先取りした大阪地裁判決)
- 経済企画庁
1989年 企業意識・と海外動向の分析
1990年 第13次国政審で審議開始
- 経済産業省
1992年 産構審でも審議開始
但し、必要性をめぐる入口議論
(濫訴招来・時期尚早論)

3

2-2 細川政権誕生(93年8月)後、立法を前提に 3省庁で本格審議。行政(過失的議論)vs司法

- 産構審 総合製品安全部会答申 1993.11.10
 - ・行動規範として、具体化、明確化される必要がある
 - ・9つの考慮事情(過失的要素)を掲げる
 - 「製造物の表示」
 - 「合理的に予見される使用形態」
 - 「流通に置かれた時期」
 - 「製品の効用・有効性」
 - 「経済性」
 - 「技術的実現可能性」
 - 「被害発生の蓋然性とその程度」
 - 「使用者による損害発生防止の可能性」
 - 「通常使用期間・耐用期間」
- 事例によりそれぞれの要素のウエイトは異なり、裁判所は総合判断
- 国生審 消費者政策部会報告 1993.12.10報告
 - ・EC指令の例示+産構審が示した事情を示すなどで明確化すべき
- 法制審 民法部会財産法小委員会報告 1993.12.7
 - ・民事実体法として、考慮事情を法律上明記することは困難であるし、必要性があるとはいひ難い。

4

10 / 52

3 連立与党PTにおける検討～EC指令並み法に～

- 早急に法制化が必要
- 法制化にあたって
 - ①我が国の民法709条の特則である以上、我が国
の民法の体系及び法理論との整合性にもとるもの
でないこと、
 - ②世界の潮流にも耐え得るものであること。
- 欠陥概念と判断基準の明確化
EC指令の内容を適当とする。
但し、「立法資料や国会審議を活用する必要」とも記載。

5

4 法案閣議決定から3ヶ月で可決成立 立証負担軽減問題は先送り

1994年4月12日 政府：製造物責任法案閣議決定

主論点は「血液製剤問題」

1994年6月15日 衆議院商工委員会附帯決議

1994年6月22日 参議院商工委員会附帯決議

1994年6月22日 法案の通り、可決成立。
(原賠法の適用除外を含む)
日弁連会長談話

1995年7月7日 法施行
業界毎のADR機関設立へ

日弁連 法制定後も、「製造物責任法を活かす」ために
PLシンポを開催

5 国会審議 「欠陥の定義」(2条2項)

- 対象 「当該製造物」(製造上の欠陥を含む)
- 欠陥の要件事実
「通常有すべき安全性を欠いていること」
- 欠陥判断の考慮事情 EC指令と共通
「表示」、「通常予見される使用形態」「引き渡し時期」
+その他の事情を考慮
～事案に即し判断。判例の集積による～
 - * 欠陥の分類は不要
 - * 経産省答弁で、2項の3つの事情に「9つの事情」を割り振る
但し、事案に応じ、ウエイトを異にすると答弁
- 立法目的は「被害者保護」
欠陥の部位、被害発生メカニズムは不要

7

5 国会審議 「推定規定」は導入されず

- 「経験則の活用」、「事実上の推定の活用」で
* 米国第3次リストメント
類型別定義(2条) + 状況証拠から推定(3条)

5 国会審議 「開発危険の抗弁」(4条1号)

- 「科学・技術の知見は入手可能な最高水準の知見」
* 主張されることは少なくないであろうが、期待しても
失望を招くだけ
* EC指令では各国の選択

8

12 / 52

5 国会審議 「責任主体」(2条1項)

- **製造業者、輸入業者**とし、販売業者は加えず

但し、2条3項2号 表示製造業者

3号 実質的製造業者

* 実態上、よくみられる形態。裁判例もある。

- **部品・原材料の欠陥と同製造業者**

完成品製造業者と同じ扱い(2条2項)

* 被害者との関係 部品・原材料の特定が前提

* 完成品製造業者との関係 求償問題

* **免責規定(4条2項)** EC指令よりも厳しい

9

6 「欠陥責任」法制後の課題

- **被害者にとっての事実上のハードル** 現状

①早く欠陥製品による被害であると気付く ×

②自ら、証拠保全する ×

写真は消防署、警察が…

証拠物は相手方に渡して…

③相談相手を間違えないこと。弁護士に ×

④裁判費用の支援等 ×

- **立証負担の軽減には**

①事故情報の活用 行政機関の収集・開示
文書提出命令

②公的原因究明機関

- 司法の役割
- 法改正の課題

2015年12月22日
日弁連シンポジウム基調報告資料

PL法制定後の裁判実務の推移と現状

弁護士 菅 聰一郎
(大阪弁護士会)

1. 自己紹介にかえて～製造物責任法（PL法）・PL事件との関わり
いわゆる第3世代
低脂肪乳、マンションシックハウス、中国産ダイエット用健康食品、
赤外線サウナドーム、こんにゃく入りゼリー（控訴審）、ガス瞬間湯沸かし器
洗顔石鹼、美白化粧品、バースツール、浴室用換気扇 など
実践PL法第2版（「黄色い本」）
2. PL紛争の現状 — p.92 ~
 - (1) 訴訟の場における救済の実情
PL被害の特徴…予期できない状況下で突然に事故が発生
事業者との間の知識・情報量の圧倒的格差
→ 早期かつ十分な被害救済がなされない事案も
 - (2) 主な論点との関係 p.170 ~

製造物性	自然産品と加工、不動産 土壁内竹組害虫発生事件 イシガキダイ料理食中毒事件
製造業者性（責任主体）	2条3項各号の活用、他の責任主体との併合 赤外線サウナドーム事件 健康食品あまめしば事件
製品起因性・相当因果関係、欠陥の判断方法	
通常有すべき安全性一欠陥の部位の特定、機序解明の要否 テレビ発火事件、携帯電話低温やけど事件 ヘリコプターエンジン出力停止墜落事件 →通常予見される使用形態+身体・財産に被害を及ぼす異常	
通常予見される使用形態 vs 著しい誤使用 食器容器裁断機リフト頭蓋底骨折死亡事件 収納ボックス窒息死事件 カプセル玩具誤飲高度後遺傷害事件	
製品欠陥に起因するか vs 他原因か ガスファンヒーター発火事件	
損害、過失相殺・素因減額	一切減額を認めない例も大幅減額を認める例も
開発危険の抗弁 等	世界最高水準、認められた例なし

イシガキダイ料理食中毒事件

(3) 製品カテゴリー毎の問題 — p.103 ~

消費生活用製品の場合

他原因の排斥、通常使用か誤使用か、指示・警告

長期使用製品、子どもの事故

自動車の場合

本体の問題の場合と付属品や燃料添加剤の問題の場合

操作ミスの介在の有無、点検・整備等との関係

発火の場合

食品の場合

製品起因性、欠陥の立証、他原因や素因との関係、加工等

医薬品・医療器具

医師の過失との関係、指示・警告

(4) 欠陥類型との関係

3. P L 判例・実務は一定の到達点に来ているのか?

(1) それなりの判例の蓄積

携帯電話事件判決などにみられる一定の判断基準

通常使用からの欠陥認定等

(2) 判断・結論のばらつき —そもそも「安全」とは=基準の問題とあてはめの問題

欠陥判断における予見可能性の考慮—欠陥責任のもとでは不可

設計上の欠陥類型

指示・警告上の欠陥類型

欠陥判断における「機序」解明の責任—他原因排斥

純粋に通常使用だけでは勝てない現実

各要件が主張・立証上絡み合う問題であることの難しさ

保護されるべきかどうか—初めの結論?

「誤使用」概念の誤使用

民717、NITEの用いる分類・表現にも注意

安全規格・基準と欠陥の有無

立証責任に関する大きな捉え方—事実上の推定・推認、経験則の活用

誰を基準? いつを基準?

中間者の介在ケース、引渡時

(3) 近時新しく見えてきた問題も—

部品等製造業者の責任論

特に、消費者である被害者が部品等製造業者の責任を追及する場合

子どもや老人等と欠陥論

要求される安全設計とは バイスタンダーの問題

欠陥と予見可能性、開発危険の抗弁

P L 法の趣旨を外れる主張への対応

QOLを害される損害の評価

労災基準・交通事故基準になじまない損害

欠陥責任と過失相殺等

そもそも欠陥責任と両立するか

10年の責任期間の合理性

製品使用の実情に合うか

4. PL法は被害救済の手段として十分機能しているか？

(1) 被害・事件はどこにある？

濫訴の弊害は発生せず。

勝訴率は高くない？！

消費者はPL法を知って行動しているか？

もしもの時の対応

PL保険は被害を救済しているか？

そもそもPL保険は企業により活用されているか。

価格転嫁との関係？

B to Bの事件

(2) 見過ごせない敗訴判決 p.243～

収納ボックス窒息死事件 … 通常予見される使用形態、子どもの安全

こんにゃく入りゼリー姫路 … 新規加工食品、食べ方の問題、バイスタンダー

イレッサ薬害 … 医療用医薬品としての特殊性、社会制度とPL

指示警告上の欠陥と予見可能性

エスカレーター … 工作物責任、営造物責任との相違

→ 欠陥の判断方法、その前提となるPL法の本質への理解は？

(3) 分析・議論の必要性（シンポジウム後半に向けてのメモとして）

PL訴訟はなぜ上手くいかないのか ～法制度の問題だけではない部分の分析も

なぜ勝てないのか？なぜ早期に解決しないのか？

被告企業・PL保険会社

原告代理人・原告（消費者）

裁判所

PL法そのもの

消費者庁、消費者安全調査委員会、原因究明機関等

集団訴訟である場合

PL被害救済の充実のために・・何のためのPL法なのか？（改めて）

国の補償制度の存否との関係

バイスタンダーの責任との関係

引き渡した時期との関係

迅速かつ十分な被害救済のためのPL保険に

社会全体のリスク負担のしくみとして

PL法の精神・理論を受け継ぐために～第4世代

日弁連シンポジウム（2015年12月22日）

製品事故被害者は救済されているか—製造物責任法施行20年の歩みと課題

裁判実務におけるPL法の運用の現状と課題

中央大学大学院法務研究科教授・弁護士
加藤新太郎

1 報告の視点

◇PL法制定の前史も視野に入れた現在問題の認識が重要

浅岡報告 旧きをたずねて原点（立法趣旨・内在問題）を知る

菅報告 PL法制定後の裁判実務=現在に至る問題を知る

2 私の実務経験から

（1）製造物責任との遭遇（東京地裁刑事部時代）

ユーザー・ユニオン事件

元検事で著名なB弁護士（3期）が、消費者団体（ユーザー・ユニオン）の代表者と共に、欠陥車が自動車事故を惹き起こしたとして、自動車メーカー・販売会社との示談交渉に当たり、損害賠償金の交付を要求し、これを受領したことが、企業に対する恐喝・同未遂に問われた事件

東京地判昭和52・8・12判タ355号123頁・判時872号21頁

東京高判昭和57・6・28判タ470号73頁・判時1047号35頁

上告棄却、有罪判決確定

目的が正当でも手段が不相当であるときは違法という判例法理の存在

（2）東京地裁民事部時代

・冷凍庫発火事件 東京地判平成11・8・31判タ1013号81頁・判時1687号39頁

PL法制定前の事故

事実上の推定の活用

欠陥の部位の特定の要否（不要としつつ、要旨1④まで判断）

物損（アルバム家族写真等かけがえのないもの）の慰謝料の限定的認容

家具などの損傷につき、民訴法248条による損害算定

弁護士費用はPL訴訟の特性を考慮して、約2割

日弁連消費者問題対策委員会『実践PL法〔第2版〕』180頁（有斐閣、2015）【判04】

【要旨】

1 ①鉄製の冷凍庫は本来外部からの火で燃える蓋然性は低いものであるのに、それ自体が焼損していること、②冷凍庫が置かれた場所とその裏側に当たる板壁の焼損の位置が対応する関係にあり、板壁の部分が建物内部の他の箇所に比べて焼損の程度が大きいこと、③冷凍庫の背面に近い部品の焼損状況よりも背面から遠い部品の焼損状況が激しいこと、④一般にみて、冷凍庫のサーモスタット部品にトラッキングが発生することもあり、冷凍庫から発火すること及び背後の板壁に着火する可能性があること、⑤冷凍庫と冷却機能という点で類似する冷蔵庫からの発火による火災が毎年複数件あること、⑥たばこ、ガス器具等からの発火、利得目的での放火等その他の原因は見当たらないこと等の間接事実を総合すれば、冷凍庫から発火したものと推認することができる。

2 製品の製造者は製品の安全性を確保すべき高度の注意義務があり、製造者がこの義務に違反して安全性に欠ける製品を流通に置き、これによって消費者が損害を被った場合には、製造者は不法行為責任を負うところ、消費者が、冷凍庫本来の使用目的に従って使用していた場合に、冷凍庫から発火したときは、その冷凍庫は、火災当時、通常有すべき安全性を欠いており、特段の事情の認められない限り、製品が流通に置かれた時点において、欠陥が存在していたものと推認され、製造者に製品を設計、製造し、流通に置くに際して、安全性確保義務違反の過失があつたものと推定するのが相当である。

【コメント】欠陥の存在時期と事実上の推定】

欠陥は製造業者が製造物を引き渡した時点（流通に置いた時点）での存在が要件となる。PL

法は、欠陥の推定規定を置いておらず、原告が流通開始時の欠陥の存在について、主張・証明責任を負う。しかし、損害発生時における欠陥の存在を証明すれば、事実上の推定は可

大阪地判平 6・3・29 判時 1493 号 29 頁=テレビからの発火事故につき、当該テレビには欠陥原因の存在が推認されるところ、当該テレビが原告方で使用されてから火災まで 8か月程度しか経過しておらず、被告が製造し流通に置いた時点における製品本来の安全性の保たれることが社会通念上当然に期待される期間内に危険が生じたことは明らかであり、その間に原告が内部構造に手を加えたり第三者が修理等をした事実は認められないから、欠陥原因は被告が当該テレビを流通に置いた時点ですでに存在していたことが推認された事例【判 01】

大阪地判平 9・9・18 判タ 992 号 166 頁=テレビ発火事件【判 02】

事実上の推定には、製造業者は反論・反証することが可（特段の事情）。たとえば、流通に置かれた時点から事故発生時までに長年月が経過していて、使用の結果の自然的劣化の蓋然性が大きいこと、原告が内部構造に手を加えたことがあること、第三者が修理等をしたことなど。

・サーブ事件

自動車の発進時異常によるお向いの家の壁に衝突という主張

製品起因性

自動車部出身の陪席裁判官による争点整理

和解で解決

・草刈機事件

草刈機で作業中小石が目を直撃し負傷した事故（ゴーグル不着用）

指示・警告上の欠陥

和解で解決

・評釈=東京地判平 14・12・13 判時 1805 号 14 頁【判 15】

加藤新太郎「イシガキダイ料理による食中毒と製造物責任」

私法判例リマークス 28 号 66 頁（2004）

（3）東京高裁民事部時代

・洗浄剤事件

業務用洗浄剤で清掃作業中に有毒ガス発生して作業員が死亡した事故

指示・警告上の欠陥

地裁は請求棄却（危険な用法を考慮？）

高裁で和解

3 PL 法施行後の状況と PL 法の成果

（1）PL 法施行後の状況

・安全法制は前進

・研究は激減

・企業の意識（問題認識）の変化

安全管理

お客様対応

・訴訟案件は少ない→濫訴現象は生じなかつた

その原因分析の必要（保険の普及、提訴の構造的困難さ？）

（2）PL 法の成果

・欠陥商品の減少？

・消費者問題への展開（PL 自体の相対化）

・PL 保険の加入（景気後退で、脱退？）

（3）法律実務家の問題意識は

・被害者側の弁護士は

・製造者側の弁護士は

・裁判官の問題意識も PL 法の精神を生かす方向に好転？

属人的問題

時期的問題

制定当初の裁判例と最近の裁判例とで差異がみられるか

個別ケースの観察と綜合判例研究の必要

*事実上の推定の活用

京都地判平 18・11・30 判時 1971 号 146 頁 (折りたたみ式足場台事件) 【判 31】

東京地判平 20・8・29 判時 2031 号 71 頁 (電気ストーブ化学物質過敏症事件) 【判 37】

神戸地判平 21・1・27 判タ 1302 号 180 頁 (メーカーからリコールの届け出がされたのと同
内容の不具合が発生した自動車につき、反証のない限り、欠陥の存在が推定されるとした
事例)

この手法を使用しない事例もあり→パネルディスカッションにおける中村報告

これをどのようにみるか

4 PL訴訟の困難さと事案解明の方策

(1) 困難要因

・現代社会における訴訟の困難要因=市場化、技術化、社会化

加藤新太郎「法律家養成・継続教育と理論教育・実務教育」

神戸法学雑誌 56 卷 1 号 105 頁 (2006)

・PL関係訴訟においては、市場化・技術化がカベ (困難要因)

市場化は、開発危険の抗弁と関連

技術化は、欠陥それ自体、損害との因果関係と関連

(2) 事案解明の方策

① 原告側弁護士の適切な主張・立証

・十分な調査 (協力専門家の有無)

・適切な法律構成*

・適切な立証**

* PL法の趣旨を咀嚼した書面 VS 意欲的かつ熱心だが空疎な法律構成

一読して分かる訴状

裁判官の琴線に触れる準備書面

→何を議論しているかを明確に意識した書面であることが不可欠

事実か、証拠評価か、法解釈か、当てはめか、経験則の問題か

**鑑定・専門委員の効果的利用

科学技術文献の利用→事実的経験則の集積

PL事故の原因分析結果の訴訟への利用 (現実は?)

② 被告側弁護士の適切な反論・反証

・十分な調査と PL法の趣旨の即した適切な反論・反証

・当該案件の本質的な争点を隠す総括的主張 (反論) をし、長大な準備書面を作成し、
それにより相手方を消耗させ、裁判官を惑わす戦術 (重要争点埋没戦術) ?はNG

→それが発覚した場合のリアクションは大きい

③ 弁論準備手続における争点整理

・争点の所在についてのコンセンサス形成

・事実に関する争点

事実上の推定の可否、特段の事情の有無まで詰めること

・法的争点

欠陥の部位の特定の要否

部品製造業者 (部材提供者) の責任との関係

判断枠組みに関するコンセンサス形成

・審理・判断に関する議論

争点と証拠との関連性と証拠価値

◆争点整理がうまくできるかどうかが PL訴訟の分岐点

5 適正な判断形成への方途

(1) 裁判官は製品事故被害者の敵か、味方か（裁判官は製造者の敵か、味方か）

- ・製品事故かどうか（製品起因性）から争点になる
→欠陥の有無それ自体
→使用方法の適否
→欠陥と事故との因果関係
→損害との因果関係
・P L訴訟はハードケース

(2) 判断枠組みに関するコンセンサス形成の重要性

- ・欠陥についての主張・立証の範囲→事案解明の方策

仙台高裁平22・4・22判時2085号42頁（携帯電話低温やけど事件）【判34】

欠陥の部位の特定の要否

- ・当該ケースにおいて「事実上の推定」を使うことができるか
　　推定の前提となる経験則（の蓋然性の程度）に争いがある
　　特段の事情（経験則の適用除外事由）の程度に争いがある
　　特段の事情を構成する事実に争いがある

◆これらの議論を詰めていくといふことより、事実上の推定の活用がしやすくなる

(3) 証明度に関するスタンス

- ・証明度についての理解（高度の蓋然性の意味合い）

当てはめにおけるハードル高すぎ現象の解消

最判昭50・10・24民集29巻9号1417頁（レンバール事件判決）

最判平12・7・18判時1724号29頁（長崎原爆訴訟判決）

加藤新太郎「証明度論」『民事事実認定論』82頁（弘文堂、2014）

- ・証明度の軽減の法理

原則的証明度を維持しつつ、例外的に、必要性、相当性、補充性を要件として、原則的証明度を軽減することを許容するという見解

- ① 事実の証明が事柄の性質上困難であること（必要性・相当性）
- ② 証明困難である結果、実体法（P L法）の規範目的・趣旨に照らして著しい不正義が生じること（必要性、補充性）
- ③ 原則的証明度と等価の立証が可能な代替手法が想定できること（補充性）

加藤「証明度論」『民事事実認定論』60頁

◆証明度の軽減の法理の前に、事実上の推定活用の基盤整備を考えるべき

(4) 損害論

民事訴訟法248条の適用・類推適用

加藤「相当な損害額の認定」『民事事実認定論』261頁

(5) 研究者に対する期待

- ① P L法の趣旨・精神を推進する解釈論
- ② 個別ケースについての判例評釈と綜合判例研究の必要
- ③ 現在問題を認識した上での現行P L法の改正論

・中村雅人「製品事故の防止と被害救済」国民生活（2015・6）1頁

情報化、国際化、高齢化、技術化

以上

カビキラー事件

弁護士 中村雅人

1 事案の概要

家庭用カビ取り剤を風呂場などで使用していた主婦が、使用直後から乾いたような咳が頻繁に出、咽頭部に焼けるような痛みを覚え、ひどく息切れするようになり、ついに呼吸困難になった。

カビ取り剤の中に次亜塩素酸ナトリウムなどのアルカリ成分を含んでいるので、霧状に噴霧すれば吸引して人体に健康被害を及ぼす危険性があるとして、メーカーに損害賠償を請求した。

被告は、提訴後に製品を改善し、液体が霧状に飛散しないようにムース状に出るようにした。また、酸性の洗浄剤とまぜると危険であると表示した。

そして、訴訟では、原告の症状は、肥満、更年期障害等に起因する可能性があるとして争った。

2 第1審 東京地裁平成3年3月28日判決（判例時報1381号21頁） (請求一部認容)

原告の慢性的な症状と、カビ取り剤との因果関係を否定。ただし、使用直後の症状との因果関係は認め、被告メーカーに対し金70万円の損害賠償を命じた。

3 控訴審 東京高裁 平成6年7月6日判決（判例時報1511号72頁） (原判決を破棄。請求棄却)

酸性洗浄剤との併用による塩素ガスの発生が認められないこと、使用の度に生じた症状がひどくなく、同種の製剤を使う際にありがちな一過性の症状であり、不法行為損害賠償の根拠にならない。

4 本件事件から言えること

(1)被害者・原告の常識（想像力）

カビ取り剤を使っていたら症状が出てきて、どんどん悪化していった。医者も化学物質過敏症を診断している。製品に起因する健康被害だ。

(2)裁判官の常識（想像力）

せき込む、息苦しい、などという症状は、一般的で、カビ取り剤によるものと言えるか疑問。それに、大した被害じゃない。

(3)教訓

「化学物質過敏症」が訴訟の場に登場した最初の事例。その後、厚生労働省でも正式に認められ、健康保険診療の対象病名にもなった。しかし、新しい知見が出たばかりの時点では、裁判官は直ぐには受け入れない。

世の中は、進歩を止めることはない。将来の進展も想像し、裁判官には、天動説をいつまでも守るようなスタンスをとってほしくない。学説論争にはまることなく、素直に生の事実を見てほしい。

ランチアデルタ事件

弁護士 中村雅人

1 事案の概要

平成6年1月、購入して1か月の新車を運転中、ギャリギャリギャリという音がしてボンネットのすき間から白煙が上がり、ガクンというショックをうけハンドル操作が不能となり、道路の縁石を乗り越え、街路灯に衝突した。

修理工場で、オイルパンを開けたところ、オイルの中に金属片が落ちていた。

2 請求

車の所有者が、車の輸入業者と販売業者に対し、破損した車両の代金等の損害賠償を請求した。

3 訴訟

平成8年2月15日 東京地裁へ提訴

平成10年3月18日 結審

同年7月8日 判決（請求棄却）

4 第1審判決

事故形態、コンロッドメタルの破損、の事実は認める。

しかし、欠陥判断で、「原告が、不適切なギアを選択し、低速ギアで高速度運転をするなど、エンジンに過度の負担をかけるような運転をしたためにエンジンが故障したものではないかとの疑いが残る。・・・したがって本件自動車が通常通り適切に運転されていたとはにわかに認めることができず、・・・欠陥があったと推定することは相当でない。」とした。

5 控訴審

100万円余をかけて、エンジンを解体し、エンジンの焼き付きが、オイルストレーナの取り付け不良でオイルがエンジン内部に送油できなかつたことに起因することを明らかにした。

この状況を証拠提出したところ、東京高等裁判所は、心証を開示して和解を勧告し、和解成立となった。

6 本件事件から言えること

(1)被害者・原告の常識（想像力）

新車1か月目でハンドル操作が不能となり、オイルパンから金属片が出てきたら、車の欠陥だ。

(2)裁判官の常識（想像力）

スポーツタイプの外車で、正月に友人を乗せて初詣に行った帰りなら、低速ギアで高速運転していたのではないか、そのためエンジンが故障したのではないか。

(3)被告の主張

欠陥は否認する。

新車1か月に2800キロ走行し、過労・睡眠不足が起因して運転操作を誤った事故だ。エンジンが停止してもハンドル操作は不能にならない。ブレーキをかければ事故は回避できた。

(4)教訓

PL 事件は、過去に発生した事故につき、想像力を働かせて欠陥の有無を考えるもの。

その時に、正しい想像と、誤った想像があることを知っておき、誤った想像へ誘導する被告の主張立証を、軽視しうるような主張であっても、厳しくチェックし、反撃しておく必要がある。

裁判官の持っている知識からの、証拠に基づかない考察が突然割り込んでくることもあることにも留意する必要がある。

製造物責任法

(平成六年七月一日法律第八十五号)

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものに欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

- 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

([民法](#) の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、[民法](#)（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、その法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について

平成6年4月4日
PL法連立与党プロジェクト
座長 倉田 栄喜

与党政策幹事会より本プロジェクトに検討を求められた「製造物責任制度等に関する件」につき、昨年12月16日から12回にわたり会合を開き、検討を行った。この間、関係省庁より関係審議会における本問題についての検討結果をヒアリングするとともに、産業界、消費者団体、労働界、法曹界等より広く本問題についての意見を聴取した。これらを踏まえ、プロジェクト内においても各論点について検討を重ねたが、現階における製造物責任制度に関する検討結果は、次のとおりである。

第1 製造物責任制度の法制化について

1 製造物責任制度の法制化については、各界から出されている要望ができるだけ生かされることが必要である。この意味で、製造物責任制度の立法化にあたっては、各界の意見を総合的に反映した国民生活審議会の報告が基本的に尊重されるべきである。他方、製造物責任制度の基本的内容が民法709条の特則としての意味を持つものである以上、わが国の民法の体系及び法理論との整合性にもとるものであつてはならないし、同時に、製造物責任制度に関する世界の潮流にも耐え得るものでなければならぬ。

2 以上を前提に、規制緩和という方向の中で、製造業者、消費者の双方の自己責任を踏まえつつ、大量生産・大量消費の現代社会においては、製品事故の防止は製品を設計・製造する製造業者に依存する度合いが高まっていることから、製造物の欠陥に係る被害の救済を図るため、早急に法制化を行うことが必要である。

第2 法制化における各論点についての検討結果について
製造物責任制度については、次のような論点があり、法制化にあたっては、次のようないくつかの論点を踏まえたものであることが必要である。

1 欠陥概念と判断基準の明確化について

欠陥概念については、①欠陥概念の明確化、②その法文化が問題になり、意見の交換が行われた。

「欠陥」は、新しく導入される概念であり、主に裁判規範として機能するが行為規範としても機能することを考えると、その定義、内容をできるだけ明確化するために、さまざまな工夫を行うことが必要であるが、他方で、欠陥概念についての判断要素が法律上の要件とされると、被害者の立証負担が重くなるとの問題が出てくる。

プロジェクトでは、判断要素の例示を最大でもE.C指令程度以内に留めるとの考え方と、できる限り多く例示すべきであるとの考え方が示されたが、被害者の立証負担の問題や判断要素の共通性、重要性等に留意すると、欠陥の判断が個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであることを明確にするとともに、判断要素の例示として、①製造物の特性、②通常予見される使用、③流通に置かれた時期を掲げることが適当である。また、併せて、このような判断要素についての考え方を明確にするために、立法資料や国会審議等を活用する必要がある。

このほか、欠陥の定義については、さまざまな意見があるが、欠陥が製造物の客観的な性状であり、瑕疵と異なって製造物の安全性に関するものであることを考へると、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいうものとするのが適当である。

2 推定規定について
推定規定については、①欠陥の存在、②欠陥と損害との間の因果関係、③欠陥の存在時期に関する推定規定を置くかどうかの議論が行われた。

これらの事実の立証は本來個々の製品、個々の事故の態様等多くの事実に關係するものであり、法律上一律に一定の事実からこれらの事実を推定することは、被害者の立証負担の軽減という目的を超えてしまう等の理由から、推定規定を採用すべきではないとの意見が大勢を占めた。

このため、裁判上事案の内容に応じて事実上の推定を柔軟に活用するとともに、国、都道府県等の事故原因究明機関の整備又は民間の各種の検査機関及び試験研究機関の

充実を図ることにより、被害者の立証負担の問題に対するべきであるとの合意が得られた。

なお、事実上の推定の活用については、立法資料や国会審議等を活用してこれを明確にする必要がある。

3 開発危険の抗弁と免責事由について

開発危険の抗弁については、これを採用するかどうかの議論が行われたが、新製品の開発、技術の革新等を不當に阻害しないとの観点から、これを採用するのが適当である。その際、この抗弁が適用されたり、裁判等の製品事故の紛争がいたずらに長期化することがないよう、入手可能な最高の科学、技術の水準を判断基準とすべきである。

部品・原材料の製造業者については、部品等もそれ自体製造物であるから、部品等に欠陥があり、そのため最終製品に欠陥が生じ、その欠陥によって被害が生じた場合には、部品等の製造業者が完成品の製造業者とともにその損害を賠償する責任を負うのが原則である。しかし、部品等が完成品の製造業者の設計や指示に従った場合で、まさに欠陥がその設計や指示に従ったために生じたときは、部品等の製造業者に免責を認めることが適当である。その際、免責の要件については、製造物の製造の実態に応じた適切なものとする必要がある。

4 責任主体について

責任主体については、製造業者、輸入業者が原則として責任主体となる。また、製造業者若しくは輸入業者として表示をした者又は製造物の製造、流通の実態等により消費者からみてこれらの人とみられるような表示をした者（表示製造業者等）も、その表示に対する一般の信頼から、責任主体とするのが適当である。なお、販売業者の責任に対する一般的の信頼から、輸入業者を特定することができない場合に、補完的に責任主体とすべきであるとの考え方もあるが、販売業者が製造業者等と同様に製造物責任を負うべき根拠が乏しいこと、販売業者の責任は契約的責任の法理によって解決できること等の事情から、この考え方を採用しないのが相当である。

5 製造物の範囲について

製造物の範囲については、製造された製品とし、不動産、未加工の農林水産物、電気を除外することが適当である。

血液製剤の一一部の瑕疵については、これを製造物の範囲から除外することは適当ではないということでおおむね意見の一致をみた。

6 責任限と損害賠償の範囲について

損害賠償額に上限や下限を設けることは適当ではない。

製造物責任により賠償される損害の範囲については、基本的に民法の相当因果関係の法理によることが適当であるが、拡大損害が生じない場合には、契約責任で十分に対応できることと等から製造物自体の損害を製造物責任の対象としないことが相当である。

7 責任の期間について

短期消滅時効については、民法の原則によることで足りると考えられる。

除斥期間については、製造業者等の責任を早期に安定させるごとやEC指令において10年間とされていることを考慮すると、責任期間を10年間とすることが適当である。この場合、期間の起算点は製造業者等が製造物を流通に置いた時からとすることが適当であるが、音質損害、遅延損害等については、被害の性質に応じた被害者の救済を図るという観点から、期間の起算点を損害が発生した時とする必要がある。

第3 分争処理 原因究明体制について

少額被害等裁判に割り込まれないような被害に関する紛争処理については、消費者が身近に利用できる既存の体制の一層の充実、活用を図ることとともに、これらで解決できないような案件についてニーズに応じ、製品分野ごとに中立性・公平性を図りつつ、専門的知見を活用した体制を整備していくことが必要である。また、被害者の証明負担の軽減につながる原因究明問題の整備については、社会経済上のコストを踏まえ、専門的な知見・ノウハウを有した既存機関や人材を活用しつつ、各原因究明機関相互の連携・協力体制の強化、予算措置の拡充等による商品テスト機器、分析機器の整備等を通じて積極的に推進していく必要がある。

での問題提起や議論がマスコミや雑誌の紙面等を通してより広く理解される機会を得る努力が十分でなかつたと反省される。

八 製造物制定運動からの教訓

日弁連消費者問題対策委員会では、賃金業規制法の制定や訪問販売法の改正など、これまでにも立法運動を経験してきた。これらの経験を踏まえ、立法運動を経験してきた。これらは、これまでにも立法運動を経験してきた。これらの経験を踏まえ、

今回は経済界全体の抵抗が強い中で、消費者団体との連携をはかりつつ、立法化の世論づくり、法案の立案、制定、さらにその後の施行まで、粘り強く取り組んできた点で、特筆すべき経験があつたと考えている。

日本における立法は殆ど政府提案であり、法案が閣議決定された後に修正することは極めて難しい。法案としてでき上がった時には省庁や政党との根回しが終了しているのが実態であり、かつそれが以前の行政内部での過程は極めて不透明であるのが日本の立法過程の特徴である。こうした中で日弁連として立法過程に意見を反映させていくことは容易ではないが、今後一層その必要性は増していくであろう。今回の経験から、法や制度の改善に必要な活動を項目的にまとめておきたい。

- 1 被害と救済の実態の調査・把握
- 2 研究者との共同研究

- 3 海外調査・法の国際的平準化
- 4 日弁連としての法や制度の案を策定

- 5 消費者・市民運動と継続的に相互学習・連携
- 6 マスコミによる世論喚起・事実調査の役割
- 7 海外との協力・支援
- 8 議員への要請、行政担当者との意見交換
- 9 情勢の変化に迅速かつ的確に対応
- 10 粘り強く、継続的に取り組み、タイミングを生かす

九 今後の課題

ともあれようやくわが国にPL法が成立した。

欠陥製品を出せば責任を負うとの原則が明らかにされ、企業の製品安全対策へのインセンティブがよりはたらく法的枠組みができ上がった。しかし、この法を欠陥製品被害の救済のために実効あらしめるために、被害者の立証負担の軽減が不可欠であり、立法上、司法上、行政上今後に残された課題も多い。

新しい法の制定は、国会での制定をもつて終わるのではない。その法を実現するのは、最終的に司法の場であり、法律家である。九四年一〇月二八日、「製造物責任法を生かすために」被害救済の実現のために」と題して、シンポジウムパート5を開催した。旧日弁連会館での最後のPLシンポジウムとなるであろう。同シンポジウムにはECC委員会タシュナー博士からメッセージが寄せられ、法務省、通産省、国民生活センターの第一線の現場で活動する官僚と日弁連とが講堂に溢れ

る参加者とともに議論するという新しい構図が見られた。不毛の対立や反目ではなく、互いの主張を確認しながら議論できる土壤が形成されてきてあることは望ましいと考えている。日弁連としての五年を超える取り組みの結果でもある。

当委員会では、同シンポジウムでの議論を踏まえ、早期に被害者救済の立場からのPL法の解説および事件処理の手引を作成中である。

また、本法の施行は九五年七月一日であるが、法の趣旨が今日の社会に浸透し、民法不法行為法にも影響を与えていくことは必至である。法の施行を待つのではなく、現在進行中の紛争解決に反映させ、判例を積み重ねていくことが必要である。さらに、本法では被害者の証拠方法への接近や立証に関する問題を、今後の司法及び立法上の課題として残した。現在検討中の民事訴訟法の改正に効果的な証拠開示手続を組み入れること、および情報公開法の制定を求める取り組みが、公正、迅速な被害救済の実現のために不可欠である。

我々はPL法制定をめざす多面的なたたかいに取り組むなかで、多くの教訓と反省も得た。日本の社会は、高度成長期を経て今、消費者重視をかけた大きな転換点にさしかかっていることは誰しも認めるところである。その柱の一つは、これまでの法体系を人権擁護と民主主義の視点から見直すことがある。我々は法律実務家としてこの試みに参加して寄与しうるものであり、またその責務を負うものであると痛感している。

会の流れを決したといってよい。しかしそこに追い込んだのは、消費者運動と日弁連の取り組みの総体であったと考えている。

△注△

(10) 日弁連消費者問題対策委員会、製造物責任法制定資料集（一九九四年一〇月二八日）

六 消費者運動との継続的な連携 消費者のための製造物責任法の制定を 求める全国連絡会設立

立法課題は日弁連だけで負いきれない課題であり、広く国民運動として展開されることが不可欠である。法律家としての経験がこうした消費者運動を推進・発展させることに役立つことがある。

立法という優れて法律専門家の領域の問題であったが、消費者団体も本立法運動に積極的かつ継続的に取り組んだ。一九九一年五月、多くの消費者団体、弁護士、研究者などが参加して「消費者のための製造物責任法の制定を求める全国連絡会」を結成し、「欠陥商品」の一〇番の実施とそのフォローアップ、大集会や学習会の開催、あるべき法についての提言、自治体決議や意見書一〇〇万人を超えた署名運動、最終盤には国会要請など、多彩な活動を継続的に展開していく。

当委員会の弁護士は、消費者団体との日常的な交流、学習会、対策会議など、粘り強い取り組みを重ね、P.L.連絡会の中心的メンバーとして活動

を支ってきた。委員が全国に分散していることから、東京において中央の運動を組むだけでなく、中部、関西、中国など各地に拠点を設けることもできた。弁護士としての日常業務やP.L.訴訟をかかえての活動であり、時間的には苦しかったが、消費者運動で培われた消費者団体の経験によって私たち弁護士の団体がもつ戦力よりも幅広い取り組みが可能となつた。また何よりも、多彩な消費者団体と協同することによって得られた力強さに励まされるところが多かった。消費者団体の側でも、困難な課題を達成する過程で日弁連の側での法的な整理や方向づけが励ましとなつたとのことであった。

産業界の巻き返しを受け挫折に直面したこともあつたが、連絡会は立法化の要求を放棄することなく、その都度あるべき法の中身と法制化の意義を確認し、消費者自身がP.L.制度について理解を深めながら運動を続け、その活動を通して世論形成にも寄与してきた。戦後の消費者運動の歴史の中でも特筆されよう。

七 マスコミの役割

日弁連は被害の実態を明らかにし、独自の法要綱を策定し、P.L.法を実現させるまでの長い取り組みの節目節目で、意見書・要望書・会長声明・会長談話などをもってその見解を発表し、行政、政党や産業界にもはたらきかけてきた。しかし、

単に意見書を作成し、記録、宣言するにとどまらず、実際に立法を実現させなければならない。

今日の情報化社会においては、日弁連の意見がどのように世論に反映し、情勢を切り開くことができるかは、マスコミの報道にかかっている。そのため、節目での記者会見だけではなく、日常的な情報提供、論説委員との懇談を行い、その際世論喚起のために私たちがなしうることの示唆を受けたことも多かった。幸い、重要な時点で当連合会の意見が正確に報道され、世論化に寄与することができた。

特に製造物責任問題においては、九三年一二月一〇日の国生審報告を大きく覆すことができたこと、さらに九四年六月の国会審議において、輸血用血液製剤に関連する問題から流産の危機に直面したが、立法化への流れを崩させず成立させることができたのは、マスコミによる世論の後押しによるところが大きかった。

日弁連はしばしばシンポジウムを企画し、多くの出版活動を行ってきた。その企画や準備段階で多大な精力を傾注するが、広報には手が回らないことが多い。私たちの活動の成果が広く浸透するためにはマスコミを通しての広報は不可欠である。シンポジウムの参加者に感銘を与えることはあっても、それだけでは参加者の範囲を超えて効果を上げることは難しい。又、シンポジウム報告書や資料集の部数は限定されており、誰でも何時でも手に入れられる書籍ではない。シンポジウム

こうした見解の集約を通して、私たち自身が実現すべき立法の中身についての確信を得てきた。

各省庁はそれぞれ法案をもつていて、政治家に対してもその内容を容易に示さなかった。欠陥概念、適用対象製造物の範囲、損害の範囲、期間制限、さらに目的規定等、プロジェクトでの論点に即して、消費者団体とともに議員にはたらきかけ、行政へも要請を続け、マスコミへの情報提供に努めた。このように、継続して立法関係者へのはたらきかけを行ったことは特筆されてよいと思う。幸い、プロジェクト・チーム一人のうち六名は弁護士でもあり、法律家としての共通の認識と経験を有していた。日弁連会員は党派を超えてP.L法の骨格づくりに大いに寄与された。結果的に当連合会の考え方を相当程度最終法案に反映させることができたと考えている。とりわけ、欠陥概念及び輸血用血液製剤問題について、マスコミを通じて世論の支えも得ることができた。

一九四四年三月、当連合会は再び自民党のヒアリングに応じた。そこでは自民党側から被害者の証明負担の軽減をはかるべきとの意見が示されるなど顕著な姿勢の変化がみられ、励まされた。政党間の力のバランスの変化が旧政権政党の視点を市民側に向かせたといえよう。

4 法案閣議決定へ

法案化段階で、最後の論点として、第一条「目的規定」を置くとしてその内容と問題点が見えて

きたのは、九四年四月上旬、即ち閣議決定の最終期限の直前であった。「被害者の救済を図り、もって、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目的とする」との目的規定案は、訪問販売法など日本の消費経済関連法律の慣用句ともなっているものである。関係行政サイドからは、本法の直接の目的は被害者救済にあると説明されたが、こうした表現によってP.L法の基本理念が歪曲して理解される恐れは否定できない。

P.L法案は細川首相の辞任が報道されたのちの四月一二日に閣議決定され、第一二九回通常国会に上程された。推定規定および開示規定を欠いていた同法案は、被害者の証明負担の軽減の要請には不十分という他ない。しかしながら、欠陥の判断に際しての考慮事情として「製品の特性」、「通常予見される使用形態」、「引き渡し時期」を例示したにとどめ（第二条二項）、欠陥の定義としては「その製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされたことは重要である。事実上の推定則の積極的運用がなされれば、かなりの程度推定規定を欠いたことを補い得ると思われる。被害者の証拠への接近のためには、情報公開や民事訴訟法の文書提出命令等の規定の改正運動と連動する必要があった。

5 国会審議における活動・血液製剤問題
国会審議での最大の論点は、輸血用血液製剤を法の適用対象とすべきか否かについてであった。

自民党の一部から除外すべきとの強行意見が出ていた。本来本法は、流通している製品を広くカバーすべきものである。結局、衆参両院の商工委員会での審議の半は血液製剤問題に費やされた。通常質問議員の演説を中心とした質問になりがちな国会審議であるが、この論点については弁護士委員によつて、裁判所における証人尋問的緻密さで取り組まれた。私たち委員会でも協力を惜しまなかつた。私たちは委員会での審議の殆どを、消費者団体の人々とともに傍聴した。

輸血用血液製剤は医薬品として製造承認をうけており、献血者からの血液を選別して保存剤を加えて供給されている。これが適用除外即ち製造物概念から外されるならば、食品や農産物に問題を拡大させかねない。さらにこの問題は、第一二九回通常国会での成立を危うくしかねないことを連携していた。

当面政府案をより充実した法案に修正させられる環境にはなかつたことから、中坊公平元日弁連会長は六月六日の衆議院での商工委員会で参考人として、不十分な点を重ねて指摘しつつも、本法の早期成立を求めた。しかし、成立を期するため製造物概念を妥協することもできないことであった。

会期末が近づくにつれ、解散か総辞職かに争点が移行していく、審議日程上P.L法案も時間切れ廃案となることが最後まで危ぶまれた。最終的に同国会での成案化を促すマスコミの後押しが議

29 製造物責任法制定に至る日弁連の取り組み

2 国生審報告を覆す

業者および製品等に表示した者により拡張した点を除き、民法不法行為法の原則によるべきことを明らかにした。ここに示された考え方は、その後の法案化段階において最も影響を与えた。

2 国生審報告を覆す

私たちの努力にもかかわらず、一二月一〇日、国民生活審議会報告は産構審報告等を切り貼りした原案を変更することなく最終報告に至った。日弁連は特に欠陥概念について、「現行の過失責任による救済をも後退させかねないもの」との会長談話を発表し、消費者団体とともに記者会見を行い、消費者には到底受け入れられない結論であることを明らかにした。翌日の新聞紙面に、堀野事務総長、宇都宮委員長、杉浦安全欠陥部会長らが太田吉泰全国P・L連絡会事務局長等と並んで抗議する写真が掲載された。国生審報告に対する日弁連の姿勢を象徴したものである。

3 政党・議会へのはたらきかけ

一九九三年一二月半ばに細川連立政権に連立与
党的衆議院議員からなるPLPプロジェクトがつくら
れた。社会党と公明党とは野党時代に独自法案を
提案していた。さきがけおよび日本新党からも、
新たに独自案が提案された。各政党で法案づくり
の中心となつたメンバーがここに参加し、国会開
催中も激動の政治日程を縫つて毎週早朝から調査
・検討会を開いた。

治状況のもとでは、国民生活審議会報告に至ることは即ち、立法に向けての根回しが完了したといえるものであった。しかし今回の場合私たちは、まだこれを克服する希望を繋いでいた。流動化した政治情勢、官僚主導に対し政治の主導性の回復、國生審報告の矛盾、最終報告の直前での行政の不透明な選択、日本社会に消費者重視への政策転換を求める国際的潮流など、私たちへの追い風を見

九四年一月、このプロジェクト・チームの日弁連・消費者団体に対するヒアリングにおいて、私たちは被害の実態と国際的視点から、製造物責任法として不可欠の条件に絞り込んで提示した。九年二月二一日の総理大臣及び政界・行政に提出した日弁連意見書は、立法最終段階での争点に対する日弁連の総括意見ともいうべきものである。

業者および製品等に表示した者により拡張した点を除き、民法不法行為法の原則によるべきことを明らかにした。ここに示された考え方は、その後の法案化段階において最も影響を与えた。

逃さなかつた。
経済企画庁など七行政省庁が関与した法であり、行政間の調整も重要なポイントであった。私たちはこれらの省庁担当者と積極的に意見交換の機会をもち、立場・意見の違いを克服すべく努力した。

報告書「今こそ製造物責任法の制定を!」

2 法制化に進み出す

こうした私たちの取り組みにもかかわらず、九二年一月、国生審は製品関連省庁でさらに一年間検討を行うこととして結論を先送りした。この報告は、立法化に際して、産業界や産業関連省庁の意見を尊重すると読めるものであった。通産省は産業構造審議会で責任ルールを含め総合安全対策について検討を始めるとともに、製品安全協会を中心に裁判外紛争解決機関の設置の要件の検討を行っている。日弁連は、九三年三月阿部三郎会長の名で通産大臣に対し、製造物責任の法制化なくして公正な被害救済はありえないことを申し入れた。

3 厳格責任の形骸化への闘い
九三年七月自民党単独政権時
連立政権が誕生し、消費者重視
物責任法の法制化を具体的にか
ら立法化は既定の流れとなつて
伏兵はその後に明らかにされた

九三年五月産業界は、米国の第三次不法行為リスティトメントの起案担当のコーネル大学ヘンダーソン教授を招き、米国では欠陥を類型化してそれぞれ要件を定め、設計上の欠陥および指示警告上の欠陥の範囲を限定しようとする動きを日本に取り入れようとした。しかし、米国のこうした傾

ランド調査の報告とともに、欠陥の考え方方に焦点を絞ったシンポジウムを開催した。^⑩ 日弁連P・Lシンポパート4である。欠陥責任化の意義は欠陥のとらえ方にかかっている。判例をこうした視点から見直し、推定規定があれば消費者の常識に合致した結論を導き得たと思われる問題判決を具体的に検証した。

このシンポジウムには連立与党から五名の弁護士議員が参加し、立法化に向けて牽引車となることを約束された。同年一月に予定された国生審報告が立法化にはずみをつけることが期待されたしかし、この期待はまだ甘いものであったことを

製造物責任法を制定することは新たに欠陥を責任要件とすることであり、日本の証拠法や司法制度のもとで欠陥とは、「消費者（人）が期待しうべき安全性を欠くこと」とするEC指令型以外、受け入れられないものであった。長い国生審における議論でも、九三年一〇月まではそのように考えられてきた。争点は開発危険の抗弁及び推定規定の導入の可否、規定の仕方にあると考えてきた。九三年九月三〇日、「あるべき欠陥製品被害救済のルール——これまでの議論を集大成する——」と、その年の二月のオーストラリア・ニュージー

五 最終局面での活動——情勢に即し迅速に

九三年一月には、いって各審議会報告が出揃い、
これからいつでも、法案化、国会での審議に入れ
る状態を迎えた。しかし、立法化が実現的となっ
た最終段階に、最大の難局を迎える、新たな活動が
必要となつた。殆どの法が政府提案として国会に
提出されることが、立法が実質的に行政の機関の
もとでなされる背景である。しかも、この時期
は行政側の仕上の段階であり、通常、立法化にむ
けてスピードを増し、私たちは情報がますます
届かなくなる。当面する争点に対する日弁連の見
解を具体的に提示し、結論に反映させることが重
要であり、そのため的確な情勢の把握と迅速な
対応が求められた。

一月一〇日、産業構造審議会、中央建築審議会等、関連省庁から製品毎の検討結果が国民生活審議会に報告された。産業構造審議会は、欠陥の部位の特定を原則とし、欠陥の判断基準の明確化を求めてだけでなく、基準として製品の効用・有用性、経済性、技術的実現可能性等を強調するな

その直後に気付かされた。

(9) あるべき欠陥製品被害救済のルール～これまでの議論を集大成する（一九九三年九月三〇日）

向は、米国のディスカバリなど日本とは全く異なる証拠法や、欠陥の判定に一般消費者の期待が反

(5) 日弁連消費者問題対策委員会、オーストラリア・ニュージーランドP.L調査報告書(一九九三年九月)

5 第一回シンポジウム「これでいいのか!欠陥被害と救済の実態」から製造物責任法要綱へ

国内・国外の実情調査をもとに、九〇年一二月八日前記シンポジウムを開き、当委員会の製造物責任法要綱第一次試案を公表した。責任の厳格化だけでなく、被害者の証明負担の軽減のために欠陥と因果関係の推定規定を盛り込んでいた。日本では被害者が企業や行政の手元にある証拠にアクセスできる法的手段が与えられておらず、かつ証明の程度に高度の蓋然性を要求されている実務の実情を踏まえ、被告企業に任意の証拠開示を促し証明負担の公平な分配をもたらすことを目的としたものである。証拠開示については並行してすすめられている民事訴訟法改正議論に委ねるとの意見がある一方で、名古屋から証拠偏在型訴訟の代表例である製造物責任訴訟において必要性が高いのであり、P.L法そのものに加えられるべきであるとの意見が出された。

当日、会員だけでなく消費者団体、行政、産業界及び研究者等日弁連講堂に入りきれない参加者が第一会議室にも溢れた。本問題に対する関心の高さが示されるとともに、法制化の行方を探る上で日弁連の取り組みのフォローが欠かせないものとなっていましたことがわかった。

その後、日弁連としての法要綱試案策定のために司法制度調査会との協議を重ねた。七五年の法学者による要綱試案や八九年の東京弁護士会消

費者保護委員会試案では、欠陥の推定と因果関係の推定とを分けて規定していた。私たちは、通常の使用において生じた製品による事故では、製品に欠陥とその欠陥と被害との因果関係を推定する規定を設けるべきだとした。他原因が証明されれば、もちろんこの推定は破られる。さらに、安全性に関する情報の所持者の開示義務と開示されなかつた場合には裁判所は欠陥の存在を認めることができるとの条項を加えた。私たちの推定に関する考え方は、その後米国の第三次不法行為リストイットメント改訂試案の中に盛り込まれている推定条項と同旨である。

九一年三月、消費者問題対策委員会と司法制度調査会との協議を経て理事会で、日弁連製造物責任法要綱が承認された。以後、要綱が私たちの立法活動の原点となり、消費者団体の立法運動の柱にもなった。

(6) これでいいのか?欠陥被害と救済の現状、一九九〇年一二月八日日弁連シンポジウムの記録

(7) 日本弁護士連合会製造物責任法要綱

△注▽

1 立法不要論・時期尚早論の克服

第一回シンポジウムでは、被害が救済されない実態に焦点を当て、立法化の必要性を明らかにした。次には、るべき法の中身についての議論に移るはずであった。九一年七月、事例をもと

に欠陥の考え方および推定規定の意義について検討するシンポジウムパート2を開いた。しかし、P.L法不要論や時期尚早論はその後も長く続き、私たちはそれらへの対応を余儀なくされた。

第三次国民生活審議会

第三次国民生活審議会が中間報告として法制化に踏み出す方向を打ち出そうとしていた矢先の九一年一〇月、自由民主党経済・物価問題調査会「製造物責任制度に関する小委員会」はP.L法導入の可否をめぐって検討すべき二二項目をかかげるという形で法制化に待つたをかける中間取りまとめを発表した。当連合会は九二年一月、詳細な反論書をもって対応した。不要論は即ち法の形骸化であった。

一三次国生審の最終報告に合わせて九二年一月五日、第三五回日弁連人権擁護大会シンポジウム(P.Lシンポジウム)「今こそ製造物責任法の制定を!」をもつた。ここでも、不要論や時期尚早論に対して、これまでの過失責任の下で被害者がいかに苛酷な立証を強いられてきたかを法廷の構成劇によって明らかにしなければならなかった。弁護士は積極的に取り組む決意を明らかにした宣言を採択した。一九九二年五月二四日日弁連総会においても、製造物責任法の制定を求める決議をしている。日弁連あげてP.L法制定に取り組んできたあらわれである。

△注▽

(8) 日弁連第三五回人権擁護大会シンポジウム基調

不可欠であることを教えていた。

アメリカでのP.L.議論は今日、日本にも同時進行的に持ち込まれる。その際、事実や争点が正確に伝えられなかつたり、両国の社会的、制度的差異を無視することによつて、いたずらに混乱がもたらされることが少くなかった。私たちはこの米国調査を契機に情報交換を続け、米国の現状を直接確認しながら日本での取り組みを考えることができた。

△ (3) 日弁連製造物責任・情報公開アメリカ調査団、
製造物責任・情報公開に関する米国調査報告書
(一九九〇年一〇月三〇日)

4 海外調査その二—EC事情欧州・オーストラリア調査

一九九一年五月、北村哲男参議院議員、伊東秀子衆議院議員の参加を得て、マロニエの花が咲きかおるドイツ、ベルギー、フランス、イギリスおよびEC本部を訪問した。駆け足ではあつたが、立法、行政、司法および産業界や消費者運動の実情を調査することができた。

欧洲の場合、日本に紹介されている既存の情報が米国と比べ非常に乏しく、訪問先の選定や事前連絡は困難を極めた。通産省では数次の訪問調査がなされその調査報告書が存在したが、公開されていなかつた。にもかかわらず、短期間の日程で理解を深めることができたのは、現地で活動して

いた須綱隆夫（ベルギー）、安永雅夫（フランス）、戸塚悦朗、中田浩一朗（イギリス）、岡崎由美子（ドイツ）会員に負うところが大であつた。ますます国際化する現代において、海外で活躍されている会員の協力は心強く貴重である。

ドイツの司法省では、裁判官出身の立法責任者フリシュから、「産業界と消費者とは力に差があり、消費者側の意見は反映されにくい。そのため、行政は少し消費者側に座ることでバランスをとる。消費者団体は政策決定に重要な役割をもつていて」こと、また「ドイツの裁判所は、迷ったときは被害者の利益に判断する傾向にあることを慰めとしている」とのドイツにおける行政の姿勢を聞き、日本と対比して行政のあり方が政策決定に大きく影響していることを感じた。

イギリス消費者保護法は民事法としての規定とともに刑事規定を含んでいる。企業にとって事前の安全対策へのインセンティブとなつてゐるだけではなく、刑事検査記録はディスカバリ制度とともに現実の被害者救済の機能を高めている。消費者連盟（CA）は世界の消費者保護運動の先達であり、その歴史も活動実績も驚くべきものである。

CAやベルギーに本拠を置くヨーロッパ消費者連合（BUEC）などが、ECの政策決定に少なからず影響力を及ぼしていることが実感された。

EC指令を生み出した原点であったEC委員会タシユナー博士にEC官僚の信念を見た。EC指令の採択には一二ヶ国の合意が必要であり、当初

の案からは後退を余儀なくされ、政治的妥協の案となつたといわれる。しかし、厳格責任制度を導入することの意義を確認し、その基本理念をもつてゐることが理解できた。欧米の実情を感じることができ、わが国での法制化において、少なくとも実質的に欧州のレベルに到達しうるP.L.法を実現することが私たちの課題であることに気づいた調査旅行でもあつた。

タシユナー博士は指令採択に至るまでのECでの長いプロセスを振り返つて、私たちとの別れ際に、「立法ができるにはタイミングがあり、この機を逃さないことが大切」とのアドバイスを与えた。私たちは立法化の最終盤で、タシユナー博士のこの言葉を何度も思い出した。

その後、一九九三年五月、オーストラリア・ニュージーランドの調査も行つた。オーストラリアでは一九九一年七月、商行為法の改正として実質的にEC指令が導入されていた。EC指令が製造物責任制度の共通の規範として世界に広がつてゐるここと、その解釈の共通化、オーストラリアにはディスカバリ制度があるが、消費者保護行政の担当部局が被害者の立証負担の軽減のために立法の後も継続して推定規定の導入に取り組んでいることがわかるなど、貴重な調査の機会であった。

△ (4) 日弁連消費者問題対策委員会製造物責任訪欧調査団、ECにおける製造物責任法—欧洲調査報告書（一九九一年一二月）

による一一〇番活動を受け継ぎ、日弁連が各單位会に呼びかけ、一九九〇年三月一九、三〇日に全国三六単位会で「一一〇番」を行った。

自動車、家電製品を中心いて七三件の相談が寄せられ、苦情が潜在化していることが実感された。また、製品による危害や危険を経験した消費者は、

直接販売店（五九・九%）や製造業者（二四・三%）に問い合わせたり苦情を申し出て、その対応に対する不満が一一〇番に寄せられた。他方、消費者センター等公的機関には三・二%しか申し出

ておらず、弁護士に相談したというものは二件に過ぎなかつた。事故後製造メーカー側にまず「相談」するという消費者行動が確認された調査であつたが、これは、弁護士や弁護士会の市民との距離を示すものである。今後の司法改革の課題としても認識されるべきであろう。

その後も継続して「一一〇番」活動を行つており、各地の弁護士会との連携に加えて、東京や関西など消費者団体と協力して行う地域も生まれてきた。消費生活相談員やアドバイザー・コンサル

タントの参加によって相談事例のフォロー・アップや救済にも実績をあげてきた。訴訟を提起したり、弁護士が関与して訴訟前に解決をみた事案もある。訴訟提起あるいは判決に至らず終了した事案の実態を把握する他の方法として、日弁連会員に対するP.L.事案の経験についてのアンケート調査を行つた。一九九〇年一月の調査では、二五〇人から経験があるとの回答を得たが、その六六%は相

談だけで終了していた。その理由として、証拠が不十分、勝訴の確信がない、費用・時間がかかることなどがあげられていた。これらはP.L.訴訟に特有の事情ではないが、P.L.紛争では特に責任原因についての被害者の証明負担が重いことが痛感された。

△注▽
(2) 自由と正義（一九九〇年一月号一二三頁）

3 海外調査その一—アメリカ

P.L.制度が判例法として確立、発展してきた歴史をもつアメリカを訪問（一九九〇年六月二十四日～七月一日）し、EC諸国（一九九一年五月）、さらにオーストラリア・ニュージーランド（一九九三年五月）にも足を運んだ。日本のP.L.周辺の諸制度のもとで実質的に欧米と並ぶP.L.を実現する法案を策定するためには、それぞれの製造物責任法の比較だけでなく、司法制度や証拠制度、行政の機能、消費者運動等を踏まえた総合的な比較研究が必要である。

アメリカはイギリスのコモン・ロー（判例法）を受け継いでおり、一九六二年にカリフォルニア州最高裁判所が判例によって厳格責任制度を確立したことにも表われているように、裁判所が重要な立法機能を果たしている。弁護士会や原告側及び被告側双方の弁護士事務所、裁判所を訪問し、司法への市民参加である陪審制度、訴訟費用が低廉であり、弁護士費用の成功報酬制度や弁護士の

数が多いこと等によって被害者が裁判所を利用しやすすこと、公判前の証拠開示（ディスクバリ）や証明の程度が優越的証明で足り、日本よりも証明負担が公平化されていること、被告企業の悪性が強い場合に認められる懲罰賠償制度（この場合は最近は確信的証明が必要とされている）等、厳格責任制度の周辺の司法制度や証拠制度が厳格責任制度を実効あるものにしていることがわかった。

同時に、私たちは、米国製品安全に關わる消費者製品安全委員会や食品・医薬品局、全米交通安全局などを訪問し、このよきな行政機関がリコール権をもち、事故情報を収集し、この情報を活用して原因究明を行い、そうした情報が情報自由法によって開示される透明な行政システム、これらの制度を活用している消費者団体やマスコミの役割も、アメリカの製造物責任制度の発展に不可欠のものであったことが実感された。行政規制は規制方法が日本より実質的であるが、安全規制としては違反に対する不利益も含め、日本よりも厳しい行政システムになつてゐる。

日本では情報が企業や行政に偏在しているにもかかわらず被害者側が証拠に接近しうる制度が殆ど整備されていない。被害者に求められる証明の程度が極めて高い。即ち、製品事故による責任要件を過失から欠陥に変更してもなお、日本の被害者はアメリカの被害者よりもはるかに重い証明負担を負つており、日本の製造物責任制度が公平に機能するためには、情報の開示と推定規定が

定を求める運動の原点は、一九五〇年代後半以後次々と森永ヒ素・ミルク中毒、サリド・マイド、カネミ油症、スマモン事件など悲惨な欠陥製品事故での被害者救済における被害者・弁護団の長く困難な闘いの経験である。

一九八五年（昭和六〇年）に日弁連に消費者問題対策委員会が設置されるまでは、日弁連司法制度調査会、人権擁護委員会、公害対策委員会の各委員会で、スマモン、カネミ油症事件等に関し度々提言している。

他方、一九七五年には我妻栄教授ら民法学者が、わが国で初めてのP.L.法案である「製造物責任法要綱草案」を発表し、前記国民生活審議会の報告にも至った。

高度技術化時代における新しい製品事故の被害者救済には、過失責任原則によるのではなく、より迅速かつ簡便に救済される道を開く必要性が痛感された。それは、厳格責任化及び被害者の証明負担の軽減のための法的制度の整備という、今日の課題そのものであったが、当時は欧米の判例の動向を学ぶことの域を脱していかなかった。

三 消費者問題対策委員会における活動 —製造物責任法要綱の策定まで—

1 松江人権大会—ラルフ・ネーダーからの出発

当委員会設置後、委員会に安全欠陥部会がおかれるまでも、相対交渉で終了した石油ファンヒーターによる中毒事件の被害者に対してアンケート調査を行い、企業との相対交渉での救済水準が低い実態を知ることができた。

一九八五年九月、豊田商事事件を契機として日弁連に消費者問題対策委員会が設置されたが、本格的取り組みは、製造物責任の法制化を課題としてかかげた一九八九年（平成元年）秋からである。

八九年九月、松江での第三回人権擁護大会において、消費者問題対策委員会の第一回目のシンポジウム「消費者被害に対する国のある方を問う—消費者の権利確立に向けて—」をもつた。ここで、米国での消費者主権の確立の経験に学ぶためにラルフ・ネーダーを招き、日本における消費者問題に関する基本政策の見直しを行った。

ネーダーはこの時、アメリカでは一九六〇年代からの製造物責任制度の確立によって、①欠陥製品による被害の救済を進め、②企業に被害を未然に防止するインセンティブを与える、③企業倫理を高め、④情報公開をもたらしてきたとし、わが国においても製造物責任の法制化と情報公開制度が不可欠と説いた。

一九八五年のEC指令後、八八年一二月までにEC加盟一二ヶ国のうちフランス、スペイン、アイルランドを除いてP.L.法制化が既に終わり、P.L.制度がアメリカに特有の制度とされた時代ではなくなっていた。EC指令は市場の統合にともない加盟国間の競争条件の調和のために必要とされたものもあり、わが国の産業界にとつても避けられない課題であった。こうした時期に日本を訪れたネーダーの訴えは、消費者側に再び立法運動に立ち上がるさせる契機となつた。

2 本格的取り組み開始—安全欠陥部会を設置— 欠陥商品一一〇番活動

人権擁護大会決議を受けて、八九年一一月本委員会に新たに安全欠陥部会が設けられた。以後本格的に立法化に取り組むことになる。当面、わが国の被害と救済の実態調査、海外のP.L.法制および被害者救済の実情調査、日弁連法案の作成の三つの課題をかかげた。

その第一は、わが国の欠陥製品による被害と救済の実態を明らかにして、製造物責任法の必要性を世論に訴えることであった。年間数十万件のP.L.訴訟が提起され、判例も多数に及ぶとされる米国と比べ、わが国では不法行為と契約責任の類型を合わせても、約二〇年間に公表された判決は二〇〇件にも至らなかった。紛争の実情を調査するため、一つには「欠陥商品一一〇番」を開設した。東京、名古屋、関西に生まれたP.L.研究会

△注▽
(1) 自由と正義—特集・製造物責任（一九七七年一二月No.一三Vol.一八）

製造物責任法制定に至る日弁連の取り組み

浅岡美恵
京都弁護士会会員

一 はじめに

一九九四年（平成六年）六月二二日夕刻、懸案の製造物責任（P.L.）法案が第一二九通常国会で

全会一致で可決成立し、同年七月一日公布された。翌平成七年七月一日から施行され、直接には施行の日以後に流通に置かれた製品に適用されることになる。昭和五〇年に国民生活審議会消費者保護部会消費者救済特別委員会の最終報告で法制化の必要性が指摘され、翌五年に同部会がその速やかな実現を望むとして以来、約二〇年目のことであった。

国際社会をみれば、一九八五年に製造物責任に関する閣僚理事会指令（E.C.指令）が採択されたことを契機に、E.C.諸国及び北欧自由貿易連合（E.F.T.A.）諸国に普遍のルールとなり、さらにオーストラリア、ブラジル、東側諸国へも広がっていた。製品事故における厳格責任（欠陥責任）

わが国で製造物責任制度の法制化が議論されはじめてから二〇年もの歳月を経ていたとはいえ、成立に至る約一年前までは産業界の反対が強く、P.L.法の実現はまだまだ困難かと思われた。

九年夏自民党単独政権が崩れ、消費者重視への政策転換を政策目標にかけた細川連立政権が誕生し、その重点課題としてP.L.法制定を位置づけた。野党時代に独自のP.L.法案を策定していた日本社会党と公明党が連立与党に参加していたことも、立法の推進力となつた。

しかししながら、一九九四年四月二二日細川連立政権によって政府法案として同国会に提出されたが、羽田内閣に代わった国会で審議され、六月

二二日に本法が成立したその翌日、今年度予算が成立するや右内閣の不信任決議案が提出され、村山内閣が誕生した。参議院商工委員会での採決があと一時間遅れても、同法案は激動の政局のうちに呑み込まれ時間切れ廃案になつていたところであった。

わが国の戦後政治の一大転換点においてこの法律の制定に至つたことは、本法が消費者重視への時代を象徴するものであったことと無縁ではない。日本弁護士連合会は法制化運動、本法案の策定、成立の過程に、どのように関わってきたのか。日弁連が積極的に立法問題に取り組んだ経験として、その経過を振り返ってみたい。

二 消費者問題対策委員会設立以前の日弁連の取り組み

法律実務家である私たちにとって、P.L.法の制

資料

PL オンブズ会議改正案 製造物責任法との比較表と提案理由

【提案理由】

1995年の製造物責任法施行から20年を経過し、この間の運用状況に鑑み、消費者被害の救済実現のため、この改正案を提案する。

【改正案比較表】

製造物責任法（平成六年法律第八十五号）	製造物責任法改正案 2015年7月1日 PL オンブズ会議
（目的） 第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	
（定義） 第2条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。	次の条項を修正する。 第2条第1項 この法律において「製造物」とは、有体物、無体物を問わず流通におかれた全ての動産及び不動産をいう。
2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。	
3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）	
二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者	
三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者	
（製造物責任） 第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前	次の条項を追加する。 第3条の2（欠陥の推定）

<p>条第3項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。</p>	<p>製造物が通常予想される方法により使用されたにもかかわらず、損害が生じた場合において、その損害が通常生じるべき性質でないときには、その製造物に欠陥があったものと推定する。</p> <p>2 製造物の欠陥は、製造者が当該製造物を流通においていた当時既に存在していたものと推定する。但し、製造者が、当該欠陥が相当の使用期間経過後に生じたものであると証明したときは、この限りではない。</p>
<p>(免責事由)</p> <p>第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。</p>	
<p>一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。</p>	<p>(一号 削除)</p>
<p>二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じた</p>	

ことにつき過失がないこと。	
(期間の制限) 第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。	第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から二十年を経過したときも、同様とする。
2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。	
(民法の適用) 第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。	
	第7条(消費者団体訴権) 消費者団体は、欠陥製品による消費者被害の発生または被害の拡大を未然に防止するため、当該製品の販売者、製造者、輸入者に対し、当該製品の製造販売輸入を差し止め、その他適当な措置をとることを請求することができる。 2 消費者団体は、製品の欠陥に起因する訴訟において、当該被害者と共同してまたはこれに代わって当事者となることができる。
	第8条(公益通報者の保護) 欠陥製品の安全に関する事業者の不法行為を知った者は、その事実を公表または通報しても、一切の不利益を受けない。
附 則 (施行期日等) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。	附則 第1条(消費者団体の定義) この法律において「消費者団体」とは、別に政令で定めるものをいう。
(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正) 2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)」を「、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)及び製造物責任法(平成六年法律第八十五号)」に改める。	第2条(みなおし) この法律は、施行の日から5年を経過した時点で、運用の実態等を考慮してみなおしを検討する。 このみなおしの検討は、消費者、法律家等を含む検討組織によって、調査、審議、提言する方法による。

【逐条補足説明】

1. 第2条

「製造物」に、「不動産」を加えたのは、最近の欠陥住宅事件の増加や、地盤沈下に対する責任追及等の事案が増加し、過失責任のルールでは解決に困難をともなっているからである。

また、コンピュータソフト等につき、製造物に当たるかどうか議論があったが、この改正案では当然含まれることになる。技術が高度化した今日の実状にも合う。自然農水畜産物についても製造物責任法の対象物とする。狂牛病問題や、残留農薬違反輸入野菜問題が発生した今日の日本の状況や、欧米の立法動向をふまえ、時宜にあつた改正である。

2. 第3条の2、3

欠陥・因果関係の推定規定を新設したのは、製造物責任法施行後の訴訟においても立証に困難をともなうため、立証不十分として被害者が敗訴している事案が多い実状では、立証負担の公平が実現できていないから、公平を実現するために規定することとした。

特に、リコール隠し対象車による事故例や、事故後にリコールされた事案では、欠陥問題に思い至らず廃車にしてしまい、証拠物が存在しなくなつてから訴訟をすることになるケースがある。このようなケースでは、欠陥や因果関係の推定をするべきであり、推定規定を設ける必要があります強まった。

3. 第3条の4

前項同様の理由から、本法に基づく訴訟において、製造物の安全性に関する情報を所持するものは、正当な理由がある場合を除き、被害者の請求によりこれらを開示しなければならないこととした。リコール隠しをしたメーカーが保有する証拠の全面的開示を求める必要が強くあることは言うまでもない。

4. 第3条の5

雪印乳業食中毒事件、三菱自動車リコール隠し、雪印食品表示偽装事件など、製造者のモラルが低すぎる事案が多発していること、被害者が勝訴しても、費用の持ち出しになる例がほとんどであることから、生命、身体または財産の安全性の確保または損害の拡大の防止について、製造者に故意または重大な過失があったときは、裁判所は被害者の請求により、製造者に対して、第3条による損害金のほかに、付加金の支払いを命ずることができたとした。特に、リコール隠しが横行し、対象車による事故の被害者救済が困難な状況がある今日の日本では、このような態勢を許さないためには、メーカーに高額の付加金を命ずる必要がある。

5. 第3条の6（供給者の責任）

ネット通販の発達とも相まって、消費者が売買、賃貸、リース等によって供給を受けた製品に製造業者等の表示がない製品が流通している。そのような製品の欠陥によって消費者が被害を被ったときに、（販売、賃貸、リース等の方法で供給した者に契約責任を問うるのは当然として）無過失製造物責任を問うべき相手が不明の場合、被害者の救済が不十分となる可能性があり、公平でない。

ヨーロッパの製造物責任法は、このような場合、供給者に製造業者等と同等の責任を負わせる条項を規定している。日本でも、ネット通販で供給された製品でこのような規定が必要な事例が生じている。

6. 第4条1号

開発危険の抗弁は、立法当初から反対が多く、欧米でも認めない方向で改正作業がなされている。開発危険の抗弁は、当初危惧されたとおり、化粧品、医療器具や食品の欠陥をめぐる実際の訴訟で濫用主張がなされ、これをめぐって訴訟が長期化している。早急に削除すべきである。

7. 第5条

最近のガス湯沸かし器、石油温風機などによる事故は、製造から10年以上経た製品での事故が多い。リコール情報の中にも10年以上使用した後に事故に至るケースが多数存在する。責任期間を10年としたのでは、これらの事故の被害者は救済されない。そこで、民法不法行為責任と同様の（民法724条）20年を責任期間とした。

8. 第7条

社会を安全にしていくためには、被害者自身のみならず、消費者団体にもPL訴訟の訴権を認め被害者と共同してまたはこれに代わって当事者となることができることとした。

特に、リコール隠し対象車のユーザーは、後に発覚してリコールされたとしても、それまでの間事故を起こしたかもしれないと考えると精神的損害は発生していると言える。しかし、一人で少額でも難易度の高いこのような訴訟を提起するのはためらわれる。もし、多数の人たちの慰謝料請求権の行使を消費者団体が当事者となって提訴できるならば、被害者救済に有効であるから、損害賠償請求権を有する消費者団体訴訟制度をPL事件に導入すべきである。

9. 第8条

欠陥製品につき、公益通報者からの情報が消費者保護や、立証負担の軽減に資することから、欧米の立法例にならって、欠陥製品の安全に関する会社の不法行為を知った者は、公表または通報しても、一切の不利益を受けないこととした。

2004年に公益通報者保護法が成立したが、リコール隠し対象車による事故例が複数あることなど、製品安全にかかわる分野では、同法による保護をこえて公益通報者を保護する必要があるので、第8条はそのまま維持することとした。

10. 附則第1条

団体訴権を有する消費者団体の定め方は、社会環境等の変化に迅速に対応できるよう、政令で定めることとした。

11. 附則第2条

最近の立法例は、社会環境等が急速に変化する今日、その変化に対応するため、みなおし規定を予め定め、法律上の責務にしているものが多い。PL法に関するEC指令は、EC委員会に5年ごとの報告と必要な提案を義務付けている。

我が国のPL法にも、5年で見直す旨の規定を置くべきである。

以上

第42回定期総会・製造物責任法の制定を求める決議 【資料10】

Tweet

[1990年代の次の項目へ](#)

(製造物責任法の制定を求める決議)

製品の技術化が進み、大量生産・大量販売される今日、専門的知識や情報をもたない消費者には、市場に出された製品が安全であることを期待する権利があり、製品の欠陥によって被害がもたらされた場合、製品に内在する危険の公平な負担として、製造者は過失の有無にかかわらず被害者の蒙った損害を賠償すべきである。

ところでわが国の不法行為法のもとでは、被害者は製造者などの過失および因果関係の立証責任を負担しており、製造者や行政などの手元に製品や技術に関する情報が偏在し、かつ、その開示システムを欠いていること或いは、行政による安全確保ないし原因究明が十分でないこともあいまって、欠陥商品による被害の救済を得ることは著しく困難となっており、そのため被害の多くは潜在化していると言われている。

このような現状を克服し、欠陥製品による危険負担の公平を図るために、1991年3月15日、当連合会は、次の内容をもつ製造物責任法要綱を提案した。

1. 製造者の無過失責任の原則を撤廃し、開発危険の抗弁を認めない。
2. 欠陥とは、製品の通常予想される使用および製品についての説明・指示・警告において、消費者が期待する安全性を欠く状態をいう。
3. 欠陥および因果関係の推定規定を設けるとともに、安全性に関する情報の開示義務を定める。
4. 広く欠陥製品による被害救済のための法とし、流通関連業者にも連帯責任を負わせ、損害の種類や額を制限し或いは製造者などの責任を一定期間に制限する規定を設けない。
5. 悪質な製造者に対し相当な附加金を課す。

われわれは、国に対し、すみやかに上記内容の製造物責任法の制定を求めるとともに、今後とも、欠陥製品による被害の予防と救済に努力するものである。

以上のとおり決議する。

1991年(平成3年)5月24日
日本弁護士連合会

(提案理由)

1. 今日わが国には、科学技術を駆使した製品が生活の場にあふれている。しかも大量生産、大量販売のもとでは製品に欠陥があった場合、誰しもが被害者になりうる状況におかれている。事実、わが国は、かつてサリドマイド、スモン、カネミ油症事件など世界的にも注目された大規模な製品事故を経験し、近年にも、石油ファンヒーターやカビ取り剤による死亡傷害事故、自動車の暴走事故やテレビなど家電製品による火災事故などが発生している。

サリドマイド、スモン、カネミ油症事件などは、1980年代に一応の被害救済がなされたが、それまでに長い年月を要した。これは、現行の不法行為法に基づいて被害の救済を図らねばならなかつたがためであり、製品についての知識や情報をもたない一般消費者が製造者などの過失や因果関係の存在を証明することは、今日さらに困難な状況に至っている。

2. わが国に製造物責任に関する訴訟が極めて少ないとなどから、行政省庁の一部や業界には、わが国には欠陥製品による被害が殆どないとか、現行法のもとで製造者などが自主的に十分に救済しているとして、製造物責任法の立法化的必要はないとの姿勢がいまだみられる。

しかし、われわれがこれまで2度にわたって実施した全国的な規模の欠陥製品110番や会員に対するアンケート調査さらに各地の消費者センターに寄せられた情報によれば、訴訟事件となるなどの顕在化した事件の背後に、救済されていない多くの製品事故が存すること、並びに、公的機関による安全確保のための指導、事故情報の収集、事故原因の究明が

不十分であることが救済を困難にし、被害の潜在化をさらに助長していることが窺われる。

3. 製造物責任の立法化をめぐるわが国の近年の動きに、1985年にEC閣僚理事会で採択された「欠陥製造物についての責任に関する加盟国の法律、規定および行政上の規定の調整のための閣僚理事会指令(いわゆる製造物責任についてのEC指令)」が少なからず影響をあたえていることは否めない。

しかし、EC指令は、1992年に予定されているEC市場の統合に際して、加盟国間の競争条件を調整する立場から政治的妥協がなされたものである。その結果、開発危険の抗弁を認め、被害者の立証責任を緩和せず、責任主体、損害賠償の範囲、責任期間を制限するものとなっており、EC指令並みの立法化では被害救済および被害防止の観点からは極めて不十分といわなければならない。

4. 当連合会は、1989年9月松江市で開催された第32回日本弁護士連合会人権擁護大会において、「消費者は消費生活のすべての場面で、安全及び公正を求める権利が保障されるとともに、その実現に参加する権利を有する」ことを決議し、その一環として、当連合会は1991年3月15日、別紙のとおり製造物責任法要綱を取り纏めるに至った。その骨子は、決議の主文に掲げたとおりである。

われわれは、被害救済の実務を通じて、被害の実情および困難な救済の実態を熟知するものとして、国に対し、すみやかに上記内容の製造物責任法を制定することを求めるとともに、今後とも欠陥製品による被害の予防と救済に努力するものである。

別紙

製造物責任法要綱

日本弁護士連合会

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、製造物の欠陥によって生じた損害について製造者の特別の賠償責任を定め、その履行を確保する方策を講ずることにより、製造物の欠陥による被害の予防と救済をはかることを目的とする。

第2条（定義）

この法律による用語の定義は次のとおりとする。

1. 「製造物」とは、流通におかれたすべての物をいう。但し、なんらの加工もせずに販売される不動産を含まない。

2.

1. 「製造者」とは、業として製造物を製造または加工する者をいう。
2. 次の各号に該当する者は、この法律においては製造物と看做す。

- A. 業として自然産物の採取、捕獲をする者
- B. 製造物またはその容器、包装等に、自己の商標・標章・商号その他自己を表示する名称を付して業として流通させる者
- C. 製造物の輸入業者

3. 「欠陥」とは、製造物が、次にかかる事情を考慮して、消費者が正当に期待しうべき安全性を備えていないため、生命、身体または財産に不合理な危険を生じさせる虞れのある状態をいう。

- A. 製造物の通常予想される使用
- B. 製造物についての説明、指示、警告その他の表示

第2章 損害賠償責任

第3条（無過失責任）

製造者は、製造物の欠陥により生命、身体または財産に損害をうけた者に対し、その財産的および非財産的損害を賠償する責任を負う。

第4条（連帯責任）

同一の製造物の同一の欠陥により生じた損害につき賠償責任を負う者が数人あるときは、各人は全額につき連帯して責任を負う。

第5条（欠陥および因果関係の存在の推定）

製造物が通常予想される方法により使用されたにもかかわらず、損害が生じた場合において、その損害が通常生じるべき性質でないときには、その製造物に欠陥があり、かつその損害はその欠陥によって生じたものと推定する。

2. 製造物の欠陥は、製造者が当該製造物の流通においていた当時既に存在していたものと推定する。但し、製造者が、当該欠陥が相当の使用期間経過後に生じたものであると証明したときは、この限りでない。

第6条（開示）

この法律に基づく訴訟において、製造物の安全性に関する情報を所持するものは、正当な理由がある場合を除き、被害者の請求によりこれらを開示しなければならない。

2. 製造者または製造者のために前項にかかる情報を所持する者が、正当な理由なくしてその情報を開示しない場合には、裁判所は、当該製造物に欠陥があるものと認めることができる。

第7条（過失相殺の特例）

被害者に重大な過失があったときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにつきこれを斟酌することができる。

第8条（付加金）

生命、身体または財産の安全性の確保または損害の拡大の防止について、製造者に故意または重大な過失があったときは、裁判所は被害者の請求により、製造者に対して、第3条による損害金のほかに、これの2倍を限度とする付加金の支払いを命ずることができる。

第9条（責任主体の免責）

製造者は、製造物が、出荷が予定される以前に、製造者の意思に基づかず流通におかれた場合で、流通におかれたことに過失がない場合は、その責任を免れるものとする。

2. 構成部品の製造者については、その欠陥が構成部品の組み込まれた製造物の構造または完成品製造者のした指示にもっぱら起因する場合には、その責任を免れるものとする。原材料の製造者についても同様とする。

第10条（消滅時効）

この法律による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害、欠陥および賠償義務者を知ったときより3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。損害発生のときより20年間を経過したときも同様とする。

第11条（特約による制限）

この法律に定める製造者の責任を予め制限または免除する特約は無効とする。但し、法人について生じた損害に対する責任についての特約は、主として私的使用の目的で利用される製造物に関するもの、または製造者の優越的地位を濫用して締結されたものを除き、この限りでない。

第12条（製造者以外の責任）

この法律の規定は、第2条第2号にかかる者以外の者で、次の者に準用する。但し、これらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの者が欠陥を知ることが期待できない場合を除く。

1. 製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者
2. 製造物の梱包業者、運送業者、倉庫業者
3. 製造物の修理業者、設置業者

第13条（民法の適用）

この法律による損害賠償責任については、本章の規定によるほか、民法の規定による。

第3章 損害賠償措置及び保障事業

第14条（損害賠償措置の強制）

政令で定める製造者のうち、政令で定める者は、その生産にかかる製造物の欠陥により、生命、身体または財産に生じる損害を賠償するための措置（以下、損害賠償措置という）を講じなければ、その製造物を流通においてはならない。

第15条（損害賠償措置の種類）

損害賠償措置は、製造物責任保険契約、製造物責任保証契約または供託とし、その内容及び金額は別に定める。

第16条（製造物損害賠償保障事業）

政府は製造物損害賠償保障事業（以下、保障事業という）を行う。

2. 保障事業の内容は別に法律で定める。

製造物責任法の制定に関する宣言

【資料11】

われわれは、欠陥商品被害の予防と救済のために、「製造物責任法要綱」を提言し、1991年5月24日定期総会で「製造物責任法の制定を求める決議」を採択した。

ところが、政財界からは、わが国には製造物責任法は不要であるとか、時期尚早であるとする慎重論が現在なお強く唱えられている。われわれは、国民生活審議会、産業構造審議会の各審議が、大詰めを迎えていた現在、わが国に製造物責任法の制定を実現するために会をあげて行動するとともに、それぞれの日常活動を通じて欠陥商品による被害の救済のために、一層積極的に取り組む決意である。

以上のとおり宣言する。

1992年(平成4年)11月6日
日本弁護士連合会

提案理由

1. 日本弁護士会連合会は1991年3月15日に「製造物責任法要綱」を発表した。これは、製品事故による被害救済につき欠陥を要件とする無過失責任制度に転換するとともに、欠陥や因果関係の推定、証拠開示の規定を備えたものである。

さらに、同年5月24日の定期総会において、「製造物責任法の制定を求める決議」を採択し、国民生活審議会を含む関係省庁や政党に製造物責任法の制定を強く要請してきた。

2. ところが、1991年6月10日の通商産業省の外郭団体である財団法人日本産業協会に設置された「製品安全対策研究会」の報告に引き続き、同年10月8日の与党の「製造物責任制度に関する小委員会」においても、「日本は薬事法や食品衛生法など国による安全規制が実施されているので被害はそう多くない。被害救済に関しても、SGマーク制度等の救済もある。現在の民法が過失責任を採用しているために救済を受けられない例が果たしてどれだけあるのか。判例では無過失責任に近い考え方を採用するなど原告負担を軽減する工夫をしてきている。製造物責任制度導入は時期尚早である。」として製造物責任法の立法に消極的な態度が表明された。さらに1992年7月27日には関西経済連合会が、9月25日には中部経済連合会がそれぞれわが国の消費者被害の予防と救済のための制度は欧米に比べて充実しているし、裁判での過失の判断は欠陥と区別できないレベルにある等として、わが国への製造物責任法の導入を牽制している。

3. しかし、現状はどうであろうか。当連合会が実施した欠陥商品110番や弁護士アンケート等によれば、オートマチック車の急発進、家庭用電気製品の発火などの欠陥商品被害が存在する一方、現在の救済の現状は不十分であることが判明している。本年1月に行った「欠陥商品110番」では、わずか3日の電話受付で1,044件の被害・苦情が寄せられた。1990年及び1991年に実施した欠陥商品110番当時よりも増加しており、この問題に対する関心が強まっている。コンピュータを駆使した多機能ハイテク商品、多様な科学物質やバイオテクノロジーを利用した製品が増加し、製品の高度化・複雑化が進む自動車、家庭用電気製品に関する苦情が増加する傾向にある。消費者にとって技術・事故・救済の各情報への接近が著しく困難な故に、過失や因果関係の証明の負担が重きに過ぎるという実状にある。本年5月に当連合会会員に対して行ったアンケート調査においても、欠陥商品事件の相談550名の会員から寄せられた1,473件のうち32パーセントは、欠陥・過失・因果関係の立証困難を主な理由として、救済のための請求を断念したとの結果が明らかになっている。このような状況は、一日も早く改善されなければならない。

4. 現行のSGマーク制度や医薬品副作用被害等の救済制度は、制度の存在・意義が知れ渡っていない、給付金額が限定されるなど内容が不十分である、審査が非公開であるなど多くの問題点が指摘されている。また、消費者センター等の苦情処理でもその大半は欠陥品の交換、治療実費の支給程度のものに止まり、慰籍料・休業損害・逸失利益の支払等の点について十分な救済には至っていないというのが実情である。さらに消費者と企業との相対交渉では、消費者が十分に満足を得ているとは到底考えられない。このことは欠陥商品110番に相対交渉での不満が多数寄せられ、弁護士の関与によってはじめて救済が得られた例も少なくないことからも明らかである。

5. 今日、基本原則において過失責任主義を見通し、欠陥を要件とする製造物責任制度に転換することは生活者重視の政策をとるわが国にとって急務である。

欠陥商品被害救済について、行政的手続きによる予防・救済制度や訴訟外の紛争処理機関の新設を含む充実強化策を講じるという問題も検討されなければならないが、被害救済のための紛争解決の透明性、公平性を確保するためには、まず司法における適正な被害救済のルールの確立が必要である。

6. 本年野党から相次いで製造物責任法案が国会に提出され制度化へ向けての動きとしては一歩前進と評価すべきものである。しかし、これらの政党案は、製造物の範囲をどうするか、法人の被害を適用外とするかどうか、欠陥や因果関係の推定規定の適用要件をどうするか、証拠開示の規定を置くかどうかなど今後検討をしなければならない問題が残っている。さらに注目すべきことは地方自治体による製造物責任法制定促進要請決議も100自治体を超え現在も続々と増えつつある。本年6月の行政改革推進審議会の答申も製造物責任制度の導入を要請している。しかし、この10月の国民生活審議会消費者政策部会の製造物責任制度に関する報告では結論を1年後に先送りし、製品ごとの所轄官庁の意見を聞くこととなった。

7. 全国各地の会員が無過失責任原則の現行制度の中でも様々な困難を乗り越えて欠陥商品被害の救済に取り組み一定の成果を得ているが、なお多数の被害者が未だに十分に救済されていない。われわれはこの現状に鑑み、会員一人ひとりがさらに積極的に取り組み、司法救済手続等を通じて被害の実態を明らかにし、被害予防の視点を踏まえながら、救済のための製造物責任法の立法化への世論を高めていくことが一層必要であるという共通認識に至った。

われわれは、消費者の権利の確立を目指して今後一層欠陥商品に起因する被害の救済に取り組むとともに、製造物責任法の制定に向けて立法府、行政府に働きかけを強め、欠陥商品110番などの被害掘り起こしと救済活動、欠陥商品被害事件情報の収集と提供、各地でのシンポジウムや学習会活動等、国民世論の形成に向けて広範な運動を展開することを決意してこの宣言を提案する。

製造物責任法の制定に際して

【資料12】

当連合会は、欠陥製品被害の予防と救済のためには製造物責任法が必要不可欠であると考え、1991年3月「製造物責任法要綱」を提言するなど法制化にむけて、関係各方面に働きかけてきた。

国民生活審議会は、昨年10月19日消費者政策部会報告で「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止、救済の在り方について更なる検討を行い、おおむね1年以内にその結果を取りまとめることが必要である。」とし、関係各省庁に検討を求めた。

しかし、産業構造審議会、中央薬事審議会などは、製造物責任法の法制化は是とするものの、欠陥概念を極めて限定的にとらえ、当該製品は損害に含めず、欠陥及び欠陥と因果関係の推定規定は採用せず、裁判所の事実推定則の活用に委ね、技術レベルでの開発危険の抗弁を認めるべきであるとしている。

しかしながら欠陥製品被害救済の裁判にたずさわる弁護士として、今日の訴訟の実情に照らせば、かかる内容の製造物責任法はEC指令にはるかに及ばないものであり、このような法によって被害の予防・救済が進展するとは到底考えられない。真に被害の予防及び救済に資する製造物責任法の制定は、今日わが国の当面する課題である生産者中心から消費者・生活者の利益擁護への政策転換の要である。

そこで全国の弁護士会単位会の決議・会長声明および各弁護士の多数の署名を受け、次の内容をもった製造物責任法の早期制定を強く求めるものである。

1. 欠陥概念を欧米におけると同等のものとすること。
2. 欠陥および因果関係の推定、並びに欠陥の発生時期の推定の規定を設けること。
3. 開発危険の抗弁を認めないこと。
4. 製品の安全性に関する情報を所持する者に、その開示を義務づけること。
5. 広く欠陥製品による被害救済のための法とし、損害の種類や額および責任期間を制限しないこと。
6. 悪質な製造業者に相当な付加金を課す。

1993年(平成5年)11月17日

日本弁護士連合会

国民生活審議会による製造物責任制度についての 最終報告書に関する談話

【資料13】

国民生活審議会は、本日「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」と題する製造物責任制度についての最終報告書をまとめ、細川護熙内閣総理大臣に答申した。

当連合会は、わが国における欠陥製品被害と救済の実態を踏まえ、かつ、欧米豪における法制度及びその運用の実態を調査したうえで、

1. 「欠陥」とは、消費者の期待する安全性を欠く状態をいうものとする。
2. 欠陥および因果関係の推定規定を設けること。
3. 製品の安全性に関する情報を所持する者に開示を義務付けること。
4. 開発危険の抗弁は認めないこと。

を骨子とする製造物責任の制定を求めてきた。

今回の最終報告書は、「欠陥」を責任要件とする法制化は是としたものの、当連合会の上記提案はいずれも取り入れられていない。

その問題点については、当連合会が本年12月3日付意見書で既に明らかにしているところであるが、欠陥概念を不当に狭くし、推定規定及び証拠開示の規定を導入せず、被害者の証明負担の軽減が図られていないこと、開発危険の抗弁を導入したこと、損害の範囲、適用対象製品および責任期間を限定したことは、遺憾である。

とりわけ欠陥概念につき、以下の問題点があり、本報告書の内容は到底容認できないものである。

まず、「消費者期待基準」をとらず、欠陥の重要な判断基準として、製造者側の視点に基づき、「製品の効用・有用性」「製品の価格対効果」「技術的実現可能性」「被害発生の蓋然性とその程度」「製品の通常使用期間・耐用期間」など、欠陥概念を不当に狭くする判断基準を持ち込み、かつ、これらを法律自体に盛り込むことの必要性を指摘している点である。

さらに、被害者が、基本的に欠陥の部位までを特定する必要があるとしている点である。

このような欠陥概念を前提とするなら、現行の過失責任による救済をも後退させかねないものとなる。

製造物責任の法制化に向けての今後の立法作業において、欠陥とは消費者の期待する安全性を欠く状態をいうものとし、本報告書が掲げる「製品の効用・有用性」「製品の価格対効果」その他の判断基準を付け加えるべきでない。

日本弁護士連合会は、消費者団体とともに、今後とも引き続き、消費者のための製造物責任法の制定に向けて努力するものである。

1993年(平成5年)12月10日

日本弁護士連合会
会長 阿部三郎

法制審議会民法部会財産法小委員会報告に関する会長談話

製造物責任に関する法務省法制審議会民法部会財産法小委員会は、「製造物責任制度について」と題する報告書を発表した。同報告書は推定規定の導入を否定し、開発危険の抗弁を認めた点などに問題があるが、欠陥責任の原則の導入を明確にし、欠陥判断のための考慮事情を法律上明記しないこと、損害賠償の範囲と責任期間につき、「民法の不法行為の原則による」として、製造物自体の損害をPL法の対象から除外し、期間の制限につき製品を流通に置いた時から10年とする産業構造審議会および国民生活審議会報告の考え方を否定した点は、一応評価できる。

今後とも、当連合会がかねてから要求している推定規定の導入、開発危険の抗弁の否定、情報開示の規定の導入等を含めて立法化作業が進められるよう関係方面に強く要望するとともに、当連合会の活動を強化していく。

1993年(平成5年)12月10日

日本弁護士連合会
会長 阿部三郎

製造物責任法の政府案策定に関する談話

【資料15】

本年4月5日発表されたPL法連立与党プロジェクトの製造物責任法案は、同法についての「連立与党プロジェクトの検討結果について」と題する書面によると、法制化にあたって、欠陥概念について「製品の効用・有用性」、「製品の価格対効果」、「技術的実現可能性」などEC指令にもない6項目の判断要素を排除したこと、対象製造物の範囲につき血液製剤の一部及び生ワクチンを適用対象外としなかったこと、賠償対象損害の範囲について、拡大損害をもたらしたときは当該製造物も含めるなど、民法の基本原則を相当にとり入れたこと、責任期間につき、遅発性・蓄積性被害について損害発生時を同期間の起算点としたことなど、第一四次国民生活審議会最終報告書に比して前進したものと評価ができる、当連合会は、連立与党PLプロジェクトチームのメンバーに対して敬意を表するものである。

しかしながら、欠陥や因果関係の推定規定を設けず、特に欧州連合(EU)各国が採用している製品を流通に置いた時の欠陥の存在の推定規定も設けなかったことや、考慮要素としての「製品の表示」を例示しなかったこと、開発危険の抗弁を認めるとしたこと、証拠開示についての検討がなされていないこと、責任主体の範囲をEC指令より限定したことなど、なお多くの問題点を残している。

またテレビ報道などによると、予定されている製造物責任法要綱の目的規定には、「国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」との表現があるとのことである。かかる目的規定は、製造物責任法の目的としては全く異質なものであるとともに、同法の性格や立法後の解釈・運用に誤解を招きかねないもので、極めて不適切なものである。

当連合会は、政府においてはこれらにつき更に検討審議のうえ、被害にあった国民が速やかに救済され、真に国際的に調和のとれた製造物責任法を、今国会において審議・制定されることを要望する。

日本弁護士連合会
会長 土屋公献

シンポジウム

製品事故被害者は救済されているか

～製造物責任法施行20年の歩みと課題～

《当日投影資料》

《この頁は白紙です》

ランチアデルタ事件 欠陥の証明

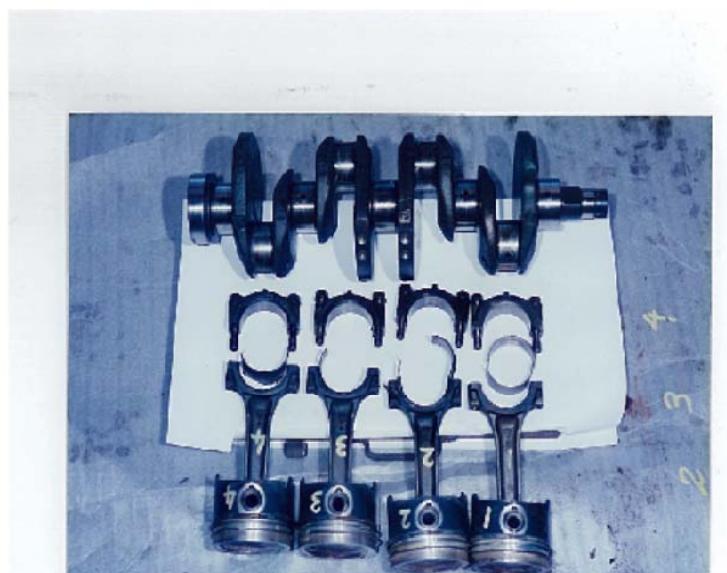
オイルパンの中から金属片が出てきた



エンジン取り出し作業



エンジン内のコンロッドメタルが破損していた



破損拡大図



オイルストレーナー 上部取り付け口にゆがみ

